

保安規制高度化等事業

産業保安・安全グループ

保安政策課

令和8年度概算要求額 **6.0億円**（6.1億円）

事業目的・概要

事業目的

高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法等に係る規制の整備・見直すための調査等を実施し、新エネルギー等を利用した技術の実用化の促進と保安の確保を図るとともに、石油・ガス等に係る事故の未然の防止や産業保安法令の技術基準等の制定等を行うための調査を実施し、石油・ガス等に係る事故・死傷者数の減少を目的とする。

事業概要

新エネルギー等を利用した技術の実用化の促進と保安の確保、石油・ガスに係る事故の未然の防止や制度設計等を行うため、以下の取組を行う。

（1）新エネルギー等の保安規制高度化事業

水素社会の構築に向けた技術基準の整備や水素導管供給システムの安全性検証等のための調査・検討、新エネルギー発電設備の環境影響調査技術や予測及び評価手法（環境アセスメント）の方策に係る調査・検討等

事業形態、対象者

事業形態 委託事業（1）（2）

対象者 民間企業等（事業内容別資料を参照）

（2）石油・ガス等供給に係る保安対策調査等委託費

石油精製プラント・ガス設備等における事故原因と再発防止策の検討を行うとともに、産業保安法令に関する規制の見直しや各法令に基づく技術基準等の制定等に必要となる調査・検討等

保安規制高度化等事業のうち、 (1) 新エネルギー等の保安規制高度化事業 令和8年度概算要求額 3.0億円 (3.1億円)

事業目的・概要

事業目的

高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法等に係る規制の整備・見直しを行い、新エネルギー等を利用した技術の実用化の促進と保安の確保を図ることを目的とする。

事業概要

新エネルギー技術等について、安全に関する技術や環境影響の観測技術の調査等を行い、これらの技術の普及・活用のために必要な技術基準の策定に向けた検討を実施する。

- (1) 水素社会の構築に向けた技術基準の整備や水素導管供給システムの安全性検証のための調査・検討 等
- (2) 新エネルギー発電設備の環境影響調査技術や予測及び評価手法（環境アセスメント）の方策に係る調査・検討 等

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

関連する規制緩和の実施や新たな基準の策定、技術基準等の見直しを行い、関連設備での事故の減少を実現するとともに、新エネルギー技術等の普及拡大を目指す。

保安規制高度化等事業のうち、

(2) 石油・ガス等供給に係る保安対策調査等委託費

令和8年度概算要求額 **3.0億円 (3.0億円)**

産業保安・安全グループ

保安政策課

事業目的・概要

事業目的

石油・ガスに係る事故を未然に防止するとともに、産業保安法令の技術基準等の制定・改正や制度設計を行うための事業を実施し、

- (1) 石油・ガスに係る人的被害を伴う事故件数及び死傷者数を現行の事故報告体制になって以降最少にすること
- (2) 都市ガス・LPガスについては審議会で取りまとめた「ガス安全高度化計画2030」、「液化石油ガス安全高度化計画2030」で設定した事故・死傷者数の減少

を目的とする。

事業概要

石油精製プラント・ガス設備等における事故原因と再発防止策の検討を行うとともに、産業保安関係法令（高圧ガス保安法、ガス事業法、液化石油ガス法等）に関する規制の見直しやそれぞれの法令に基づく技術基準等の制定・改正に必要な調査・検討等を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

石油・ガスに係る人的被害を伴う事故件数及び死傷者数を現行の事故報告体制になって以降最少にすることや、都市ガス・LPガスでは審議会で取りまとめた「ガス安全高度化計画2030」、「液化石油ガス安全高度化計画2030」で設定した事故・死傷者数の減少を目指す。

都市ガス分野の災害対応・レジリエンス強化に係る支援事業

令和8年度概算要求額 1.4億円 (1.5億円)

産業保安・安全グループガス安全室
資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室

事業目的・概要

事業目的

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、地震では都市ガスの供給支障も発生している。さらに、今後は南海トラフ地震や首都直下型地震といった、更なる大規模災害のリスクも存在しているため、ガス事業法を改正し、一般ガス導管事業者に対し、災害時に連携して復旧作業等に当たるための「災害時連携計画」の策定・届出を義務化した。

本事業により、災害時連携計画の効果を高めることを通じて都市ガス分野における災害対応・レジリエンスを強化することを目的とする。

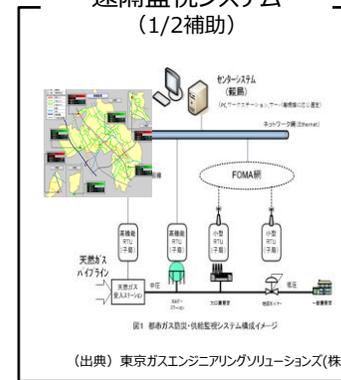
事業概要

復旧作業等に当たり必要な設備等が中小事業者にも行き届いていなければ、災害時連携計画の効果が十分に発揮されず、災害時の事業者間連携の円滑化や復旧作業等の迅速化が期待できないことから、本事業において、災害時にガスを供給停止すべき範囲の特定や遠隔での供給停止が可能となる遠隔監視システムといった災害時の復旧作業等の迅速化に資する機器や設備の導入を行う中小規模の一般ガス導管事業者に対して、その費用の一部を補助する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



遠隔監視システム
(1/2補助)



成果目標・事業期間

令和5年度から令和9年度までの5年間の事業であり、補助金の活用により、

- ・短期的には、ガバナ遠隔監視システムを20社に対して導入することを目指す。
- ・中期的には、ガバナ遠隔監視システムを30社に対して導入することを目指す。
- ・長期的には、都市ガス分野における全国規模の災害に対しても効率的・効果的な災害対応が可能となる体制整備を目指す。

休廃止鉱山鉱害防止工事等支援事業

令和8年度概算要求額 3.9億円（6.2億円）

産業保安・安全グループ

鉱山・火薬類監理官付

事業目的・概要

事業目的

金属鉱山や石油坑井からは採掘終了後でも重金属を含む坑廃水や石油等が排出されるものがあり、鉱害防止のため、必要な坑廃水処理の継続、問題ある石油坑井の封鎖が適切に実施される必要。このため、地方公共団体等が実施する廃止石油坑井封鎖工事や坑廃水処理の省エネ設備導入に必要な費用を補助するとともに、坑廃水処理の大幅な省エネに繋がる革新技術の導入実証を行うことで長期的に安定的・合理的な鉱害防止の実現を目的とする。

事業概要

（1）廃止石油坑井封鎖事業費補助金

石油等の漏洩による被害の解消及び将来的な漏洩事故の防止を図るため、廃止石油坑井の封鎖工事や漏洩した石油等の処理に必要な費用について補助を行う。

（2）休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金（以下、「鉱害防止エネルギー使用合理化補助金」）

鉱害防止事業のエネルギー効率の改善を図るため、省エネルギー設備導入等の費用について補助を行う。

（3）休廃止鉱山における坑廃水処理の高度化技術導入実証事業（以下、「坑廃水処理高度化技術導入実証事業」）

現在の坑廃水処理は消石灰等を投入した坑廃水の攪拌等に電力を継続的に消費するが、長期にわたる坑廃水処理の将来の大幅な省エネ実現のため、重金属除去作用を有する植物や微生物を利用した自然回帰型坑廃水浄化システム(パッシブトリートメント技術)を活用した坑廃水処理技術の導入実証事業等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

- （1）廃止石油坑井封鎖事業費補助金、
- （2）鉱害防止エネルギー使用合理化補助金



- （3）坑廃水処理高度化技術導入実証事業



成果目標・事業期間

（1）廃止石油坑井封鎖事業費補助金

平成30年度から令和12年度までの事業であり、廃止石油坑井を封鎖することにより石油等の漏洩による被害の解消を目指す。

（2）鉱害防止エネルギー使用合理化補助金

平成30年度から令和9年度までの事業であり、坑廃水処理施設における省エネルギー化に資する設備導入を行い、電力使用量の削減を目指す。

（3）坑廃水処理高度化技術導入実証事業

令和7年度から令和11年度までの事業であり、既存技術で使用していた電力使用が不要となるパッシブトリートメント等技術を実現することで、今後将来的に長期にわたる坑廃水処理の大幅なエネルギー使用量の削減とともに、坑廃水処理コストの低減を図る。

休廃止鉱山鉱害防止工事等支援事業のうち、 （１）廃止石油坑井封鎖事業費補助金 令和8年度概算要求額 1.3億円（2.3億円）

産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官付

事業目的・概要

事業目的

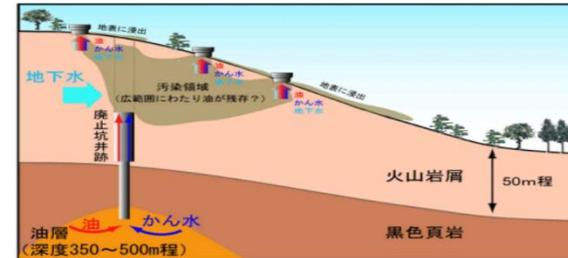
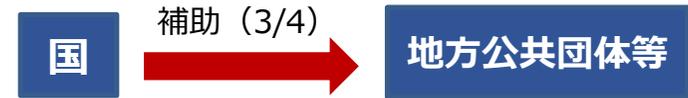
過去に生産を終了し、廃止された石油・天然ガス鉱山の生産設備（坑井）の中には、長期間経過した後、石油・天然ガスが漏洩し始めるものがある。

本事業は、石油等が漏洩した廃止石油坑井を封鎖するとともに、漏洩した石油等を適切に処理することにより、石油等の漏洩による鉱害の防止を図ることを目的とする。

事業概要

本事業では、石油等の漏洩による被害の解消及び将来的な漏洩事故の防止を図るため、地方公共団体が実施する廃止石油坑井の封鎖工事や漏洩した石油等の処理に必要な費用について補助を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

平成30年度から令和12年度までの事業であり、廃止石油坑井を封鎖することにより石油等の漏洩による被害の解消を目指す。

休廃止鉱山鉱害防止工事等支援事業のうち、

(2) 休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金

令和8年度概算要求額 **0.8億円 (2.1億円)**

産業保安・安全グループ

鉱山・火薬類監理官付

事業目的・概要

事業目的

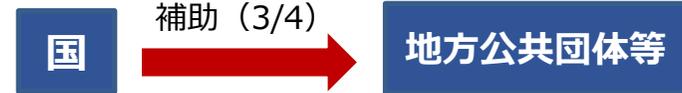
金属鉱山等からは、採掘終了後においてもカドミウム、鉛、ヒ素といった重金属等を含む坑廃水が排出されるものがあり、河川の水質汚濁による鉱害を防止するため、必要な坑廃水処理を継続する必要がある。

休廃止鉱山を管理する地方公共団体等においては、鉱害防止事業のために、数十年前から使用している老朽化した処理設備のエネルギー使用効率の改善が課題となっているものも存在しており、省エネ設備導入に必要な費用を補助することで、長期的に安定的・合理的な鉱害防止を実現することを目的とする。

事業概要

鉱害防止事業のエネルギー効率の改善を図るため、地方公共団体等が行う省エネルギー型の坑廃水処理設備の導入等の費用について補助を行う。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



中和処理を行う坑廃水処理施設における省エネルギー設備改修等を実施

成果目標・事業期間

平成30年から令和9年までの事業であり、最終的には坑廃水処理施設における省エネルギーの促進に資する設備（既存設備より電力消費量の少ない高効率ポンプ等）の導入等を行い、休廃止鉱山における電力使用量の削減を目指す。

休廃止鉱山鉱害防止工事等支援事業のうち、

(3) 休廃止鉱山における坑廃水処理の高度化技術導入実証実験

令和8年度概算要求額 **1.8億円 (1.8億円)**

産業保安・安全グループ

鉱山・火薬類監理官付

事業目的・概要

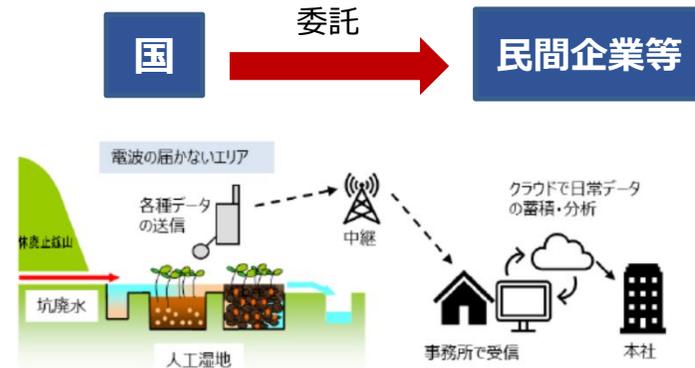
事業目的

金属鉱山等からは、採掘終了後においてもカドミウム、鉛、ヒ素といった重金属等を含む坑廃水が排出されるものがあり、河川の水質汚濁による鉱害を防止するため、昼夜問わず、24時間365日継続して坑廃水処理を行っており、消石灰等を投入した坑廃水の攪拌等に電力を継続的に消費している。このため、抜本的な省エネルギー型の坑廃水処理技術の導入によって、坑廃水処理にかかるエネルギー使用量を削減し、長期的に安定的・合理的な鉱害防止を実現することを目的とする。

事業概要

現在の坑廃水処理は消石灰等を投入した坑廃水の攪拌等に電力を継続的に消費するが、長期にわたる坑廃水処理の将来の大幅な省エネ実現のため、重金属除去作用を有する植物や微生物を利用した自然回帰型坑廃水浄化システム（パッシブトリートメント技術）等を活用した坑廃水処理技術の導入実証事業を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和7年度から令和11年度までの事業であり、既存技術で使用していた電力使用が不要となるパッシブトリートメント等技術を実現することで、今後将来的に長期にわたる坑廃水処理の大幅なエネルギー使用量の削減とともに、坑廃水処理コストの低減を図る。

小規模発電設備等保安力向上総合支援事業

令和8年度概算要求額 **2.2億円**（2.7億円）

事業目的・概要

事業目的

小規模な再生可能エネルギー発電設備が引き起こす事故により生じ得る公衆被害リスクを低減するため、同設備を設置する事業者に対して、技術基準へ適合すべく適切な維持・管理をするよう促す仕組みを構築・強化することを目的とする。

事業概要

小規模な再生可能エネルギー発電設備のリスクを評価し、事故の低減に繋げるため、以下の取組を行う。

（1）届出情報分析

電気事業法改正により、新たに提出を求めることとなった構造計算書等の届出情報を分析し、各設備に内在するリスクを分析・評価する。

（2）技術基準適合性確認のための現地実測調査及び書面調査

立地環境や事故事例から、リスクが高いと考えられる事業場への立入り又は書面で回答を求める形で、設備の保守管理の状態を把握し、当該設備のリスクを分析・評価を行う。

（3）規制及び安全性確認の方法に関する広報

電気事業法における制度内容の周知・講習会実施等を行うことで、当該設備の確実な保守管理を実現する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



<社会的影響を及ぼした事故事例>

成果目標・事業期間

小規模な再生可能エネルギー発電設備の事故の低減を目指す。

カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための利子補給事業

令和8年度概算要求額 **4.1億円**（4.0億円）

経済産業政策局産業資金課

GXグループ環境金融室

事業目的・概要

事業目的

カーボンニュートラル実現に向け、事業者の長期間の脱炭素への移行（トランジション）を進めるために、当該トランジションに係る融資の利子補給金の交付を通じて、金融機関によるカーボンニュートラル実現に向けた資金供給を促すとともに、事業者のトランジションに資する取組を推進していくことを目的とする。

事業概要

カーボンニュートラルの実現に向け、産業競争力強化法に基づき、事業者が10年以上の長期的な計画を策定し、事業所管大臣より当該計画認定を受けた場合の融資について、日本政策金融公庫を通じて、金融機関が当該事業者に対して利下げを可能とするため、成果連動型の利子補給金の交付を行う（最大0.2%）。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

短期的には、企業の脱炭素に向けた取組に対する融資を促進し、目標年度である令和6年度までに、2,365億円の資金供給を実現した。

長期的には、認定計画の定量目標達成率100%を目指す。

原子力発電施設等の周辺地域における大規模開発地への 企業立地促進事業費事業 令和8年度概算要求額 0.6億円（0.6億円）

事業目的・概要

事業目的

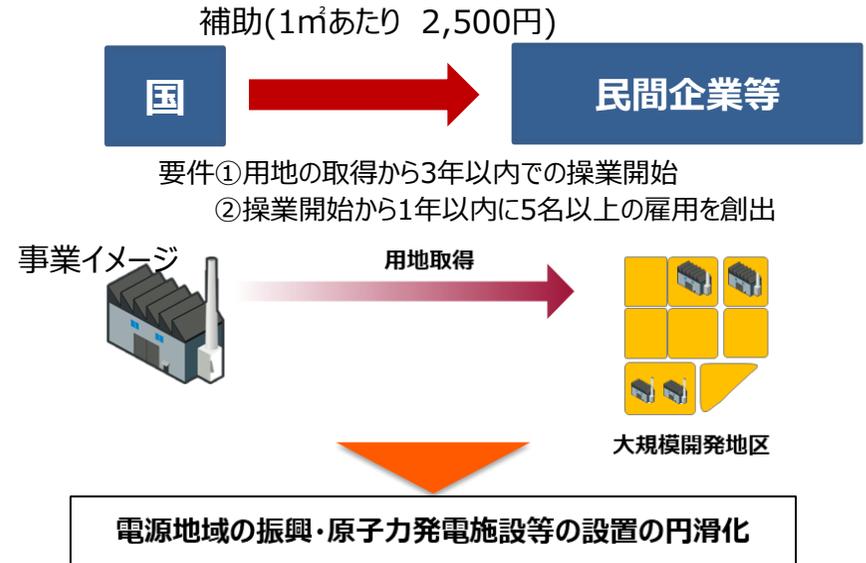
原子力発電施設等の周辺地域の大規模開発地区であり、我が国のエネルギー政策及び原子力政策上重要な地域である、むつ小川原開発地区に立地する企業の用地取得に係る費用の一部を補助することにより、企業の立地促進を通じて電源地域の振興を図り、もって原子力発電施設等の設置の円滑化に資することを目的として実施する。

事業概要

国又は県の計画に基づき、むつ小川原開発地区内に企業が立地する場合に、用地取得費用を対象に補助金を交付する。



事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

原子力発電施設等の周辺地域における大規模開発地区の分譲済開発用地面積の総計を令和8年度までに1,205haを目指す。

エネルギー・環境分野の中長期的課題解決に資する新技術

先導研究プログラム

令和8年度概算要求額 **38億円** (47億円)

(1) イノベーション・環境局 国際室

(2) GXグループ エネルギー・環境イノベーション戦略室

事業目的・概要

事業目的

・2050年カーボンニュートラル実現に向けてエネルギー・環境分野の中長期的な課題を解決するためには、国家プロジェクトの推進に加えて、20年後、30年後に新たな成長分野を創り出していく戦略的な取組みが必要である。

・このため本事業において、ハイリスクだがインパクトのある技術の原石を発掘し、将来の国家プロジェクト化やベンチャーによる事業化等を見据えて磨き上げることを目的とする。

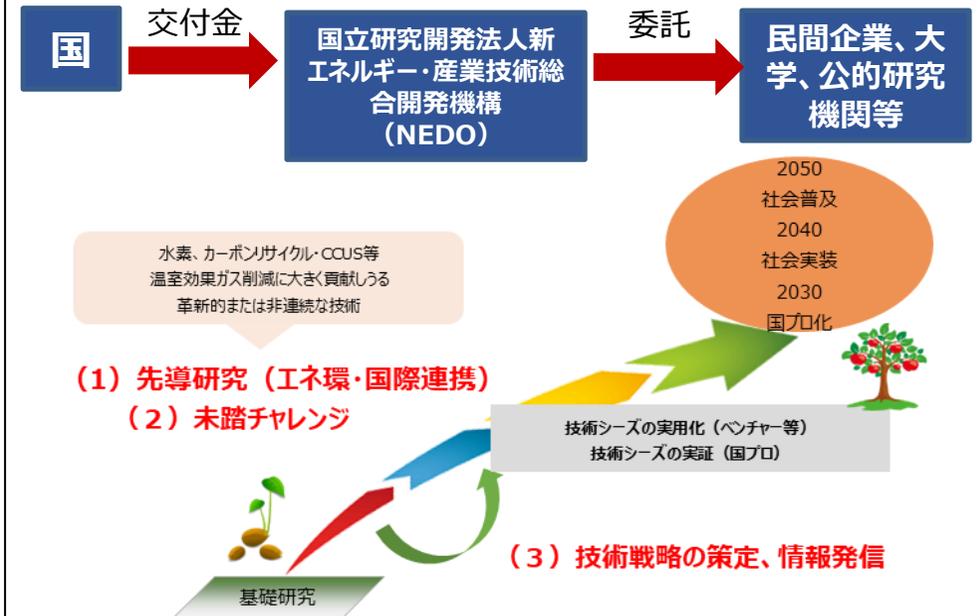
事業概要

先導研究：2040年頃の実用化を目指す事業。産業界・アカデミアからの技術シーズ及び社会・産業ニーズを元にした研究開発課題を設定。また、G20を中心とした諸外国の研究機関との国際共同研究を実施。

未踏チャレンジ：2050年頃の実用化を目指す事業。先導研究よりチャレンジングな研究開発に支援。

技術戦略策定調査、情報発信事業：国として実施すべき技術分野を優先順位付けし、各技術について技術戦略を策定するための調査を実施。また、先導研究の成果等をweb等を通じて国内外に発信し、全世界に向けて投資を促進。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

平成26年度から令和9年度までの14年間の事業であり、短期的にはエネ環については、令和5年度から5年間年20件新規採択を、国際連携については、令和5年度から5年間年8件新規採択を目指す。

最終的にはエネ環については、国家プロジェクトに繋がった研究テーマ件数50件以上を、国際連携については革新的クリーンエネルギー技術の橋渡し案件を、実施案件中の6割以上創出を目指す。

量子・古典ハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業

イノベーション・環境局

イノベーション政策課

量子産業室

令和8年度概算要求額 10億円（10億円）

事業目的・概要

事業目的

ユーザ市場での量子・古典技術の事業化の促進に向けて、センシング、計測、製造プロセス技術等のフィジカル領域での日本の強みを生かしつつ、最先端の量子・古典技術、計算資源、フィジカル領域のデータを組み合わせた量子・古典融合型コンピューティングシステムのアプリケーション開発を実施するとともに、ユースケースの創出を推進することを目的とする。

事業概要

本事業では、量子・古典技術の産業応用による計算能力の飛躍的向上やデータ利用の高度化により、従来では達成できない、生産性の向上、サービスの最適化、省エネルギー化等を実現するため、以下の取組を行う。

(1) 量子・古典アプリケーション開発、実証

「素材開発」「製造（工程スケジュール・設計技術など）」「物流・交通」「ネットワーク」といった重点分野における生産性向上や省エネルギー化に資するアプリケーション開発とフィールド実証を含めたユースケース創出

(2) 量子・古典の最適化等に向けたライブラリの開発

量子コンピュータと古典AIシステムをシームレスに融合・連動させて実際のビジネスにおける規模・複雑さに対応するための量子・古典融合共通アルゴリズム等の基盤を開発し、アプリケーション開発事業者が共通利用できるライブラリとして整備

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 量子・古典アプリケーション開発、実証



(2) 量子・古典の最適化等に向けたライブラリの開発



成果目標・事業期間

令和5年度から令和9年度までの5年間の事業であり、短期的には実環境下での実証実験で有効性を確認した量子・古典アプリケーション4件以上の開発を目指すとともに、それらの開発に使用可能な共通ライブラリについても3件以上の開発を目指す。

最終的には(1)(2)により開発された量子・古典アプリケーションが、本事業で取り組む重点分野を含む様々な分野で導入され、既存ビジネスモデル等が効率化、省エネルギー化、時短することで、令和17年度において約1,342万トン/年のCO2削減を目指す。

エネルギー・環境分野の官民による若手研究者発掘支援事業

イノベーション・環境局
大学連携推進室

令和8年度概算要求額 7.8億円（8.5億円）

事業目的・概要

事業目的

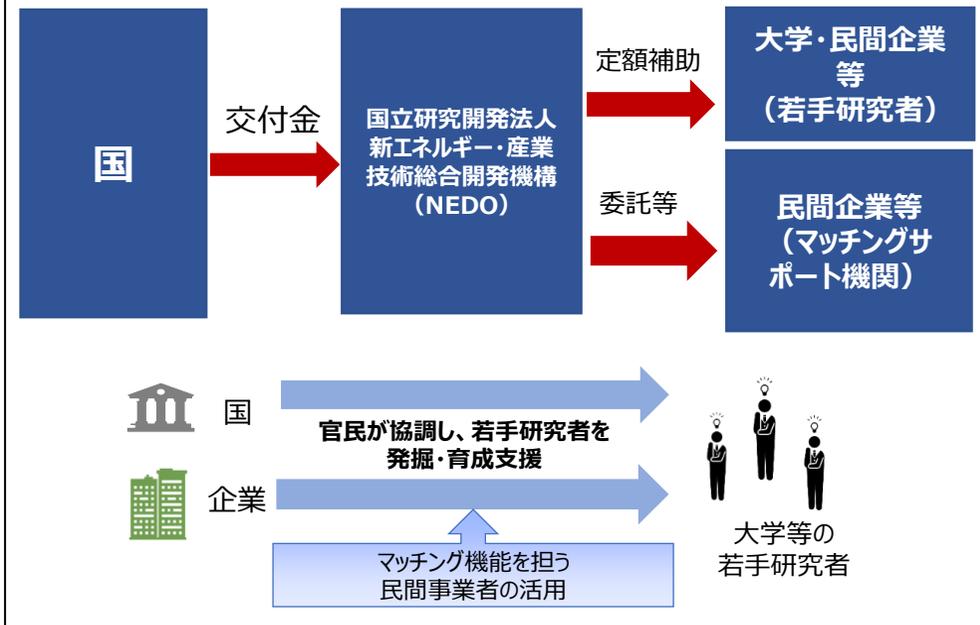
我が国の産学連携においては、産業界から大学への投資が諸外国に比べて非常に少なく、オープンイノベーションが進んでいない現状にある。また、大学の研究力は低下傾向にあり、特にイノベーション創出の重要な担い手である若手研究者の研究力向上は喫緊の課題。そこで、官民が協調して有望な研究シーズを持つ若手研究者を発掘し産学連携への支援を行うことで、中長期的に破壊的イノベーションにつながるシーズ創出を促進する。

事業概要

省エネの推進等に係る分野における若手研究者の技術シーズと企業のニーズのマッチングをサポートする機関を設置し、若手研究者の産学連携への取り組みに対して伴走支援を行う。併せて、若手研究者が産学連携に向けて自身の研究をブラッシュアップするための研究費を支援する。

加えて、若手研究者と民間企業との共同研究等を促進するため、若手研究者に対して共同研究費を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和2年度から令和12年度までの事業であり、

- ・短期的には、令和8年度までに、マッチングサポートフェーズにおける採択テーマのうち企業との共同研究等の実施に繋がった件数の割合を30%以上にするを目指す。
- ・中期的には、令和12年度までに、補助終了テーマにおける平均特許出願件数を1件創出することを目指す。
- ・最終的には、令和17年度までに、実用化に至った研究テーマの採択件数に占める比率を7.5%以上にするを目指す。

エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業

令和8年度概算要求額 23億円（23億円）

事業目的・概要

事業目的

日本企業の技術・製品・サービス等が公正かつグローバルに通用するためには、市場競争以前の、企業・業界の枠を越えた共通のソフトインフラ整備としての標準化への取組が不可欠であり、これを持続可能なものとし、かつ、加速させることも必須。特に、企業大、業界大の協調が必要となる社会実装・産業基盤整備に関する標準化は、消費者を含む適切な利害関係者を巻き込んで取り組むものであり、国が主導して適切に進め、必要に応じて他国との調整をしながら、国際標準・JISの開発・提案、国内標準化体制の構築を行う。特に、令和8年度は、不確実性が高く産業政策上重要な分野として設定したパイロット5分野（※）における対応を強化する。これらを通じて、国内外のルール形成や公正かつグローバルな市場環境整備を主導し、エネルギー使用合理化等に係る産業競争力の確保や社会課題の解決に寄与することを目的とする。（※ペロブスカイト太陽電池、量子、水素・アンモニア、バイオものづくり、データ連携基盤の5分野。このうちエネ特では、ペロブスカイト太陽電池、量子及び水素・アンモニアについて対応予定。）

事業概要

エネルギー使用合理化等に係る重要または先進的な製品・サービス等について、公正なルール形成や市場基盤創造を主導するため、以下の取組を行う。

- （1）国際標準/JIS開発、提案等：異業種連携、関連技術情報・実証データの収集、他国との共同規格開発等を通じた多様な規格原案の開発・提案、標準の普及を見据えた認証基盤の構築等を実施。
- （2）標準化に取り組む体制の整備、強化：重要な分野における国内外標準化動向調査、国際標準化機関等対策活動、標準化人材（標準化戦略、規格開発・普及等人材）の育成、アカデミアとの連携、啓発・情報提供等を実施。
- （3）国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業補助金：民間企業が主導し迅速な対応が必要な標準について、その原案開発・普及促進する補助事業を実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）及び（2）委託費



（3）補助金



成果目標・事業期間

令和5年度から令和14年度までの10年間の事業であり、短期的には、国際標準化機関に提案した国際標準素案件数について令和8年度までに80件を目指す（令和5年度からの累計）。最終的には、国際標準化を400件（令和5年度からの累計）実現するとともに、国際標準化機関等における日本のプレゼンスを強化することを目指す。

次世代航空機開発・次世代空モビリティ社会実装に向けた基盤技術開発事業

令和8年度概算要求額 44億円（45億円）

- (1) (2) 製造産業局 航空機武器産業課
- (3) 製造産業局 航空機武器産業課 次世代空モビリティ政策室

事業目的・概要

事業目的

増大する航空機需要や、拡大が見込まれる次世代空モビリティ（ドローン・空飛ぶクルマ）需要に対し、我が国において開発されてきた優位性ある要素技術を活用し、国際的な要請を踏まえたCO2排出削減を達成しながら、我が国航空機産業の競争力の強化・拡大を図ることを目的とする。

事業概要

(1) 航空機向け革新複合材共通基盤技術開発事業

我が国が強みを有する素材メーカー、製造メーカー、大学等が連携の上で、複合材料と成形プロセスの最適化、競争力等に資する技術開発（シミュレーション技術開発、新規複合材料開発等）を実施。

(2) 航空機向け革新的推進システム開発事業

航空機向けの高効率かつ高出力な推進システムの実現に向け、超電導モータ等の革新的なコア技術及びその周辺技術の技術開発を行い、技術を統合したシステムとして成立させた上で、実証試験による成立性評価を実施。

事業形態、対象者

事業形態 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 交付金事業

対象者 民間事業者等（事業内容別資料を参照）

(3) 次世代空モビリティの社会実装に向けた実現プロジェクト

ドローン・空飛ぶクルマの社会実装促進を目指し、機体の安全性を証明する性能評価手法やオペレーションの省人化に繋がる1対多運航技術、ドローン・空飛ぶクルマの高密度・高頻度運航を実現する運航管理技術など、業界の共通基盤となる技術開発を実施。

(1) 航空機向け革新複合材共通基盤技術開発事業

令和8年度概算要求額 3.0億円 (3.0億円)

事業目的・概要

事業目的

2030年代に市場投入予定の次期単通路機をはじめとした将来的な航空機開発においては、燃費改善、CO2排出削減が求められ、機体の軽量化が課題。

本事業は、将来的な航空機開発における我が国のシェア拡大を目指し、機体の軽量化を可能にする複合材料技術を確立することを目的とする。

事業概要

我が国が強みを有する素材メーカー、製造メーカー、大学等が連携の上で、複合材料と成形プロセスの最適化、競争力等に資する技術開発（シミュレーション技術開発、新規複合材料開発等）を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

次世代航空機に搭載が想定される複合材における成形プロセス解析ツール及び材料認証共通データベースの構築を行い、成果をもちいて高レート製造プロセスの有効性を実証する。

本事業開発成果を次世代航空機開発へ反映することで、CO2の排出を削減する。

次世代航空機開発・次世代空モビリティ社会実装に向けた基盤技術開発事業のうち、

(2) 航空機向け革新的推進システム開発事業

令和8年度概算要求額 **13億円 (7.0億円)**

事業目的・概要

事業目的

国際的な要請を踏まえた航空機の省エネルギー化、CO2排出削減に向けては、様々な技術コンセプトが存在しているものの、次世代の航空機へ適用する上では、重量や安全性等の観点から、既存技術の延長では対応が困難な技術的制約が存在する。

本事業では、我が国において開発されてきた優位性ある要素技術を活用し、そうした技術的な制約を克服する革新的な推進システムを世界に先駆けて確立することを目的とする。

事業概要

航空機向けの高効率かつ高出力な推進システムの実現に向け、超電導モータ等の革新的なコア技術及びその周辺技術において、航空機に搭載するために必要となる高効率化、軽量化等に向けた技術開発を行うとともに、それらの技術を統合したシステムとして成立させた上で、実証試験による成立性の評価を行う。

令和8年度においては、技術開発・モーター等の製作を完了し、システム統合・成立性の評価を実施する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

令和6年から令和8年までの3年間の事業であり、短期的にはシステムレベルでの実証モデルにおける実用可能性の妥当性を確認する (TRL (Technology Readiness Level : 技術成熟度) 6)。

長期的には海外OEMメーカー等による実証試験もしくは実証機に研究開発成果を搭載する。

(3) 次世代空モビリティの社会実装に向けた実現プロジェクト

令和8年度概算要求額 **28億円（28億円）**

事業目的・概要

事業目的

労働力不足や物流量の増加、脱炭素化の加速に伴い、ドローン・空飛ぶクルマといった次世代空モビリティによる省人化や省エネルギー化、更にはヒト・モノの自由な移動への期待が高まっており、「成長戦略等のフォローアップ（R5.6.16）」でも、より安全で効率的なドローンの利活用、空飛ぶクルマの社会実装が目標として掲げられている。本事業では、機体の性能を評価する手法や1人の操縦者が複数機を同時に運航させる技術、高密度運航実現に向けた運航管理技術を開発することで、次世代空モビリティの社会実装を促進し、その結果として省人化・省エネルギー社会の実現を目指す。

事業概要

(1) 性能評価手法の開発

ドローン・空飛ぶクルマの機体の安全性を証明する性能評価手法の開発や、ドローンの1対多数運航を実現するための技術開発及びその安全性を評価する手法の開発を行う。

(2) 運航管理技術の開発

ドローン・空飛ぶクルマの高頻度・高密度運航、並びに低高度空域における既存航空機との空域共有に向けて、全体アーキテクチャ設計や運航管理システムの開発及び実証を行う。

(3) 国際標準化・海外制度・技術に係る海外動向調査

海外動向の調査を研究開発に反映し、開発成果を国際標準規格として提案することで、我が国主導によるルール形成を目指す。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※ドローン・空飛ぶクルマの機体の性能評価手法の開発、ドローンの1対多運航を実現するための性能評価手法の開発は委託、ドローンの1対多運航を実現するための技術開発については補助。



成果目標・事業期間

令和4年度から令和8年度までの5年間の事業であり、短期的には以下の目標の達成を目指す。

本事業の成果を活用した、ドローン・空飛ぶクルマの性能評価手法が6件以上、実際の認証・証明活動において活用されること。

本事業の成果を活用した、ドローンの運航管理システム（UTM）・空飛ぶクルマの運航管理システム（UATM）が社会実装されること。

長期的には令和17年度における二酸化炭素排出削減量840.5万tを目指す。

先端計算科学等を活用した新規機能性材料合成・製造プロセス開発事業

令和8年度概算要求額 **9.8億円**（19億円）

製造産業局素材産業課

事業目的・概要

事業目的

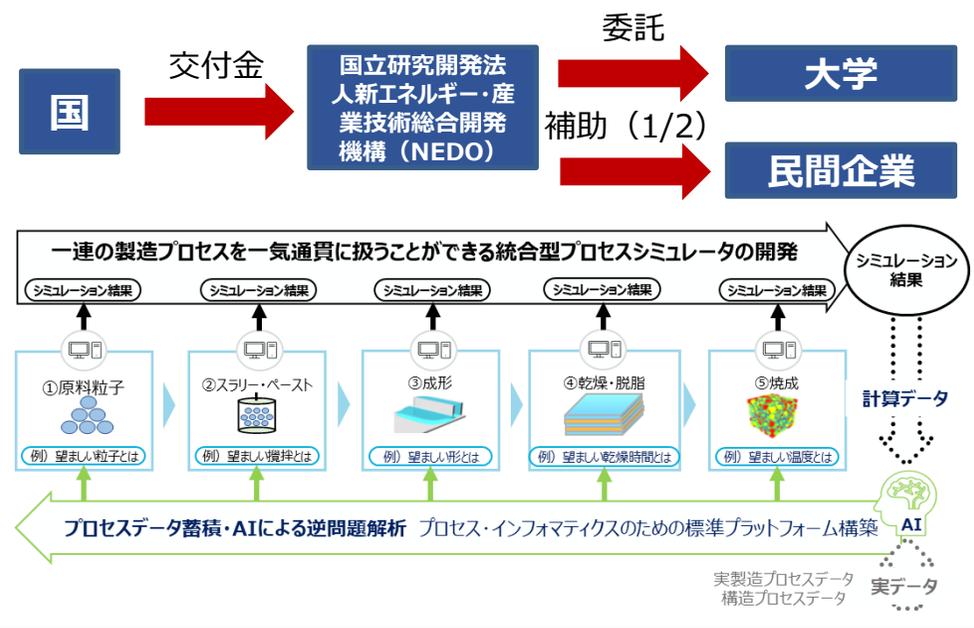
国際的な競争が激化する中、機能性材料の生産においても、エネルギー消費量の削減、開発の加速、少量多品種オンデマンド生産等への対応が求められている。

本事業では、これまで経験や勘、ノウハウに基づいて行われてきたファインセラミックス（セラミックコンデンサ等）の合成・製造において、計算科学等を活用した革新的なプロセスを開発することを目的とする。

事業概要

ファインセラミックスについて、製造の各工程における計測技術（焼結現象の可視化等）と、工程全体を解析できるプロセスシミュレータ等を開発し、6Gデバイス等に求められる「超小型化・高信頼化」に必要な技術を確立する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和4年から令和8年までの5年間の事業であり、短期的には低温焼成等の新規製造プロセスを20種類以上開発することを目指す。長期的には、2035年度におけるファインセラミックス市場の4兆円規模（令和元年度の約3割増）への拡充、窯業・土石製品全体のCO₂排出量(2,470万t/年)の約10%削減を目指す。

次世代蓄電池・材料評価技術開発事業

令和8年度概算要求額 **36億円（20億円）**

- (1) 製造産業局素材産業課、製造産業局自動車課、商務情報政策局電池産業課
- (2) 商務情報政策局電池産業課、製造産業局自動車課

事業目的・概要

事業目的

次世代全固体LIB（リチウムイオン電池）の早期実装と普及に向け、セル作成・評価に必要な標準電池モデルの開発など、材料評価共通基盤の構築を目指す。この基盤により継続的な研究開発を支援し、開発加速とリスク低減、競争力強化を通じて蓄電池・素材産業の活性化を図る。

また、現行の液系LIB生産に係る重要鉱物が特定国に依存しており、輸出管理による供給停滞など地政学リスクが顕在化していることから、サプライチェーンの持続可能性の向上に向けて、資源調達リスクを抑え、かつLIBと同等以上の性能を有する革新型蓄電池の実用化に向けた技術開発を行う。

事業概要

(1) 次世代全固体蓄電池材料の評価・基盤技術の開発事業
全固体LIBに関して、標準電池モデルなど次世代材料の評価基盤技術を確立し、特有のミクロ現象を高度分析技術で解明する。得られた知見をもとに新材料を提案し、電極・セル要素技術を開発・検証することで、評価基盤技術の改良に繋げる。さらに、標準化を見据えて評価データの蓄積と試験条件案の策定を行う。

(2) 革新型蓄電池技術開発・高度解析事業

本事業では、安価で供給リスクの少ない材料を使用し、かつ高い性能が期待される革新型蓄電池を開発する。開発は、大学、国研、材料・蓄電池・自動車メーカーで構成される産学連携・企業間連携の体制で行うことで、アカデミアの研究成果の速やかな民間移転と実用化検討を促す。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

- (1) 次世代全固体蓄電池材料の評価・基盤技術の開発事業
- (2) 革新型蓄電池技術開発・高度解析事業



成果目標・事業期間

(1) 次世代全固体蓄電池材料の評価・基盤技術の開発事業
令和5年度から令和9年度までの5年間の事業であり、短期的には次世代材料評価技術(標準電池モデルなど)について計2件以上の開発を目指す。長期的には本事業の成果が活用され、車載用全固体電池が電動車両に適用されることにより、2040年度において約1,400万トン/年のCO2削減を目指す。

(2) 革新型蓄電池技術開発・高度解析事業

令和8年度から令和12年度までの5年間の事業であり、まずは革新型蓄電池の実用化に資する材料開発を中心に実施し、中期的には、量産に向けた材料合成のスケールアップや工業製造プロセスの開発を通してサプライチェーンの構築を図り、最終的に民間企業における革新型蓄電池の実用化検討に繋げる。

グリーン冷媒・機器開発事業

令和8年度概算要求額 **6.6億円** (5.0億円)

事業目的・概要

事業目的

モントリオール議定書キガリ改正により我が国では2036年までに代替フロン（HFC）の生産・消費量を基準年比85%まで削減する義務があり、さらに2050年カーボンニュートラルでは排出を全体としてゼロにすることが求められているところ、代替フロンに代わるグリーン冷媒及び対応機器の技術開発と社会実装の加速が急務。本事業ではグリーン冷媒の負の側面（安全性、性能低下）を認識した上で、有望な冷媒候補の選定と特性評価、国際規格化・標準化、及び製品化を目的とする。

事業概要

（1）新たな混合冷媒及びその適用技術の評価

代替冷媒候補がなく、かつ市場波及効果が大きい家庭用エアコンや業務用エアコン等をターゲットに、我が国企業が強みを有するHFO系冷媒を用いた低GWP混合冷媒の組成の早期絞り込み、冷媒の物性及び機器適用時の安全性・性能等の評価を行う。これを踏まえ、新たな混合冷媒の共通基盤を完成させることにより、民間企業の機器開発を後押しする。

（2）次世代冷媒適用機器の開発

次世代冷媒への代替が困難な分野において、省電力化の維持・向上を前提としつつ、冷凍空調機器の高度化開発等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和5年度から令和9年度までの5年間の事業であり、短期的には、得られた成果・データを活用し国際標準等への提案・反映、及び次世代混合冷媒適用機器技術を実用化した製品の早期上市を目指す。

最終的には、家庭用エアコンにおける代替フロンから次世代混合冷媒への転換、及び冷媒由来の温室効果ガス削減を目指す。

カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発事業

令和8年度概算要求額 **24億円（27億円）**

商務・サービスグループ
生物化学産業課

事業目的・概要

事業目的

バイオプラスチックやバイオ燃料のような大規模生産から、機能性物質のような少量多品種生産が想定されるものまで、多様なバイオ生産物に必要な試作・検討が可能なバイオファウンドリ生産基盤技術を確立する。本事業を通じてバイオ生産の効率化と低コスト化を進め、バイオ由来製品の普及拡大によるカーボンリサイクルの実現を目的とする。

事業概要

バイオ生産の効率化と低コスト化によるバイオ由来製品の普及拡大のため、以下の取組を行う。

(1) バイオ資源活用促進基盤技術開発

未利用の生物・酵素等を探索する基盤技術を開発し、バイオで生産できる物質の拡大や物質生産効率の向上に資する生物資源を拡充する。(委託)

(2) 生産プロセスのバイオファウンドリ基盤技術開発

企業等が有するシーズのスケールアップ実証やニーズとシーズのマッチングを行うために必要な、データ駆動型の生産基盤技術実証とバイオ物質生産拠点を整備する。(委託)

(3) 産業用物質生産システム実証

製品生産に最適化した微生物等を作成し、効率的な物質生産の実証を実施する。(補助)

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

- (1) バイオ資源活用促進基盤技術開発
- (2) 生産プロセスのバイオファウンドリ基盤技術開発



- (3) 産業用物質生産システム実証



① バイオ資源活用促進基盤技術開発

② 生産プロセスのバイオファウンドリ基盤技術開発

③ 産業用物質生産システム実証

バイオ由来製品生産の共用拠点化

カーボンニュートラル型バイオ産業の創出

生物プロセスを利用する高機能品・バイオ燃料等の有価物を生産、利用

成果目標・事業期間

令和3年度から令和8年度までの6年間の事業であり、カーボンリサイクルの実現と化学工業プロセスの省エネ化を目指す。具体的には、

(1) バイオ由来製品の試作品数が令和6年度までに3件、令和12年度までに12件

(2) バイオファウンドリー拠点の利用数が令和6年までに10件、令和12年度までに15件

(3) 化学合成品からバイオ由来製品に置換する件数が令和8年度までに6件、令和12年度までに10件

環境価値認証制度等整備事業

令和8年度概算要求額 4.5億円（4.7億円）

事業目的・概要

事業目的

本事業は、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証（金銭価値化）するJ-クレジット制度の運営及び活性化、さらには、国内におけるカーボン・クレジットの整備を通じ、中小企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等や企業等に環境価値の活用を促進し、クレジットによる国内の資金循環を促すとともに、カーボンフットプリントの在り方の検討やクリーン燃料証書制度の実証等を通じた環境価値の見える化を促進し、経済と環境の好循環を実現することを目的とする。

事業概要

本事業では、経済と環境の好循環に向けて、環境省、農林水産省と共同でJ-クレジット制度の運営や制度改善、クレジット創出に向けた中小企業等への手続支援を実施する。

加えて、J-クレジットの新規方法論の開拓、クリーン燃料証書制度の実証による環境価値の見える化に向けたアプローチ等を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

2013年度から2030年度までの18年間の事業であり、短期的には2027年度までに累積1,377件のJ-クレジットのプロジェクト登録数を目指す。

最終的には2030年度までに累計750万トン（経済産業省予算相当分）のJ-クレジットの認証を目指す。

国連気候変動枠組条約交渉事業

令和8年度概算要求額 **0.7億円（0.7億円）**

事業目的・概要

事業目的

気候変動に関する国際的なルールは、国連気候変動枠組条約（以下「UNFCCC」）やパリ協定等に基づいて実施されているが、その着実に効果的な実施の重要性はますます増しており、今後、更なる野心の向上や、資金等の実施の手段に関する議論が本格化する。拠出金を通して国際交渉に貢献するとともに、専門的な知見や各国の交渉動向を収集し、我が国にとって有利な気候変動交渉を進めるため、（１）技術メカニズムへの拠出、（２）交渉専門家事業を実施する。

事業概要

（１）技術メカニズム拠出金

気候変動枠組条約における技術メカニズムの機関である技術執行委員会（以下「TEC」）及び気候技術センター及びネットワーク（以下「CTCN」）の運営等に係る費用として、拠出をし、技術メカニズムの交渉における我が国の影響力を確保するとともに、我が国企業・技術の海外展開を後押しする。

（２）交渉専門家事業

気候変動問題に対する深い知見、長きにわたる交渉経緯に対する十分な理解、実際に現場で交渉をこなしてきた経験等、高い専門性を兼ね備える人材を確保し、交渉状況や世界情勢等の調査・分析を行うとともに、日本政府代表団としてUNFCCC関連会合での交渉の対応を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）技術メカニズム拠出金



（２）交渉専門家事業



成果目標・事業期間

平成29年度からの事業であり、

（１）技術メカニズム拠出金では、短期的には拠出金を使ってTECレポートを執筆することを目指す。長期的には日本のネットワークメンバーが関与する技術支援を組成することを目指す。

（２）交渉専門家事業では、経済産業省が関与する議題において積極的にサブミッションを提出することを目指す。

二国間クレジット制度（JCM）等推進事業

令和8年度概算要求額 **22億円（22億円）**

事業目的・概要

事業目的

本事業は、我が国の優れた脱炭素技術・製品等の導入を通じて実現する温室効果ガス排出削減量を定量的に評価する仕組みである「二国間クレジット制度（JCM）」の円滑な運用等を通じて地球規模での大規模な温室効果ガス排出削減に貢献し、クレジット取得により我が国のCO2排出削減目標達成に寄与するとともに、我が国の低炭素技術ビジネスを推進することを目的とする。

事業概要

（1）二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業委託費

我が国の優れた脱炭素技術・製品等の国際展開に係る実現可能性調査、脱炭素技術・製品等の導入を通じて実現する温室効果ガス排出削減量の定量化手法の検討・策定、JCM登録簿システムの開発・運用保守、JCM指定法人の運営、CEFIA事務局の運営、途上国のニーズを踏まえた制度構築支援・人材育成等の事業を実施する。

事業形態、対象者

（1）二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業委託費



（2）民間主導によるJCM等を通じた低炭素技術国際展開事業



（2）民間主導によるJCM等を通じた低炭素技術国際展開事業

CO2排出削減に資する我が国の優れた脱炭素技術・製品等の海外における導入及び実証を行うとともに、CO2削減効果の定量化手法の開発及び測定・報告・検証（MRV）等を実施し、実現した排出削減のJCMクレジット化を行う。

二国間クレジット制度（JCM）等推進事業のうち、 （１）二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業委託費 令和８年度概算要求額 10億円（9.9億円）

事業目的・概要

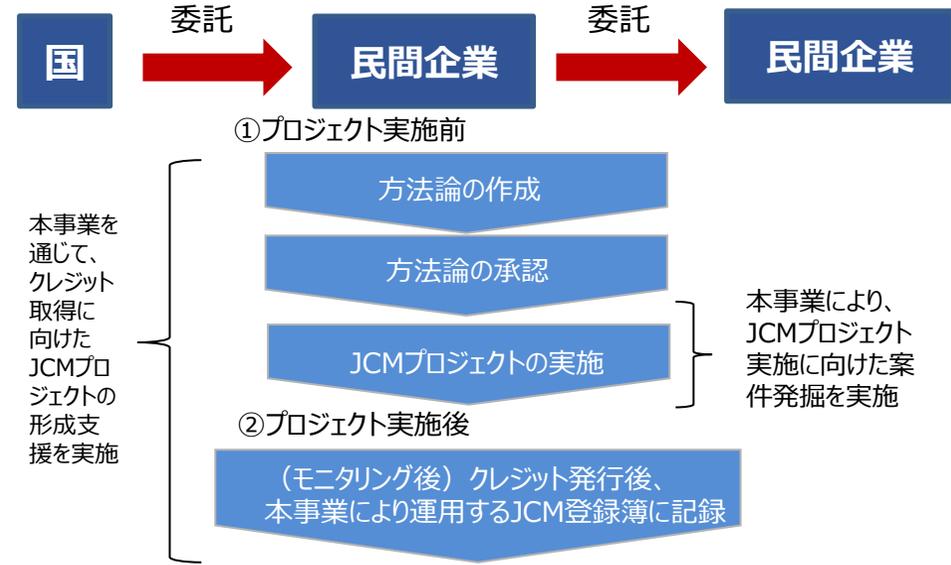
事業目的

本事業は、我が国の優れた脱炭素技術・製品等の導入を通じて実現する温室効果ガス排出削減量を定量的に評価する仕組みである「二国間クレジット制度（JCM）」の円滑な運用等により、クレジットを取得することで我が国のCO2削減目標達成に寄与することを目的とする。

事業概要

我が国の優れた脱炭素技術・製品等の国際展開に係る実現可能性調査、脱炭素技術・製品等の導入を通じて実現する温室効果ガス排出削減量の定量化手法の検討・策定、JCM登録簿システムの開発・運用保守、JCM指定法人の運営、CEFIA事務局の運営、途上国のニーズを踏まえた制度構築支援・人材育成等の事業を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

平成23年度からの事業であり、短期的にはJCMプロジェクト組成に向けたFS事業を通じて方法論を検討する。
長期的にはJCMプロジェクト組成（令和12年度までに20件）を目指す。

二国間クレジット制度（JCM）等推進事業のうち、 （２）民間主導によるJCM等を通じた低炭素技術国際展開事業

令和8年度概算要求額 **12億円（12億円）**

事業目的・概要

事業目的

本事業は、我が国の優れた脱炭素技術・製品等の導入を通じて実現する温室効果ガス排出削減量を定量的に評価する仕組みである「二国間クレジット制度（JCM）」を通じて、民間主導での低炭素技術等の普及によるCO2排出削減に貢献しつつ、これを我が国の排出削減目標達成に活用するとともに、我が国の低炭素技術ビジネスを推進することを目的とする

事業概要

CO2排出削減に資する我が国の優れた脱炭素技術・製品等の海外における導入及び実証を行うとともに、CO2削減効果の定量化手法の開発及び測定・報告・検証（MRV）等を実施し、実現した排出削減のJCMクレジット化を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

平成23年度からの事業であり、
短期的には、実証事業中のモニタリング期間において1,000t-CO2トン以上のJCMクレジットを発行する。
長終的には、実証事業終了後の普及展開期間全体で100,000t-CO2以上の排出削減効果を達成する。

トランジション・ファイナンス推進事業

令和8年度概算要求額 **1.2億円 (1.4億円)**

事業目的・概要

事業目的

我が国のGX実現において必要とされている150兆円超の官民投資を実現するためには、グリーン・ファイナンスの拡大に加え、多排出産業によるトランジションの取組に対する投資家・金融機関の理解を醸成し、資金供給を拡大させ、様々な形で資金を総動員させていくことが必要不可欠。

こうした中、本事業ではトランジション・ファイナンスの推進に向けた市場環境の整備を目的とする。

事業概要

(1) 補助

トランジション段階のGHG排出削減に資する企業活動に対してトランジション・ボンド等による資金調達を促進するため、トランジション・ファイナンスによる資金調達に際して要する助言・評価等に係る費用の補助を行う。

(補助率3/10、ただし中堅・中小企業、海外プロジェクトに係る資金調達等海外案件に関する事業、その他新規性が認められ、かつトランジション・ファイナンスの市場拡大に資する案件に対しては補助率6/10)

(2) 委託

トランジション・ファイナンスの更なる推進に向け、既存ツール(基本指針、分野別技術ロードマップ等)の改定を通じた環境整備や、国際的な移行計画を含む開示の動向調査、アジアをはじめとした国内外でのトランジションを推進するためのファイナンス支援の在り方の検討を通じた市場形成を行う。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

(1) 補助



(2) 委託



成果目標・事業期間

令和3年度から令和8年度までの6年間の事業(補助事業については令和4年度より開始)。

本事業では、トランジション・ファイナンスを巡る市場環境の整備・補助事業を通じて、事業者の脱炭素投資を推進することにより、トランジション・ファイナンスによる累計資金調達金額の拡大を目指すとともに、我が国のGX実現において必要とされている150兆円超の官民投資に貢献する。

成長志向型の資源自律経済加速化事業

令和8年度概算要求額 42億円（38億円）

- (1) (2) (3) GXグループ資源循環経済課
- (2) 商務情報政策局情報産業課
- (2) 資源エネルギー庁鉱物資源課
- (2) 製造産業局金属課金属技術室
- (2) 製造産業局航空機武器産業課

事業目的・概要

事業目的

経済産業省は、2023年3月に「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定し、資源循環経済政策の再構築等を通じて物資や資源の供給途絶リスクをコントロールし、経済の自律化・強靱化と国際競争力の獲得を通じた持続的かつ着実な成長に繋げる総合的な政策パッケージを提示した。

同戦略を踏まえ、産官学連携によるサーキュラーエコノミー実現を目的として、「資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業」、「資源自律経済システム開発促進事業」、「長期海洋生分解性プラスチック評価技術開発事業」を実施する。

事業概要

産官学連携によるサーキュラーエコノミーを実現するため以下の取組を行う。

(1) 資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業
サーキュラーパートナーズにおけるワーキンググループを開催する事務局の運営、資源循環経済確立に向けたビジョン・ロードマップの策定、地域の特徴を活かした地域循環モデル創出に向けた調査、国際標準等に関する調査、資源循環経済の実現加速に向けた情報発信等を実施する。また、資源循環に係る取組において、経済合理性や技術的課題の明確化等のための実証や、設備投資についての支援を実施する。

事業形態、対象者

事業形態 補助事業 (1)
委託事業 (1) (2) (3)

対象者 民間事業者等（事業内容別資料を参照）

(2) 資源自律経済システム開発促進事業
排出・回収された廃製品に含まれる金属やプラスチック等の各種素材を、デジタル技術も活用しながら最大限利用可能とする基盤技術開発を実施する。

(3) 長期海洋生分解性プラスチック評価技術開発事業
2040年までに世界に先駆け新たな海洋プラスチックごみ発生ゼロの一助となることを目指し、長期にわたる製品・素材の海洋生分解、加水分解を予測する生分解評価法等を開発する。

成長志向型の資源自律経済加速化事業のうち、

(1) 資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業

令和8年度概算要求額 **8.5億円 (9.5億円)**

事業目的・概要

事業目的

経済産業省では、2023年3月に「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定し、資源循環経済政策の再構築等を通じて物資や資源の供給途絶リスクをコントロールし、経済の自律化・強靱化と国際競争力の獲得を通じた持続的かつ着実な成長に繋げる総合的な政策パッケージを提示したところである。同戦略を踏まえ、産官学連携によるサーキュラーエコノミー実現を目的として、2023年9月に立ち上げた「サーキュラーパートナーズ」を活用し、自律型資源循環システムを構築するために必要となる資源循環に係る調査及び実証等への支援を実施する。

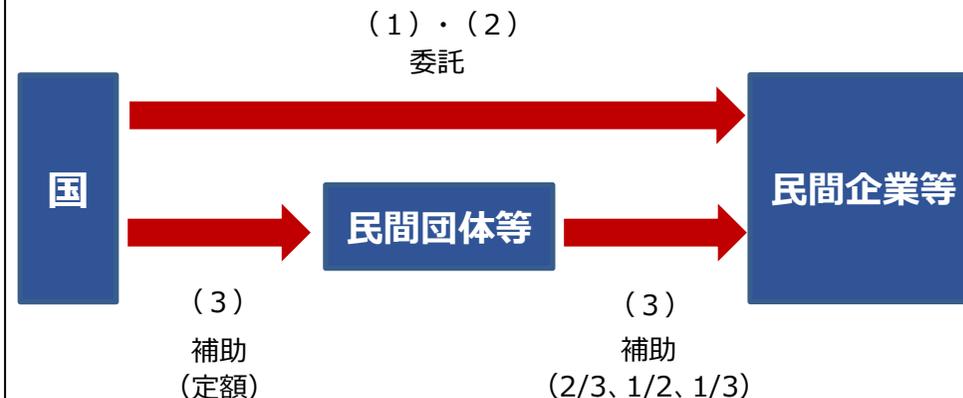
事業概要

(1) 「サーキュラーパートナーズ」の活動計画の策定や個別テーマごとのワーキンググループの開催等について、事務的な補助等を行う事務局の運営を実施する。

(2) 自律型資源循環システム構築のため、「サーキュラーパートナーズ」で検討する個別テーマの設定や深掘りのための調査、参画する自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等のビジョン・ロードマップの策定、地域循環モデルの創出等のための支援、資源循環に係る国際標準等に関する調査、資源循環経済の実現加速に向けた情報発信等を実施する。

(3) 自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等の資源循環に係る取組において、経済合理性や技術的課題の明確化等のための実証や、設備投資についての支援を実施する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

令和8年度の1年間の事業であり、短期的には、ビジョン・ロードマップの策定、地域循環モデルの創出のための基盤を整備する。中期的には、設備投資等により、ビジョン・ロードマップの策定、地域循環モデルの創出を達成する。長期的には、「サーキュラーエコノミーに関する産官学パートナーシップ」が日本のサーキュラーエコノミーを牽引し、自律型資源循環システムを構築することを目指す。

成長志向型の資源自律経済加速化事業のうち、 （２）資源自律経済システム開発促進事業 令和8年度概算要求額 30億円（25億円）

- (1) GXグループ資源循環経済課
商務情報政策局情報産業課
資源エネルギー庁鉱物資源課
- (2) (3)製造産業局金属課金属技術室
- (4) 製造産業局航空機武器産業課

事業目的・概要

事業目的

排出・回収された廃製品に含まれる金属やプラスチック等の各種素材を、デジタル技術も活用しながら最大限利用可能とする基盤技術開発を実施する。具体的には、廃家電から貴金属、レアメタル、ベースメタル、プラスチック等の資源を余すことなく資源循環する基盤技術、今後需要が急増することが想定される磁性材料に係る精錬に係る技術及びアルミスクラップから展伸材として活用可能な再生アルミニウム地金を製造するためのリサイクル技術に係る研究開発、退役航空機から回収した複合材廃材を次世代航空機へ再適用する為の研究開発を実施する。これらにより、将来、資源小国である我が国においてあらゆる廃製品から資源を再生する高度な資源自律経済システムの開発を促進し、資源の自律性を確保した社会を目指す。

事業概要

（１）高度循環型システム基盤構築

①自動解体ロボット・選別システム開発、②選別物性分析・循環性情報及び資源循環設計開発、③オンサイト選別制御・回収最適化開発、④遠隔操業最適化・動静脈ネットワーク開発を行い、廃家電からの高度な資源循環を実現する。

（２）サプライチェーン強靱化に資する未利用レアアース分離精製技術開発
未利用資源等からの高効率レアアース分離技術開発を行い、レアメタルのサプライチェーン強靱化を目指す。

（３）再生アルミニウムの技術開発等支援事業

①再生アルミ地金製造プロセスの開発・実証、②再生アルミ地金部材適用性評価、③再生アルミ地金に係るLCA評価等を行う民間企業を支援することにより、再生アルミニウムの利活用促進を目指す。

（４）航空機向け次世代型静脈産業構築に向けた開発事業

航空機に再適用可能なリサイクル複合材料の安定供給を目指し、連続製造プロセス開発と適用部品設計、サプライチェーンシミュレーションを行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

（１）（２）は令和5年度から令和9年度までの5年間、（３）は令和8年度から令和10年度までの3年間、（４）は令和8年度から令和9年度までの2年間の事業であり、

（１）令和17年度時点でCO2排出量を最大226万トン削減、当該分野におけるグローバル装置シェア50%、市場規模9,000億円の獲得を目指す。

（２）令和10年度時点で低コスト、小設置面積でレアアースの回収プロセスの国産化が可能となる技術の実現を目指す。

（３）令和11年度時点で、市中アルミスクラップから展伸材として活用可能な再生アルミニウム地金を製造するためのリサイクル技術の確立を目指す。

（４）令和10年度時点で複合材の廃材切断及び連続再生プロセスのプロトタイプ構築、および事業採算性の成立条件と課題明確化を目指す。

令和8年度概算要求額 3.6億円 (3.5億円)

事業目的・概要

事業目的

2040年までに世界に先駆け新たな海洋プラスチックごみ発生ゼロに貢献するため、長期にわたる製品・素材の海洋生分解、加水分解を予測する生分解評価法を開発し、海洋生分解性プラスチックの市場拡大のため、海洋生分解性プラスチック導入・普及を促進することを目的とする。

事業概要

長期間かけて生分解する海洋生分解性プラスチックについて、実海域における10年以上の長期期間の加水分解や生分解による生分解性プラスチックの分解予測技術の開発、また環境流出を想定した使用後の劣化プラスチックの海洋生分解メカニズムの解明等を通し、技術・安全性の評価手法確立と国際標準化を行う。また、海洋で長期間かけて生分解、加水分解する革新的な技術・新素材の開発を行い、知見・ノウハウの蓄積・提供等を通して技術開発基盤を構築する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

令和7年度から令和11年度までの5年間の事業であり、令和22年までに28万CO2トン/年の削減を目指すと共に、2030年代には海洋生分解性プラスチックに係るISO提案に向けた評価手法の確立を目指す。

海洋鉱物資源開発資源量評価・生産技術等調査事業委託費

令和8年度概算要求額 95億円（89億円）

事業目的・概要

事業目的

我が国周辺海域及び我が国が公海に保有する鉱区には、マンガン団塊、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等の海洋鉱物資源が存在し、これらには省エネ機器や再エネ関連設備等に不可欠な鉱物資源が含まれている。

経済安全保障の観点でも重要性が高まっている重要鉱物を含む海洋鉱物資源について、「海洋基本計画」等に基づき、海洋資源調査船「白嶺」等を使用した資源量調査や生産技術の検討を行い、鉱物資源の安定供給確保を図ることを目的とする。

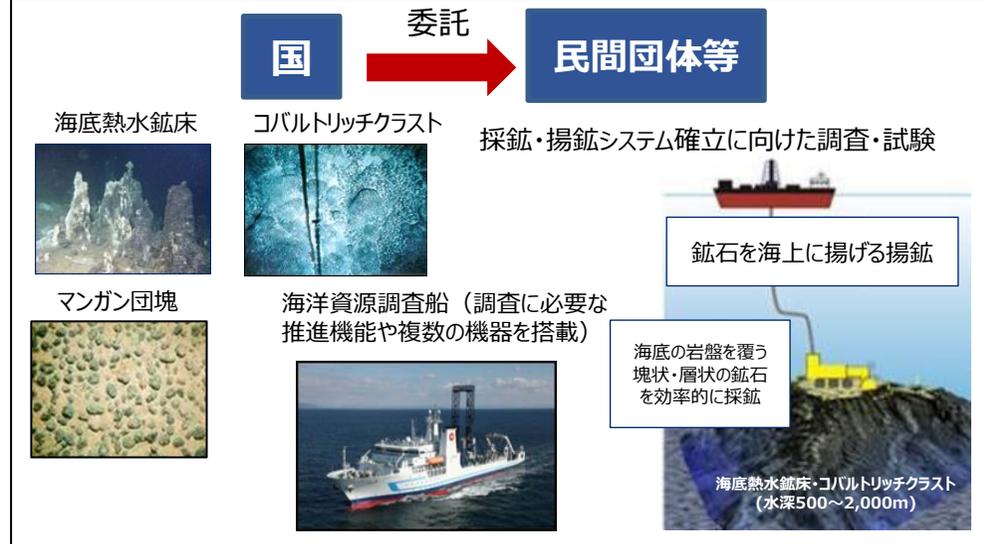
事業概要

マンガン団塊について、国際海底機構（ISA）との探査契約により公海に保有する鉱区における資源量評価・環境調査を加速化して行うとともに、採鉱・揚鉱システムの概念設計の検討を行う。

海底熱水鉱床について、資源量の精緻化を進めるとともに、採鉱・揚鉱システムの確立に向けた採鉱試験機や揚鉱システムの製作、要素試験等を行う。

コバルトリッチクラストについても、EEZ及びISAとの探査契約により公海に保有する鉱区における資源量の把握を進めるとともに、専用採鉱機の製作を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

第4期海洋基本計画等に基づき

- マンガン団塊について、国際鉱区における2030年代前半の開発を目指し、ISAのルールに従った調査を加速化させるとともに、採鉱・揚鉱システムの概念設計の検討を行う。
- 海底熱水鉱床について、国際情勢を睨みつつ、2020年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目標としたプロジェクトの開始を目指す。このため、資源量の精緻化を進めるとともに、採鉱・揚鉱全体システムの開発・実証試験の実施を行う。
- コバルトリッチクラストについて、2027年度末までに総合的に評価・検証し、民間企業による商業化の可能性を追求する。このため、資源量調査を進めるとともに、専用採鉱機の実証試験に向け、試験機の開発を行う。

鉱物資源開発推進探査等事業

令和8年度概算要求額 17億円（20億円）

製造産業局
鉱物課

事業目的・概要

事業目的

カーボンニュートラルの実現に資する省エネルギー機器等の製造には、銅、レアメタル等の鉱物資源が不可欠である。これらの鉱物資源の大宗を海外に依存する我が国にとって、供給の不確実性を低減させることが重要であり、第7次エネルギー基本計画（令和7年2月）に記載されている「安定供給確保」という目標及び「安全保障の確保の推進に関する法律」に基づき策定された「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」（令和5年1月、令和6年3月改定）における目標に向けて供給源の多角化を図り、鉱物資源の安定供給確保を図ることを目的とする。

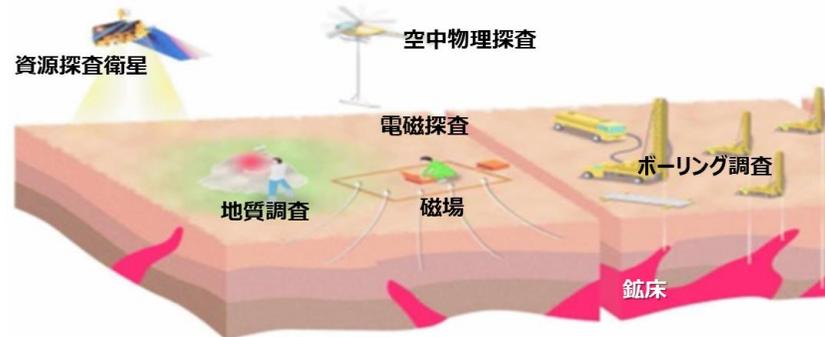
事業概要

今後の需給のひっ迫が懸念される鉱物資源について、重点的に資源探査等を行い、有望な調査結果が得られた場合には、資源開発の権利等を我が国企業に引き継いで商業化に繋げることによって、鉱物資源の供給源の多角化を図り、安定供給確保を実現する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



【鉱物資源探査のイメージ】



成果目標・事業期間

初期的な鉱物資源探査や探査技術の高度化により、有望な鉱床の早期発見を目指す。

短期的には、令和9年度までに、銅について4.0万トン／年以上及びレアメタル等について計10.7万トン／年以上の権益確保に寄与することを目指す。

最終的には、令和12年度までに、ベースメタルの自給率80%以上達成及びレアメタル等の計20.4万トン／年以上の権益確保に寄与することを目指す。

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金

令和8年度概算要求額 **197億円（100億円）**

(1) 製造産業局自動車課

(2) 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部水素・アンモニア課

事業目的・概要

事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要。車両の普及と表裏一体にある充電・水素充てん設備の整備を全国各地で促進する。さらに、電動車は災害時の停電等において非常用電源として活用できる場所、電動車から電気を取り出すための外部給電機能を有するV2H充放電設備や外部給電器の導入を促す。

事業概要

(1) 充電設備整備事業等

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、公共施設・災害拠点等におけるV2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助する。

(2) 水素充てん設備整備事業

燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素ステーションの整備費及び運営費を補助する。特に商用車の導入促進を図る重点地域に対して集中的に支援することとし、運営費については既存燃料価格を踏まえて追加的に補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 充電設備整備事業等



(2) 水素充てん設備整備事業



成果目標・事業期間

車両の普及に必要不可欠な設備として、充電設備は2030年に30万口の整備、水素充てん設備は2020年代後半までに事業の自立化を目指す。

無人自動運転サービス実装推進事業

令和8年度概算要求額 10億円（新規）

製造産業局

自動車課

事業目的・概要

事業目的

運輸部門は、我が国のCO2排出量の約2割を占める分野であり、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、自動運転の更なる社会実装を加速し、渋滞の解消等によるCO2排出抑制に貢献することを本事業の目的とする。また、人口減少、高齢化等により地域の足を担う公共交通や物流の維持が課題となる中、本事業により自動運転の社会実装を加速することで、こうした社会課題の解決にも貢献する。

事業概要

これまで積み重ねてきた研究開発の成果を活用し、自動運転バスと自動運転トラックの早期社会実装に向けて、以下に取り組む。

- ①車内無人の遠隔監視型自動運転の手法の確立
- ②円滑な運行を補助するインフラの活用方法や有用性の検討。
- ③自動運転トラックにおける高速道路以外の物流施設までの区間の走行方法の確立。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和8年度から令和9年度までの2年間の事業であり、本事業における実証の成果を手引き・ガイドラインとしてまとめるとともに、合理的なオペレーションコスト・車両コストにつなげることにより、民間事業者によるサービス導入の促進を図る。

蓄電池等の製品の持続可能性向上に向けた基盤整備・実証事業

商務情報政策局
電池産業課
商務情報政策局
情報経済課

令和8年度概算要求額 13億円（15億円）

事業目的・概要

事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現のカギとなる蓄電池の産業競争力を向上させるため、サステナビリティや安全性・信頼性に優れた蓄電池が市場で評価される仕組みづくりが重要である。これを踏まえ、①サステナビリティに優れた蓄電池のエコシステムの整備、②蓄電池やその他製品の安全性・信頼性の確保に向けた環境整備を進める。

事業概要

- （1）サステナビリティに優れた蓄電池のエコシステムの整備
蓄電池のエコシステムの整備に向けて、サステナビリティの確保に向けたルール・認証方法の策定・改善、サステナビリティの確保に向けた取組に関連するデータを企業間で連携するための基盤整備、エコシステムの社会実装に資する実証の支援を実施する。
- （2）蓄電池の安全性・信頼性の確保
蓄電池の安全性の確保に向けて、蓄電池の試験評価を通じて安全性に関する評価手法を確立することにより、安全要件の更なる可視化を進め、蓄電池のメーカー及びユーザーが、本要件に基づいて製品を製造・調達することによって、安全な蓄電池の普及促進を後押しする。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）サステナビリティに優れた蓄電池のエコシステムの整備



（1）サステナビリティに優れた蓄電池のエコシステムの整備
（2）蓄電池の安全性・信頼性の確保



成果目標・事業期間

令和6年度から令和11年度までの5年間の事業であり、短期的には、実運用可能な1種類以上の蓄電池に関するユースケースをデータ連携基盤に実装することを目指す。また、蓄電池の安全要件の可視化に向けて、安全性に関する評価手法の確立を目指す。

最終的には、実運用可能な複数のユースケースをデータ連携基盤に実装や蓄電池の安全性が評価される環境整備を目指す。

エネルギー需給構造高度化等対策・GX実現に資する委託調査

令和8年度概算要求額 **33億円（33億円）**

(1) (2) 資源エネルギー庁長官官房総務課

(3) GXグループ環境政策課

事業目的・概要

事業目的

エネルギーは国民生活や経済活動の基盤であり、我々の生活に欠かすことができないものである。エネルギー安定供給の確保に向けて、S+3Eの原則の下、安全性の確保を前提に、エネルギー安定供給を第一として、経済効率性と環境適合性の向上に向けて最大限取組を進めていく必要がある。また、2050年ネット・ゼロの実現に向け、我が国は、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すこととしているが、各国のエネルギー政策の動向、DXやGXの進展状況などには不確実な要素が多い。そのため、エネルギー・GXに関する各種情報収集・調査・分析を行うことで、政策立案の高度化を図っていく。さらに、昨今のエネルギー環境をめぐる情勢の変化に対して、国民自ら必要な行動が取れるような素地が形成されることが必要であるため、広報事業やエネルギー教育推進事業の実施を図る。

事業概要

以下調査等を行う。

(1) エネルギー需給構造高度化対策

- ・国内外のエネルギー需給の見通しやエネルギー政策の動向の把握に向けて、必要な調査・分析等を行う。
- ・エネルギー政策に関する広報やエネルギー教育推進事業を実施する。
- ・新エネ・省エネの推進に向けて、国内外の基礎的な情報収集や導入状況の実態把握、政策課題等の分析等を行う。
- ・電力やガス等のエネルギーの安定供給確保に向けて、必要な調査・検討等を行う。
- ・その他エネルギーの需給構造の高度化に資する調査・分析等を行う。

(2) 燃料安定供給対策

- ・諸外国におけるエネルギー情勢や資源価格等の動向、国内の供給を支える石油サプライチェーン等を対象とした調査・広報を行う。
- ・石油精製段階における諸外国の技術動向や環境規制や品質規制等の規制動向などについても調査・分析を行う。
- ・石油製品・LPガスについても卸価格や小売・納入価格・経営実態などを調査・分析し、実態把握を行う。

(3) GX実現

- ・我が国におけるエネルギー起源CO2の排出抑制に向けた産業界の取組（低炭素社会実行計画等）に関する実態把握・分析や各分野における排出削減対策のあり方・効果等に関する調査・分析を行う。
- ・今後の国際交渉に資する諸外国におけるエネルギー起源CO2の排出抑制に関する政策、制度、技術、国際会議等の動向の調査・分析を行う。
- ・エネルギー起源CO2排出削減に資するリサイクル制度を始めとした資源循環に係る制度構築に向けて国内外の実態調査・分析を行う。

事業形態、対象者

事業形態 委託事業 (1) (2) (3)

対象者 民間事業者等（事業内容別資料を参照）

エネルギー需給構造高度化等対策・GX実現に資する委託調査のうち、 （１）エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等委託費 令和８年度概算要求額 19億円（19億円）

資源エネルギー庁
長官官房総務課

事業目的・概要

事業目的

エネルギーは国民生活や経済活動の基盤であり、我々の生活に欠かすことができないものである。エネルギー安定供給の確保に向けて、S+3Eの原則の下、安全性の確保を前提に、エネルギー安定供給を第一として、経済効率性と環境適合性の向上に向けて最大限取組を進めていく必要がある。このため、国内外のエネルギー需給や政策動向の情報収集・分析、事業者の省エネ取組状況の分析、電力の安定供給確保やガス事業政策の企画立案に必要な調査・分析等を行うことで、政策立案の高度化を図っていく。

また、エネルギー問題の重要性に鑑み、昨今のエネルギー環境をめぐる情勢の変化に対して、国民自らエネルギー問題について深く理解し、必要な行動がとれるような素地が形成されることが必要。このため、広報事業やエネルギー教育推進事業の実施を通じてエネルギーに関する知識の普及を図る。

事業概要

（１）国内外のエネルギー需給の見通しやエネルギー政策の動向の把握に向けて、必要な調査・分析等を行う。

（２）エネルギー政策に関する広報やエネルギー教育推進事業を実施する。

（３）新エネ・省エネの推進に向けて、国内外の基礎的な情報収集や導入状況の実態把握、政策課題等の分析等を行う。

（４）電力やガス等のエネルギーの安定供給確保に向けて、必要な調査・検討等を行う。

（５）その他エネルギーの需給構造の高度化に資する調査・分析等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

平成16年度からの事業であり、短期的にはエネルギー政策に関する普及広報事業を通じた国民理解の醸成を目指す。

最終的には資源エネルギー庁ホームページの閲覧件数を継続的に5千万PV（年度）を目指す。

(2) 燃料安定供給対策に関する調査等委託費

令和8年度概算要求額 **12億円 (12億円)**

事業目的・概要

事業目的

化石燃料は、我が国のエネルギー供給の大宗を担っており、安定供給を確保していく上では、地理的な近接性や資源国との中長期的な協力関係等を総合的に勘案しつつ、資源外交、国内外の資源開発、供給源の多角化、危機管理、サプライチェーンの維持・強靱化等に取り組む必要がある。このため、諸外国におけるエネルギー情勢や資源価格等の動向、国内の供給を支える石油サプライチェーン等を対象とした調査・分析を通じて得られた情報や分析結果を政策の企画・立案や広報等に活用し、エネルギーの安定かつ低廉な供給確保、国際協力の推進などを図る。

事業概要

以下の調査等を行う。

- (1) 諸外国におけるエネルギー情勢や資源価格等の動向、国内の供給を支える石油サプライチェーン等を対象とした調査・広報を行う。
- (2) 石油精製段階における諸外国の技術動向や環境規制や品質規制等の規制動向などについても調査・分析を行う。
- (3) 石油製品・LPガスについても卸価格や小売・納入価格・経営実態などを調査・分析し、実態把握を行う。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

令和元年度からの事業であり、短期的にはエネルギーの安定的かつ低廉な供給確保に向けた課題と対応策を抽出することを目指す。最終的には燃料安定供給対策に関する調査結果を掲載したホームページへのアクセス数を約2万件とすることを目指す。

事業目的・概要

事業目的

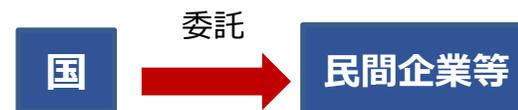
排出削減と我が国の産業競争力強化・経済成長を同時達成するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が激化する中、GXの実現を通して、温室効果ガスを2035年度、2040年度にそれぞれ60%、73%削減（2013年度比）し、2050年カーボンニュートラルの達成と産業競争力強化・経済成長の実現は重要。こうした投資競争の中で市場を獲得するためには、他国に先んじてGX投資を進める必要があり、GXの投資予見性を高めるため、本年2月の「GX2040ビジョン」閣議決定など、GX政策を推進している。これらの企画立案や執行には、国内外動向の迅速な把握や専門的見地からの分析等を踏まえることが必要不可欠。このため、実効的なGX政策の企画立案・実行に資することを目的とし、エネルギー起源CO2の排出抑制に関する国内外の対策等に関する情報収集及び調査分析等を実施する。

事業概要

エネルギー起源CO2の排出抑制に関して、以下のような調査・分析を行う。

- ・ 我が国におけるエネルギー起源CO2の排出抑制に向けた産業界の取組（低炭素社会実行計画等）に関する実態把握・分析や各分野における排出削減対策のあり方・効果等に関する調査・分析を行う。
- ・ 今後の国際交渉に資する諸外国におけるエネルギー起源CO2の排出抑制に関する政策、制度、技術、国際会議等の動向の調査・分析を行う。
- ・ エネルギー起源CO2排出削減に資するリサイクル制度を始めとした資源循環に係る制度構築に向けて国内外の実態調査・分析を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

短期的には、調査結果を研究会といった政策の検討等に活用することを目指す。

長期的には、2050年カーボンニュートラル及び温室効果ガスを2035年度、2040年度にそれぞれ60%、73%削減（2013年度比）することを目指す。

エネルギー需給に関する統計整備等のための調査委託費

令和8年度概算要求額 **6.3億円**（6.0億円）

資源エネルギー庁
長官官房
総務課戦略企画室

事業目的・概要

事業目的

エネルギー安定供給の確保や地球温暖化問題に向けたエネルギー・環境政策の企画立案に際して、エネルギー需給を網羅的かつ精緻に把握する重要性が高まっている。政策の立案や国連等への報告、エネルギー需給実績の広報等のため、求められる発表明日以内に、できる限り精度が高く、利便性の良い統計を作成・公表することを事業目的とする。また、統計の精度向上等の改善の要請にこたえるため、改訂等に向けた検討を着実に実施する。

事業概要

本事業では、以下のような統計調査等を体系的に行うことで、エネルギーの需給実態を網羅的に把握・整理し、同時に精度向上を目指す。

（1）石油等消費動態統計

エネルギー消費の大きい製造業の特定業種を対象にした1次統計調査である「石油等消費動態統計調査」（月次統計）を実施する。

（2）エネルギー消費統計

その他の産業部門及び業務部門を対象にした1次統計調査である「エネルギー消費統計調査」（年次統計）を実施する。

（3）総合エネルギー統計等

日本全体・都道府県別のエネルギー需給構造を示す2次統計である「総合エネルギー統計」及び「都道府県別エネルギー消費統計」（年次統計）を作成する。また、本事業の成果は、国連への我が国の温室効果ガス排出量の報告や、国際エネルギー機関へのエネルギー需給実績の報告のためなどに活用する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

調査票回収率の向上など実査活動の更なる改善や、新たな統計手法の開発等により、精度の高い統計調査を行う。

国際機関への拠出金・分担金事業

令和8年度概算要求額 24億円（24億円）

事業目的・概要

事業目的

国際機関での取組を通じて、我が国及び世界のエネルギー安全保障を強化すること等を目的とする。

事業概要

下記国際機関への拠出等を通じて、主に次の取組を行う。

(1) 国際エネルギーフォーラム拠出金

IEF（閣僚レベル）等の開催支援及びフォローアップのための各種活動・調査、国際機関データ共同イニシアティブ（JODI）事業

(2)及び(5) 国際エネルギー機関拠出金

エネルギー需給等に係る市場分析支援、技術ロードマップ策定等の技術分析支援、石油の緊急時対応支援

(3)及び(7) 東アジア経済統合研究協力拠出金

エネルギー関連調査（例：LNG新規市場開拓、バイオマス利用促進、エネルギーの最適バランス）及びロードマップ（例：省エネロードマップ）等の策定・作成、東アジアエネルギーサミット関連会合開催、ASEAN電力広域運営機関立ち上げ

事業形態、対象者

事業形態 拠出金事業：(1)～(9)
分担金事業：(10)

対象者 国際機関

(4)及び(8) アジア太平洋エネルギー経済センター拠出金

石油ガスセキュリティに関する人材育成・緊急時対応訓練、APEC地域における脱炭素化に関する調査研究、省エネルギー・低炭素化政策のピアレビュー、エネルギートランジションに向けたキャパシティビルディング、「APEC長期エネルギー需給見通し」作成

(6) アジア太平洋経済協力拠出金

APEC域内におけるエネルギー効率の向上、エネルギー源の多様化、クリーンな低炭素エネルギーへの移行、及びエネルギーシステムの強靱化に資するプロジェクト組成の支援

(9)及び(10) 国際再生可能エネルギー機関拠出金・分担金

再エネ・水素利活用に関する調査、地熱利用促進に向けた活動への協力、東南アジアにおける再エネ導入推進、ワークショップ開催、技術ロードマップの策定、政策アドバイス

国際機関への拠出金・分担金事業のうち、 (1) 国際エネルギーフォーラム拠出金 令和8年度概算要求額 0.4億円 (0.4億円)

事業目的・概要

事業目的

国際エネルギー市場の安定化を図るため、産油国と消費国の対話・協調と石油・天然ガス市場の透明性確保が重要。これらの取組を事務局として支える「国際エネルギー・フォーラム（IEF）事務局」への拠出を通じて、国際石油・天然ガス市場の安定に貢献するとともに、我が国エネルギー安全保障を強化することを目的とする。

事業概要

国際エネルギーフォーラム（以下「IEF」）は、70カ国の産油国と消費国の閣僚が一堂に会し、エネルギー市場の安定をはじめ、エネルギー分野が直面する課題について率直な議論を行う。その事務局たるIEF常設事務局（IEFS）は関係国からの拠出金で運営されており、その主な活動は以下のとおりとなる。

(1) IEF（閣僚レベル）の開催支援及びフォローアップのための各種活動・調査。

(2) アジア・エネルギー産消国閣僚会合など、その他の産消対話の支援。

(3) 国際機関データ共同イニシアティブ（JODI）事業
我が国は、IEFの主要メンバー（理事国）として上記事業遂行のための拠出金を負担する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

エネルギー市場の安定・透明性確保のため、国連加盟国を網羅する石油統計の整備（石油統計への参加率100%）を目指す。

国際機関への拠出金・分担金事業のうち、 (2) 国際エネルギー機関拠出金 令和8年度概算要求額 2.2億円 (2.2億円)

事業目的・概要

事業目的

国際エネルギー機関（以下「IEA」）を通じて、化石燃料の市場分析や緊急時対応の強化に資する事業を行い、世界及び我が国のエネルギーセキュリティの強化に貢献することを目的とする

事業概要

上記の事業目的の具体策として、以下の取組を行う。

(1) 市場分析支援

油価形成メカニズムの研究といった石油市場の分析やガス価格形成システムの確立に関する調査分析等、エネルギーセキュリティの確保に資する事業。

(2) 緊急時対応支援

IEAが知見を有する石油の緊急時対応について、緊急時対応審査の実施やこれに関連するワークショップの開催等、世界全体の緊急時対応能力の向上に資する事業。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

IEAによる石油・天然ガス市場分析や、緊急時対応審査の実施等の活動を通じ、我が国のエネルギー安全保障確保に向けた適切な情報発信を目指す。

国際機関への拠出金・分担金事業のうち、 (3) 東アジア経済統合研究協力拠出金 令和8年度概算要求額 1.8億円 (1.8億円)

事業目的・概要

事業目的

東アジアにおけるエネルギー供給の安定化を図るため、燃料消費の抑制、エネルギーセキュリティの確保及びエネルギーの安定かつ低廉な調達が喫緊の課題である。この課題を解決するために、東アジア・ASEANの首脳・閣僚レベルに政策提言を行っている「東アジア・アセアン経済研究センター（以下「ERIA」）」への拠出を通じて、東アジアのエネルギー安定供給に貢献するとともに、我が国のエネルギー安全保障の強化を目的とする。

事業概要

- (1) LNG新規市場開拓関連調査
これから新規にLNG輸入を開始する国において、天然ガス需要見通しを作成し、必要な供給インフラ計画を立てるとともに、LNG価格の変動要因を調査し、必要な政策を提言。
- (2) 省エネロードマップ作成
ビジネスモデル等のあり方を検討し、2040年までのロードマップを作成。日本企業への裨益を考慮した政策提言を実施。
- (3) ASEANの運輸部門における脱炭素化に向けた調査
ASEANの運輸部門における脱炭素化に向けた調査を行い、ASEANにおける運輸部門の脱炭素化への道筋を分析する。
- (4) バイオマス資源のエネルギー利用の促進に係る調査研究
バイオマス資源のエネルギー利用を促進するため各国におけるバイオエネルギー関連情報を収集・分析し、利用促進のためのサプライチェーンを形成に向けた政策的な働きかけの方法を検討する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

ERIAが我が国提案によるエネルギー調査研究の報告書を100%発表することで、我が国のエネルギー政策を東アジアに発信・展開し、地域大でのエネルギー安全保障の強化を目指す。

(4) アジア太平洋エネルギー研究センター拠出金

令和8年度概算要求額 1.0億円 (1.0億円)

事業目的・概要

事業目的

アジア太平洋地域のエネルギー安全保障及び脱炭素化に向けたエネルギー転換を促進するため、化石燃料のグリーンかつ効率的な活用及び水素、アンモニア、CCUS/CR等グリーンエネルギーに関する取組等を実施することを目的とする。

事業概要

アジア太平洋経済協力(以下「APEC」)のエネルギー専門研究機関であるアジア太平洋エネルギー研究センター(以下「APERC」)を通じて、アジア太平洋地域における石油・天然ガスの供給途絶への対応を強化し、エネルギー安全保障の強化を図る。また、化石燃料のグリーンかつ効率的な活用及び水素、アンモニア、CCUS/CR等グリーンエネルギーに関する取組等を実施する。

(1) 石油ガスセキュリティに関する人材育成・緊急時対応訓練

エネルギーの国外依存度が高いAPEC参加国・地域において、石油と天然ガスの供給途絶時対応の検討が必要。APERCにおいて「APEC石油・ガス・セキュリティ・イニシアチブ」の下、石油・天然ガスの途絶シナリオに基づく対応訓練や情報交換を行う。

(2) APEC地域における脱炭素化に関する調査研究
APEC地域における脱炭素化に向けたエネルギー転換を促進するため、必要な調査研究及び政策提言を行う。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

令和12年度までに、APECに参加する11の途上国・地域に対してセキュリティ・エクササイズを実施し、エネルギー安全保障の向上を目指す。

国際機関への拠出金・分担金事業のうち、 (5) 国際エネルギー機関拠出金 令和8年度概算要求額 5.5億円 (5.5億円)

事業目的・概要

事業目的

国際エネルギー機関（以下「IEA」）を通じて、エネルギー市場の安定に資する事業やエネルギー技術ロードマップ作成、低炭素化に向けたネットワーク形成等に資する事業を行い、世界的な省エネルギーの推進やエネルギー源の多様化を推進することを目的とする。

事業概要

上記事業目的の具体策として、以下の取組を行っていく。

(1) 市場分析支援

各国の政策立案や投資判断の重要な材料となっている「World Energy Outlook(WEO)」をはじめとするIEAの需給分析など、市場の透明性を向上させる事業。

(2) 技術分析支援

世界全体で技術開発の方向性を共有するエネルギー技術ロードマップの策定事業。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

IEAによるエネルギー市場見通し作成や、脱炭素技術の研究開発分析及び普及促進のための活動を通じ、我が国のエネルギーtransitionに向けた適切なシナリオ設計やイノベーション推進を目指す。

国際機関への拠出金・分担金事業のうち、 (6) アジア太平洋経済協力拠出金 令和8年度概算要求額 0.9億円 (0.9億円)

事業目的・概要

事業目的

アジア太平洋経済協力（以下「APEC」）を通じて、APEC参加国・地域におけるエネルギー効率の向上、エネルギー源の多様化、クリーンな低炭素エネルギーへの移行、及びエネルギーシステムの強靱化に資する考え方や取組等をアジア太平洋地域に普及させ、同地域内のエネルギー安全保障を高めることを目指すとともに、日本が強みを有する質の高いインフラ・技術の普及を図ることを目的とする。

事業概要

APEC域内におけるエネルギー効率の向上、エネルギー源の多様化、クリーンな低炭素エネルギーへの移行、及びエネルギーシステムの強靱化に資するプロジェクト組成を支援するため、プロジェクトの調査や報告書作成等に必要な経費をAPEC事務局に拠出する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



拠出金

アジア太平洋経済協力事務局
(APEC)

成果目標・事業期間

APEC地域の低炭素化/エネルギー安全保障に資するプロジェクト数を年10件以上実施する。

国際機関への拠出金・分担金事業のうち、 (7) 東アジア経済統合研究協力拠出金 令和8年度概算要求額 4.5億円 (4.5億円)

事業目的・概要

事業目的

東アジア・ASEANの首脳・閣僚レベルに政策提言を行っている「東アジア・アセアン経済研究センター（以下「ERIA」）」を通じて、地域の省エネルギーや再生可能エネルギーを含むゼロエミッション技術の利用を促進しつつ、各国の連携を強化し、アジアワイドで最適かつ各国の実情に沿った資源・エネルギーの活用を推進する。

事業概要

- (1) 東アジアエネルギーサミット関連会合開催
東アジア首脳会議（EAS）諸国とエネルギー全般について議論を行う場である東アジアエネルギーサミット等関連会議を開催。
- (2) エネルギー政策調査研究ロードマップ及びアウトルック作成
各国のエネルギー需給見通しによる定量分析を行ったうえで、省エネ・再エネポテンシャルを推計。
- (3) 各種調査事業
エネルギーの最適バランスに関する調査等を実施。
- (4) ASEAN電力広域運営機関立ち上げ業務
多国間電力取引を実現するための実施機関である「ASEAN電力広域運営機関」の設立に際して、当該業務の成果を元に草案を策定。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

東アジア・ASEAN各国それぞれの実情にあったカーボンニュートラルや脱炭素に向けた道筋に貢献し続けることを目指す。特に、令和5年から令和15年にかけては、アジアゼロエミッション共同体構想の実現に向けた調査研究を集中的に行っていく。

(8) アジア太平洋エネルギー研究センター拠出金

令和8年度概算要求額 5.0億円 (4.9億円)

事業目的・概要

事業目的

世界で最もエネルギー需要の増加及びCO2排出量の増加が見込まれているアジア太平洋地域において、エネルギー安全保障の強化と気候変動問題への対応を同時に進めていくため、エネルギー効率の向上や省エネ・低炭素技術の開発・普及、エネルギー・トランジションやカーボンニュートラル実現を目指すことを目的とする。

事業概要

アジア太平洋経済力(以下「APEC」)のエネルギー専門研究機関であるアジア太平洋エネルギー研究センター(以下「APERC」)を通じて、エネルギー安全保障の強化や低炭素技術の普及に取り組んでいく。

(1) APECにおける、エネルギー効率目標達成を支援するため、APECに参加する国・地域の省エネルギー・低炭素化政策の相互審査(ピアレビュー)、エネルギー・トランジションやカーボンニュートラル実現に向けたキャパシティビルディングを実施する。

(2) 「APEC長期エネルギー需給見通し」の作成や統計整備のための研修生受入・専門家派遣等を実施する。

事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

APEC域内におけるエネルギー効率を、2035年までに2005年比で45%向上することを目指す。

国際機関への拠出金・分担金事業のうち、 (9) 国際再生可能エネルギー機関拠出金 令和8年度概算要求額 0.8億円 (0.8億円)

事業目的・概要

事業目的

国際再生可能エネルギー機関（以下「IRENA」）は、再生可能エネルギーの普及と持続可能な利用促進を目的として、平成23年（2011年）に設立された、世界最大の加盟国・地域（令和7年7月時点：169か国とEU）を擁する再生可能エネルギー関連の国際機関である。IRENAに対し、我が国として期待する活動を支援することで、再生可能エネルギーの普及と持続可能な利用促進に向けた国際的な取組をリードするとともに、我が国の再生可能エネルギー関連技術の海外展開を促進することを目的とする。

事業概要

IRENAの加盟各国に割り振られた分担金に加えて、我が国による自主的な拠出を行い、IRENAによる以下の活動を支援していく。

- ① IRENAの「世界エネルギー移行展望」の日本データ修正
- ② デジタル化によるエネルギー移行の加速
- ③ 電力セクターの変革に関するフレームワーク
- ④ 継続中の活動（次世代太陽電池に関する調査、アフリカにおける再生可能エネルギー導入プロジェクトへの支援等）等

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

世界の再生可能エネルギー導入拡大に向けた取組みの動向を捉え、我が国の再生可能エネルギー関連技術の海外展開につなげていくとともに、最終的には、再生可能エネルギーの普及拡大に向けた国際的な取組における我が国のプレゼンス強化を目指していく。

国際機関への拠出金・分担金事業のうち、 （10）国際再生可能エネルギー機関分担金 令和8年度概算要求額 1.7億円（1.7億円）

事業目的・概要

事業目的

国際再生可能エネルギー機関（以下「IRENA」）は、再生可能エネルギーの普及と持続可能な利用促進を目的として、平成23年（2011年）に設立された、世界最大の加盟国・地域を擁する再生可能エネルギー関連の国際機関である。IRENAの加盟各国（令和7年7月時点：169か国とEU）に割り振られた分担金の支払いを通じ、世界規模での再生可能エネルギーの普及と持続可能な利用促進に貢献することを目的とする。

事業概要

IRENAの加盟国として分担金を支払い、加盟国に対するIRENAの以下の活動を支援していく。

- ①再生可能エネルギーに関する政策立案能力構築のためのワークショップ開催
- ②世界的な再生可能エネルギー導入に向けた技術ロードマップの策定
- ③再生可能エネルギーに関する知識の集約・移転
- ④再生可能エネルギー利活用のための政策アドバイスの実施等

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

再生可能エネルギーの導入を世界規模で促進することにより、最終的には、国際的なエネルギー需給の逼迫の緩和及び我が国のエネルギーセキュリティの確保への貢献を目指す。

カーボンニュートラル実現シナリオ構築等に向けた国際連携事業

令和8年度概算要求額 **33億円** (26億円)

- (1) 資源エネルギー庁長官官房国際課
- (2) 資源エネルギー庁資源・燃料部資源開発課
- (3) 資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料環境適合利用推進課
- (4) 資源エネルギー庁燃料供給基盤整備課
- (5) GXグループGX金融推進室
- (6) イノベーション・環境局総務課国際室
- (7) GXグループ地球環境対策室
- (8) 通商政策局 技術・人材協力室

事業目的・概要

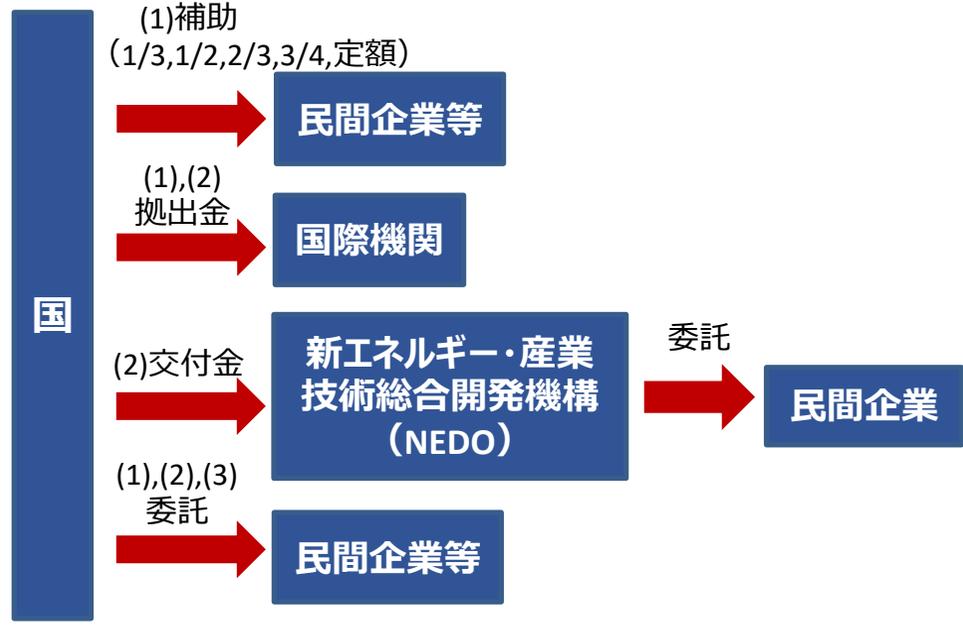
事業目的

グローバルでのカーボンニュートラルの実現には、先進国のみならずアジア等の新興国とともに、エネルギー転換を一層推進し、エネルギー安全保障を確保しながら、現実的な形での脱炭素に向けた取組を進めるべく、脱炭素化支援の強化や人材育成支援を行う。また、気候変動に関する国際交渉や、我が国の低炭素技術・製品の国際展開を有利に進めていくために、気候変動問題に対する我が国の取組や姿勢を対外的に発信し、国際的な世論の形成を主導していく。

事業概要

- (1) アジア等の脱炭素化に向けた協力
アジア・ゼロエミッション共同体構想の推進に向けた、国際機関の強化、クリーンエネルギー技術の導入に関する各種調査や計画策定、特に各国からの要望の強いプロジェクトに対する調査支援、人材育成支援、政策対話、ビジネスマッチング、脱炭素化に向けたロードマップ策定支援やトランジションファイナンスの普及に向けた調査等を行っていく。
- (2) 国際会議の開催、調査・広報等
カーボンニュートラル実現に向けた取組みを促進する国際会議の開催等を支援していく。
- (3) 国際研究の実施
最新の科学的知見や国際交渉の動向も踏まえながら、温暖化対策等の分析・評価を行っていく。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

ゼロエミッション化を促す調査、人材育成支援の実施等を通じ、経済成長、エネルギー安全保障との両立を果たしながら、現実的なエネルギー転換を促すとともに、我が国技術の海外展開の促進を通じ、世界全体でのカーボンニュートラルの実現に貢献する。

脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業

令和8年度概算要求額 **30億円（45億円）**

資源エネルギー庁長官官房国際課

事業目的・概要

事業目的

エネルギー基本計画において「我が国は、国内市場のみならず、海外市場を開拓し、（中略）国内産業の競争力を強化するとともに、海外の資金、技術、販路、経営を取り込んでいく必要がある」と記載されていることを受け、我が国が強みを有するS+3Eの実現に資する技術を対象に、我が国と環境が異なる海外での実証を通じて、当該技術の開発に資するとともに当該技術の有効性を示し、国内外での普及に結び付けることを目的とする。

事業概要

自然条件や規制・制度等の環境が適している国・地域において、脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国が強みを有する技術（※）の実証プロジェクトを計画する事業者を対象に、設計費用や設備費用、実証運転費用等の一部を補助する。さらに、実証に向けたFSや、実証後の導入・普及展開に向けたフォローアップ等の各種支援を行っていく。

※対象技術分野：①水素・アンモニア技術、②再生可能エネルギー技術、③サーキュラーエコノミー技術、④半導体・情報インフラ技術、⑤AI・ロボット技術、⑥バイオ・材料技術、⑦自動車・蓄電池技術、⑧航空・宇宙技術技術、⑨フロンティア技術

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



日本企業が持つ技術の海外展開・市場形成を促進



⇒技術の国際市場での実用性を確認し、自立的なビジネス展開を図る。
（異なる環境での実証による日本国内課題への対処も含む）

成果目標・事業期間

1993年から継続している事業であり、各年度において、実証終了後5年以内に海外で複数件導入された個別テーマの割合を50%以上の水準にすることを目指していく。

再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代型の電力制御技術開発事業

令和8年度概算要求額 **60億円（72億円）**

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギーシステム課、制度審議室

事業目的・概要

事業目的

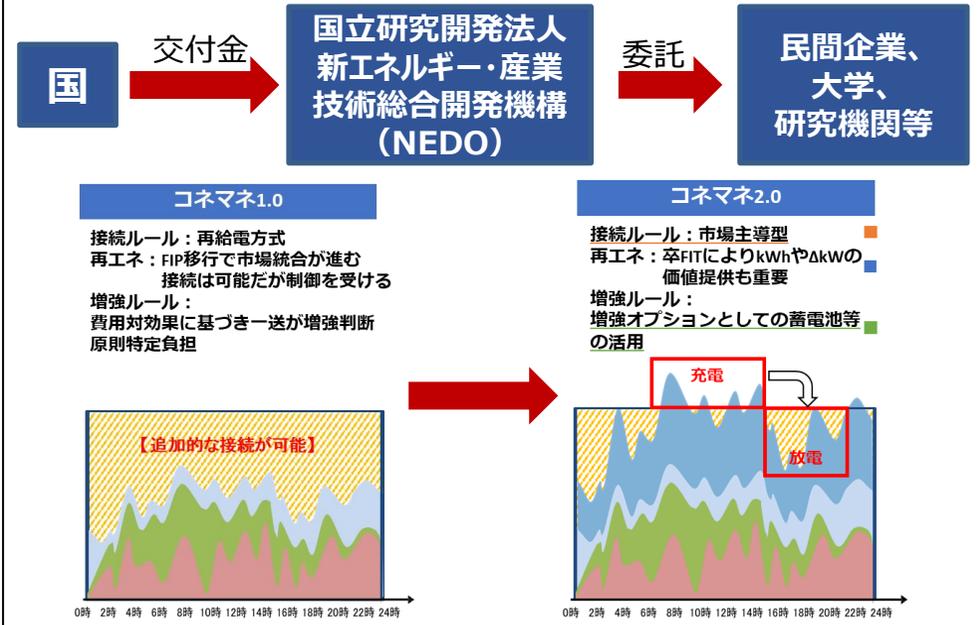
再生可能エネルギー（再エネ）の主力電源化や2050年カーボンニュートラルに向けて、再エネの導入促進を加速する取り組みが必要。このため、再エネの大量導入を進める際に、電力網（系統）の安定化を図る取組が不可欠であり、電源側の開発に加えて、系統側での安定化対策に向けた技術開発等を行う。

これまで、ノンファーム型接続の導入や、マスタープランの策定等、系統課題に対応するための制度整備・技術開発を進め、再エネの早期導入を進めてきたところ。本事業においては、さらに再エネの導入を進めつつ、電力システム全体の最適化を図る上で必要な技術開発等を行う。

事業概要

- 再生可能エネルギーの大量導入に向けて、以下の技術開発を行う。
 - （1）送電線の容量を発電容量を超える場合において、市場メカニズムによって発電する電源を決定する技術的な検討の実施。
 - （2）送電系統において、分散型エネルギーリソース等を有効活用し、運用容量を経済的に確保・拡大するための制御ロジックやシステム開発等。
 - （3）配電網の効率的な設備形成と再生可能エネルギーの有効活用を両立させるため、電気の需給を一致させるDERフレキシビリティシステムの開発と実証。
 - （4）再エネ電源そのものの出力調整性能の向上のための技術検討。
 - （5）保守・運用も見据えた長距離海底送電ケーブルの施工・管理に係る統合的基盤技術開発の事業可能性検討。
 - （6）太陽光・風力等のインバータ（電子機器）による非同期電源の割合が増える中、系統の安定性が引き続き確保されるような技術開発。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

平成27年から令和10年までの14年間の事業であり、短期的には、本事業で開発した技術の導入により、既存のリソースを有効活用した上で、さらなる再エネの導入拡大を目指す。

中期的には、本事業で開発された技術を前提としたシステムの構築を目指す。

最終的には「2040年度におけるエネルギー需給見通し」で示された2040年度における再生可能エネルギー電源比率4～5割程度の達成及び2050年カーボンニュートラル実現を目指す。

再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業

令和8年度概算要求額 85億円（11億円）

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギーシステム課

事業目的・概要

事業目的

再生可能エネルギー（再エネ）の更なる導入拡大を進めるために、フレキシビリティ確保に向けた分散型エネルギーリソース（DER）の導入に関する支援や実証事業等を行う。また、再エネやDERの導入拡大に向けた課題や方策について分析を行うための委託調査に加え、地域に根差した再エネ業務の拡大のために地域共生に取り組む優良事業の顕彰を行う。

これらを通じ、2050年カーボンニュートラルの実現に向け再エネの導入の加速化等を図ることを目的とする。

事業概要

- (1) デマンドレスポンスに活用可能な家庭用、業務・産業用蓄電システム導入支援事業
デマンドレスポンス（DR）に活用可能な家庭用、業務・産業用蓄電システム等の導入に係る費用を補助する。
- (2) デマンドレスポンスの拡大に向けたIoT化支援事業
DR拡大に向け、需要家が保有している既存リソースのIoT化に係る費用を補助する。
- (3) スマートメーターを活用したデマンドレスポンス実証事業
スマートメーターの通信機能を活用し、DRに活用可能なリソースの制御を行う実証に係る費用を補助する。
- (4) 分散型エネルギーリソース導入拡大に向けた調査分析事業
DERの導入拡大に向けて、以下のような調査・分析を行う。
 - 定置用蓄電システムの更なる導入拡大に向けた課題や長時間充電が可能となる蓄電システムの市場、他の貯蔵システムの実態把握等に関する調査・分析
 - DERのフレキシビリティへの貢献拡大に向け、実態把握や課題、対応策等に関する調査・分析 等
- (5) 地域共生型再生可能エネルギー顕彰事業
地域に根差し信頼される再エネの拡大を目的に、地域共生に取り組む優良事業を顕彰する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

これらの事業を通じて、「2040年度におけるエネルギー需給見通し」で示された2040年度における再生可能エネルギー電源比率4～5割程度の達成を目指す。

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

国庫債務負担行為要求額 **175億円** ※令和8年度概算要求額 **175億円 (90億円)**

事業目的・概要

事業目的

本事業は、工場・事業場等の産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携、より先進的な省エネ技術に係る機器・設備の導入に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

また、設備の納期遅れ等により単年度での事業実施が困難なことを理由に投資を見送る事業者のニーズに対応するべく、複数年度にまたがる設備・機器の導入を可能にし、特に中小企業における更なる投資需要を掘り起こす。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

(1) 省エネルギー投資促進支援事業費

省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援。

(2) 先進的省エネルギー投資促進支援事業費

高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入及び個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修を行う省エネ投資について、過去に採択した複数年度事業の設備更新案件を支援。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



- (1) 補助率：1/3以内、上限額：1億円
- (2) 補助率：中小企業10/10以内、大企業3/4以内 等
上限額：15億円

成果目標・事業期間

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策 (2,700万kl程度) 中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本予算事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

省エネルギー促進に向けた法律・制度の効率的運用業務事業

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

令和8年度概算要求額 **7.0億円** (5.4億円)

事業目的・概要

事業目的

本事業は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）及び関係する制度の円滑かつ効率的な執行に必要な定期報告書・中長期計画書等を作成・提出するためのWEBシステムの整備・運用、定期報告情報の開示制度の運用・分析、事業者における省エネ法取組状況等について現地調査等による理解の増進、定期報告等に係る手続き等の効率化に資する取組を行い、省エネルギーの促進を総合的に図ることを目的とする。

事業概要

省エネ法及び関係する制度の円滑かつ効率的な執行を図るため、以下の取組を行う。

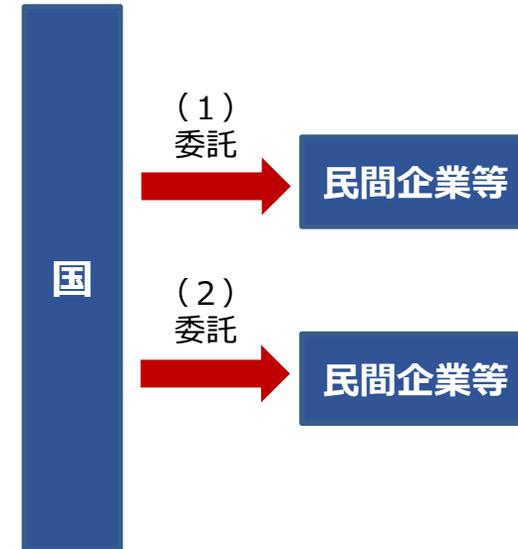
(1) システムの保守運用・改修

定期報告書・中長期計画書等の作成・提出のための省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS) について、省エネ法に係る保守・運用を図るとともに、必要な改修等を行う。この際、定期報告等に係る手続き等の効率化も併せて実施する。

(2) 定期報告情報の開示制度の運用、工場等現地調査等

事業者の同意に基づく定期報告書等情報開示を含め、定期報告に係る運用、分析を行う。特定事業者等に対して、省エネ法取組状況の現地調査等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

(1) 令和9年度時点で省エネ法定期報告書の電子提出率99%を目指し、長期的には申請者の負担軽減・法執行の効率化を図る。

(2) 令和9年度時点で特定事業者等のうち30%以上が開示制度に参画することを目指し、長期的には過半数が参画することを目指す。

既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業

令和8年度概算要求額 25億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

設置スペース等の都合から、ヒートポンプ給湯機等の導入が難しい既存賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に向けた取組を加速させるとともに、エネルギーコストの上昇に強い社会の構築につなげることを目的とする。

事業概要

既存賃貸集合住宅における小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入に係る費用を補助（定額）する。

また、業界団体やメーカー等と連携して全国のオーナー・消費者向けに給湯器を省エネ型に変えることの重要性を周知・広報し、省エネ型給湯器への更新を促す。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※機能毎に一定額を補助

成果目標・事業期間

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける家庭部門の省エネ対策（1,200万kl）中、家庭部門への小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量264.9万klの達成を目指す。

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

令和8年度概算要求額 24億円（新規）

事業目的・概要

事業目的

「第7次エネルギー基本計画」において、「住宅・建築物は一度建築されると長期ストックとなる性質上、速やかに省エネルギー性能の向上を進める」とされており、「2050年にストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、これに至る2030年度以降に新築される住宅・建築物はZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」とされている。

そこで、建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を促進することで、建築物の省エネルギー性能の向上をはかり、2050年の目標達成を狙う。

事業概要

（1）ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業

省エネ効果が期待されていながら、計算プログラムに反映されていないなど、設計手法が確立されていない新しい技術や設備について、これらの技術や設備を採用した大規模建築物のZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ることを通じて、大規模建築物のZEB化の実現・普及を図る。

（2）ZEB化診断・計画策定支援事業

既築建築物のZEB化を促進するため、改修計画をZEBを見据えた計画とすることで、将来的にZEBとなることが期待されるため、ZEB化の診断に加えて改修計画を策定することで、ZEB化の取組みを促し、ストック平均の省エネルギー性能の向上を目指す。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業



（2）ZEB化診断・計画策定支援事業



成果目標・事業期間

令和8年から令和9年までの2年間の事業であり、短期的には、新築・既築建築物におけるZEBの普及を目指す。長期的には、2030年度の建築物の省エネルギー化（新築・改修）における省エネ量の目標達成を目指す。

省エネルギー設備投資利子補給金助成事業費

令和8年度概算要求額 12億円（13億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

省エネルギーに資する機器等導入事業への投資に対する融資を、利子補給となる補助金を交付することにより低利にすることで、各部門における省エネルギー投資を促進し、2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおいて見込む省エネ量の実現に寄与することを目的とする。

事業概要

（1）省エネルギー設備投資利子補給金助成事業費

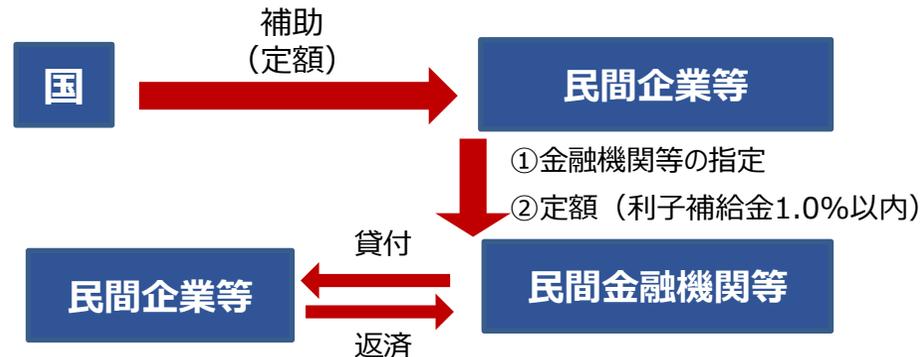
新設事業所における省エネ設備の新設や、既設事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、更にはエネルギーマネジメントシステム導入等によるソフト面での省エネ取組に際し、令和7年度までに必要な資金の貸し付けを行った指定金融機関（民間金融機関等）から融資を受ける事業者に対して利子補給を行う。

（2）エネルギー使用合理化特定設備等資金利子補給金

省エネルギー効果の高い特定高性能エネルギー消費設備（高性能工業炉及び高性能ボイラー）の導入を促進するため、これらの設備の設置に必要な資金の貸し付け（平成28年度まで）を行った日本政策金融公庫に対して利子補給を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）省エネルギー設備投資利子補給金助成事業費



（2）エネルギー使用合理化特定設備等資金利子補給金



成果目標・事業期間

（1）省エネルギー設備投資利子補給金助成事業費

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本予算事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

（2）エネルギー使用合理化特定設備等資金利子補給金

本事業により平成14年度から令和12年度にかけて28,582kL（原油換算値）の省エネ量（推計値）を達成する。

省エネルギー促進広報事業委託費

令和8年度概算要求額 2.0億円 (2.1億円)

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けては、電力部門の脱炭素化だけでなく、需要側の省エネルギーも進めていくことが重要。本事業は、家庭部門を中心に、工場等の産業部門、オフィス等の業務部門及び運輸部門の各部門において徹底した省エネルギーを推進する観点から、省エネルギーの推進主体となる国民の理解と協力を得て、省エネ取組を喚起するため、きめ細かな情報提供や普及啓発活動等を実施することを目的とする。

事業概要

家庭部門、産業部門、業務部門、運輸部門の各部門において省エネルギー取組を促進するための情報を広告・イベント・WEBページ等により国民に発信する。具体的には、省エネ法の改正に伴う新制度等についての情報提供、省エネ性能ラベリングの提供、省エネ性能の高い家電機器の情報提供、家庭でできる具体的な省エネ方法とそのメリット及び工場やビルの省エネ先進事例の発信等を行う。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



【インターネットを活用した広報】



【省エネシンポジウムの開催】



成果目標・事業期間

令和8年から令和27年までの20年間の事業であり、省エネキャンペーンを通じた消費者からの「省エネ行動を実践する」との回答率を100%近くにするを目指す。

脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム

令和8年度概算要求額 48億円（58億円）

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定）や、「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月閣議決定）、「省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略」（令和6年5月）等を踏まえ、GXの加速に向けて、民間企業に蓄積された知識を活用し、業種横断的に省エネに資する技術開発を促進することによって、ここで開発された新たな技術が広く社会に浸透し、家庭部門のみならず、産業部門も含め、一層の省エネ・脱炭素化が進展することを目的とする。

事業概要

開発段階に合わせた4つのフェーズ毎の支援や、重点課題に関する長期的な視点での技術開発を支援する。

(1) 個別課題推進スキーム

- ①FS調査：シーズの事業性や省エネルギー効果の検討等のための事前調査を行う。
- ②インキュベーション研究開発：技術開発・導入シナリオの策定等を行う。
- ③実用化開発フェーズ：保有技術等をベースとした応用技術開発を行う。
- ④実証開発フェーズ：事業化に必要な実証データの取得等を行う。

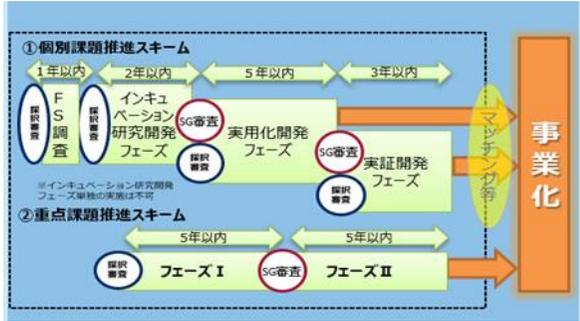
(2) 重点課題推進スキーム

重点テーマに関する技術開発を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



【事業イメージ】



成果目標・事業期間

令和3年から令和17年までの15年間の事業であり、短期的には令和8年度までに、採択した事業の事業終了後の実用化率55%を目指す。最終的には省エネ効果として、2050年度に原油換算で2,000万kl削減することを目指す。

運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー 転換推進事業費補助金 令和8年度概算要求額 62億円（62億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

最終エネルギー消費量の約2割を占める運輸部門において、2030年省エネ目標や2050年CNを実現するためには、省エネの更なる深堀に加えて非化石エネルギーへの転換を図ることが重要。このため、サプライチェーン全体の輸送効率化や、トラック輸送や内航海運を対象に更なる省エネや非化石転換に向けた実証を行い、その成果を展開することで、効果的な取組みを普及させることを目的とする。

事業概要

（1）トラック輸送における更なる省エネルギー化推進事業

トラック事業者と荷主間における配車計画・予約受付と連携した高度な車両管理システムや、高輸送効率車両の活用等を通じた輸送効率化による省エネ効果の実証を支援。

（2）新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業

複数の事業者が連携して取り組む高度なデジタル技術を活用したサプライチェーン全体の効率化や、輸送計画と連携したEVトラックへの充電タイミング等の最適化による省エネ効果の実証を支援。

（3）内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業

革新的省エネルギー技術等の導入による省エネ効果の実証に加えて、非化石エネルギーを使用する船舶の導入に向けた実証を支援。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）トラック輸送における更なる省エネルギー化推進事業



（2）新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業



（3）内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業



成果目標・事業期間

令和6年度から令和8年度までの3年間の事業であり、令和12年度（2030年度）までに、本事業及びその波及効果によって運輸部門におけるエネルギー消費量を原油換算で年間約625.2万kl削減すること等を目指す。

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和8年度概算要求額 40億円（6.1億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

中小企業や年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満の事業者等を対象とした工場・ビル等のエネルギー利用最適化診断やエネルギー利用最適化に係る相談窓口である地域プラットフォームの構築など、中小企業等のエネルギー利用最適化を推進するための支援を行うことで、エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業等の省エネの取組を後押しする。

事業概要

(1) エネルギー利用最適化診断事業

中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断、省エネ診断の担い手育成を目的とした研修等の実施に係る経費の一部を国が支援する。

(2) 地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業

省エネの専門家が中小企業等の工場・ビルにおける設備の運転状況やエネルギー使用状況に関する計測データ等を確認して、運用改善や設備投資等を提案するために必要な経費を補助する。

(3) 地域一体となった省エネ支援の促進及び専門人材拡大に向けた調査分析事業

省エネ・地域パートナーシップに参画する金融機関や省エネ支援機関による地域の連携枠組みを通じた省エネ支援の後押しや、省エネ診断・アドバイスを行う専門人材を拡大する上での課題や方策について分析を行うための委託調査を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) エネルギー利用最適化診断事業



(2) 地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業



(3) 地域一体となった省エネ支援の促進及び専門人材拡大に向けた調査分析事業



成果目標・事業期間

省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施により本予算事業による効果も含めて、令和12年度の省エネ効果239万kLを目指す。

固定価格買取制度等賦課金特例制度施行事業費

令和8年度概算要求額 80億円（80億円）

事業目的・概要

事業目的

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度を円滑に実施することにより、再生可能エネルギー電気の利用促進を図る。

事業概要

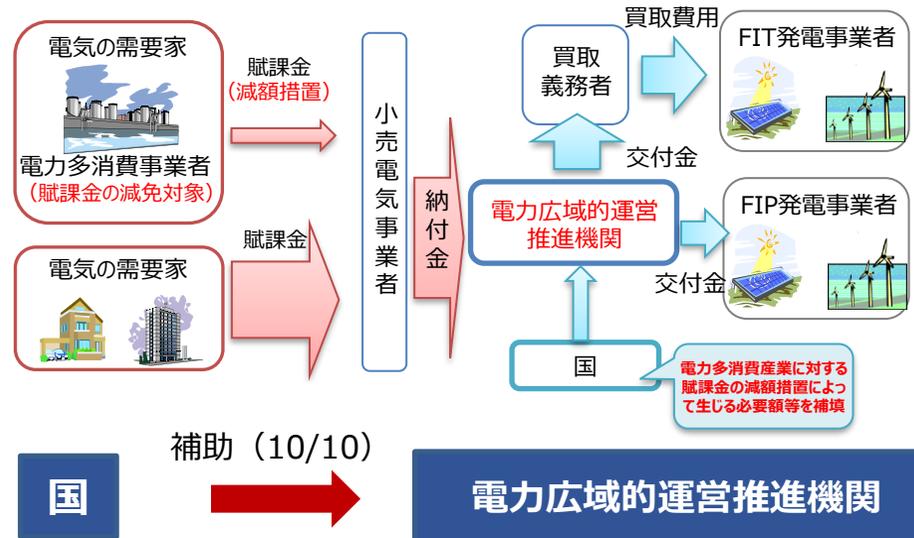
再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）の実施に伴い、電気事業者に対して、再生可能エネルギー電気を一定の期間・価格で買い取ることが義務付けられ、その買取費用に充てるための賦課金については、地域間で賦課金の負担に不均衡が生じないよう電力広域的運営推進機関が調整を行うこととなるが、電力多消費産業は賦課金の減額を受けることが可能となっている。

また、令和4年度より従来のFIT制度に加えて、市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度（FIP制度）が導入され、この一定のプレミアムに充てるための賦課金も含めて、電力多消費事業者は、特例により賦課金の減額を受けることが可能となっている。

本事業では、FIT制度及びFIP制度における賦課金の減免制度や入札業務によって生じる、電力広域的運営推進機関において必要となる費用を措置する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

再エネ特措法第2条の6及び15条の5に基づき、電力広域的運営推進機関がFIT交付金等の交付に必要な費用の財源に充てるため定額補助する。



成果目標・事業期間

2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率36～38%の実現のため、FIT制度及びFIP制度における再生可能エネルギーの着実な導入を図る。

再生可能エネルギー実務人材育成事業

令和8年度概算要求額 6.3億円（7.5億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

再エネについては、第7次エネルギー基本計画において、主力電源化を徹底し、最大限の導入を促すこととしている。

特に、洋上風力発電は、再エネ主力電源化の切り札となっている。第7次エネルギー基本計画における、2030年までに10GW、2040年までに30～45GWの案件形成という目標達成に向けて洋上風力発電を普及させていくには、洋上風力発電に関する人材育成が急務である。

また、太陽光発電についてもペロブスカイト社会実装に伴う新たなスキル需要に対応した人材、長期安定電源化に向けた人材の確保が不可欠となっている。

本事業では、洋上風力・太陽光発電等の再エネ導入に必要な人材の育成を通じ、再エネの最大限導入を図る。

事業概要

(1) 洋上風力発電人材育成事業

風車製造関係のエンジニア、洋上施工や調査開発に係る技術者、メンテナンス作業員等、幅広い分野を見据え、洋上風力人材育成のカリキュラムの開発・高度化や、訓練施設整備を支援する。また、これまで整備してきた施設を利活用し、より安定的に継続した人材育成事業が行われる仕組み作りについて、新たに支援する。

(2) 太陽光発電人材育成等事業

カリキュラムの活用促進等を通じて、太陽光発電等の導入拡大に必要な人材を育成する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 洋上風力発電人材育成事業



(2) 太陽光発電人材育成等事業



高所作業訓練の例

洋上作業の例



成果目標・事業期間

(1) 令和4年度からの事業であり、

- ① 2030年までに、本事業で支援した洋上風力人材の育成に資するカリキュラムやトレーニングをのべ5,000人が受講することを目指す。
- ② 令和12年（2030年）までに10GWの洋上風力発電の案件を形成する。
- ③ 令和22年（2040年）までに30～45GWの洋上風力発電の案件を形成する。

(2) 人材育成を通じ、再エネの最大限導入を促進する。

再生可能エネルギー適正導入推進事業

令和8年度概算要求額 **33億円（35億円）**

(1) 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

(2) 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
産業保安グループ電力安全課

事業目的・概要

事業目的

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく、固定価格買取制度（以下「FIT制度」）及び、市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度（以下「FIP制度」）の運用の効率化・安定化を図るとともに、地域と共生した再生可能エネルギーの導入実現に向けた調査・対応を行うことで、再生可能エネルギーの適正な導入を推進することを目的とする。

事業概要

再生可能エネルギーの適正な導入を推進するため、以下の取組を行う。

(1) 固定価格買取制度等効率的・安定的運用業務事業

FIT制度及びFIP制度に基づく、再生可能エネルギー電気の事業計画認定等、再生可能エネルギー関連制度の運用が効率的かつ適切に行われるよう、必要なシステム等の構築・運用保守・改修等に取り組む。

事業形態、対象者

事業形態 委託事業

対象者 民間事業者等（事業内容別資料を参照）

(2) 再生可能エネルギー事業規律強化事業

地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現のため、再生可能エネルギー発電設備の現地調査等による事業規律違反・関係法令違反が疑われる案件の洗い出しや、そうした案件に対する対応を行う。

事業目的・概要

事業目的

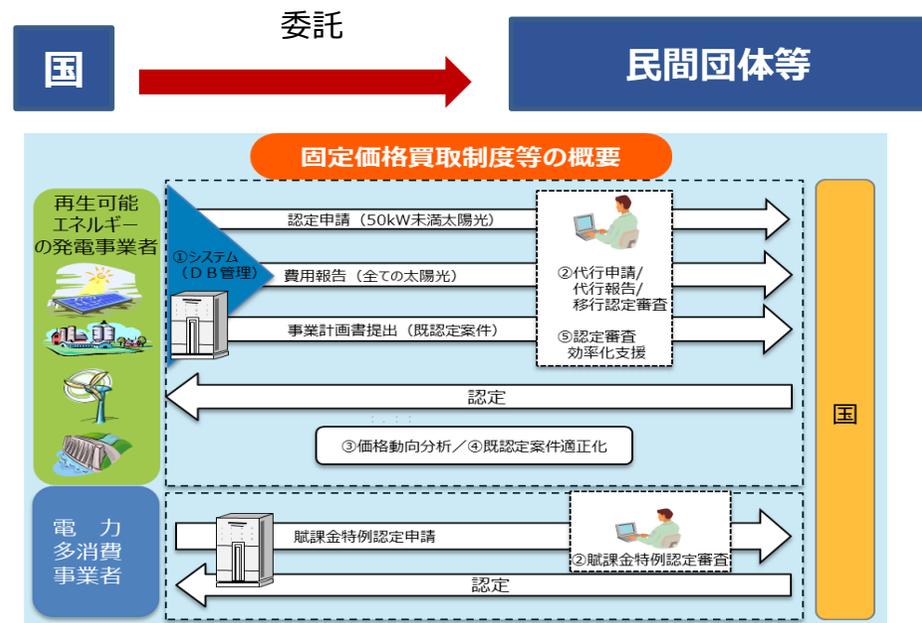
「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく、固定価格買取制度（以下「FIT制度」）及び、市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度（以下「FIP制度」）について、効率的・安定的に運用を行い、認定情報の管理・分析及び申請手続や審査等の支援、固定価格買取制度等の管理システム改修を行い、最大限の再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

事業概要

FIT制度及びFIP制度に基づく、再生可能エネルギー電気の事業計画認定等、再生可能エネルギー関連制度の運用が効率的かつ適切に行われるよう、以下に取り組む。

- (1) FIT（FIP含む）システム等の構築・運用保守・改修
- (2) 50kW未満の太陽光発電設備の代行申請等（制度移行、賦課金特例認定審査支援）
- (3) 価格動向分析
- (4) 既認定案件の適正化支援
- (5) 認定審査効率化支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

認定情報の管理・分析及び申請手続や審査等の支援を実施し、再生可能エネルギー導入推進の原動力となっている固定価格買取制度等の安定的かつ効率的な制度運用の実施を図る。

(2) 再生可能エネルギー事業規律強化事業

令和8年度概算要求額 3.5億円 (3.6億円)

事業目的・概要

事業目的

固定価格買取制度等の導入を契機として、規模や属性も異なる様々な事業者による参入が急速に拡大してきた太陽光発電を中心に、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念は高まっている。これまで法令違反等が疑われる案件について発電指導者に適切な指導を行っているものの、未だ地域の懸念は払拭されていない。

そのため、改正再エネ特措法の施行により、事業規律強化に係る体制を構築し、適切な処分を行う等により、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を促進することを目的とする。

事業概要

地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現のため、以下の取組を行う。

再生可能エネルギー発電設備の現地調査等を行い、把握した情報について、再エネ特措法に基づく認定計画の内容や条例を含む各種法令状況等と照合の上、調査分析し、再エネ特措法における事業規律違反や、関係法令違反が疑われる案件の洗い出しを行う。

現地調査等を通じて、違反の実態を確認の上、経産局、保安監督部、関係省庁、自治体に対しプッシュ型で情報提供を行い、関係法令の処分を行うとともに、再エネ特措法上のFIT/FIP交付金の一時停止などの処分を実施する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現を目指す。

需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業

令和8年度概算要求額 **59億円（98億円）** ※採択済案件の後年度負担分のみ

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

2030年の長期エネルギー需給見通し等の実現に向け、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠であるところ、需要家主導による新たな太陽光発電の導入モデルの実現を通じて、再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を促進する。

また、全体の電力需給バランスに応じた行動変容を促すことができる発電設備への蓄電池導入の促進を通じて、ピークシフトを促す。

事業概要

（1）需要家主導型太陽光発電導入支援事業

再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援する。

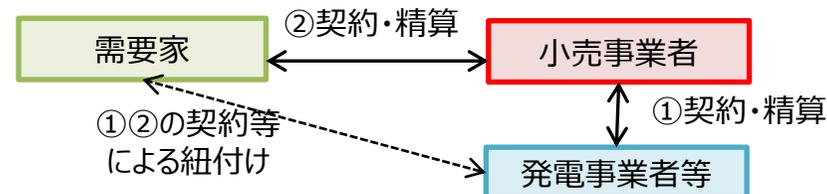
（2）再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業
需要家に対して需給バランスに応じた再エネ電力の供給を推進するため、一定規模以上の蓄電池併設支援を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

民間事業者等が太陽光発電設備及び再生可能エネルギー併設型の蓄電池を導入するための、機器購入等の費用について補助する。



【対象事業スキームイメージ】



成果目標・事業期間

令和4年度から4年間を目途に継続して実施する事業であり、2030年の長期エネルギー需給見通しの実現に寄与する

新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課

令和8年度概算要求額 14億円（17億円）

事業目的・概要

事業目的

中小企業（スタートアップ企業を含む）等は、新エネルギー等に関する潜在的技術シーズを有しています。これらを幅広く発掘し、技術開発の段階に応じた支援とシームレスな経営・事業化支援を組み合わせることで実施することにより事業化に結びつけることを目的とする。

事業概要

本事業では、新エネ等の導入拡大の障壁となる社会的課題を解決する技術シーズを発掘し事業化に結びつけるため、事業段階に応じて、事業化に向けた助言、ベンチャーキャピタルによるハンズオン支援を行いつつ、中小・ベンチャー企業等が行うFS調査、試作機実証、実用化研究開発及び民間団体等が行う事業化実証等の支援を行う。

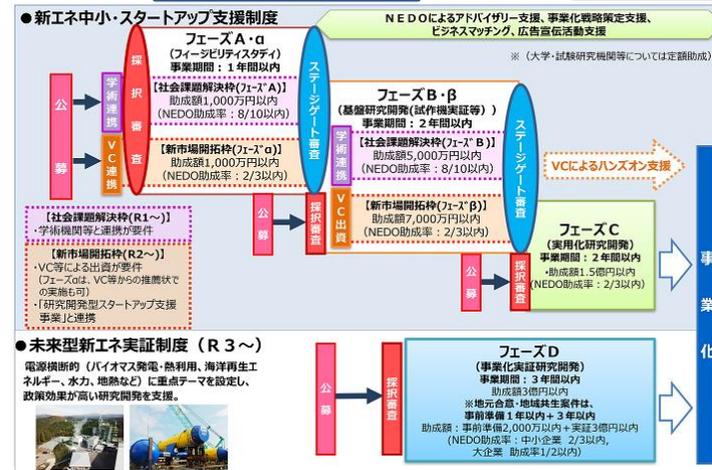
(1) 新エネ中小・スタートアップ支援制度

中小・ベンチャー企業を対象に、フェーズA（FS）、フェーズB（基盤研究開発）、フェーズC（実用化研究開発）による支援を行う。

(2) 未来型新エネ実証制度

中小企業・大企業を対象に、事業化実証研究開発に対して支援を行う。令和6年度からは、大規模実証の実施に当たり、地域共生・地元合意が必要な案件について、最大3年間の研究開発実施前に、1年かけて地元合意を形成する期間も支援対象とし、地域と共生した取組みを支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

平成19年度からの事業であり、本事業で採択した事業のうち50%を事業終了後3年以内に事業化することを目指します。

新エネルギー等導入促進広報等事業委託費

令和8年度概算要求額 **5.5億円（6.1億円）**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

新エネルギー等の導入拡大やFIT・FIP制度をはじめとした各種関連制度の意義について、新エネルギー等の導入の担い手となる事業者や国民が十分に認識、理解することを通じて、新エネルギー等の円滑な導入拡大を図ることを目的とする。

事業概要

新エネルギー等設備導入に係る意義及び促進策等の制度に関する情報を事業者及び国民に提供するためのイベントの実施やウェブサイトによるタイムリーな情報発信などを実施する。

また、再生可能エネルギーのFIT・FIP制度等について、制度周知のための各種広報事業（HPやガイドブック、イベント等による情報提供）を実施するとともに、問い合わせに対する体制を整備する。

さらに、地方自治体と協力しつつ地域の再エネ推進体制を構築し、再エネ関連の情報提供等を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

再生可能エネルギーやFIT/FIPをはじめとした関連施策への理解の増進を図り、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組を促進する。

水力エネルギー導入促進事業

令和8年度概算要求額 **28億円（8.3億円）**

- (1) ①、(2)、(3) 資源エネルギー庁
電力・ガス事業部電力基盤整備課
(1) ②、(2) 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

水力発電は、優れた安定供給性を持ち、長期的に活用可能な再生可能エネルギーであり、2040年度エネルギーミックスでは電源構成で8~10%程度を見込む。

本事業では、水力発電の導入促進に向け、高経年化した既存設備のリプレースへの支援による発電電力量の最適化・高効率化や、中小水力発電のポテンシャル調査等への支援による事業者の参入拡大等を目指す。また、揚水発電の運用高度化や導入への支援を通じ、揚水発電の維持及び強化を図る。

事業概要

水力発電の導入拡大のため、以下の取組を行う。

(1) 水力発電導入促進支援事業【補助】

- ① 既存設備有効活用強化支援事業【補助率:2/3、1/2、1/3、1/4】
水力発電に係る既存設備の有効活用を促進するため、出力・電力量の余力調査や、増出力・増電力量を図る設備更新等を支援する。
- ② 事業性評価支援事業【補助率：定額、2/3、1/2】
中小水力発電への事業者等の参入を促進するため、地点選定・事業計画段階におけるポテンシャル調査・事業性評価に必要な調査・設計等を支援する。

事業形態、対象者

事業形態 補助事業 (1) (3)
委託事業 (2)

対象者 民間事業者等（事業内容別資料を参照）

(2) 水力発電導入促進調査事業【委託】

水力発電の導入を促進する基盤的な情報整備として、流量・流況データベース整備や包蔵水力調査等を実施する。

(3) 揚水発電の運用高度化及び導入支援事業【補助】

- ① 運用高度化支援事業【補助率：1/3】
収入機会の拡大や費用削減などに資する運用高度化に必要な設備投資等を支援する。
- ② 新規開発可能性調査支援事業【補助率：1/3】
揚水発電の強化に向け、新規開発の可能性を検討する調査を支援する。

水力エネルギー導入促進事業のうち、 （１）（２）水力発電導入促進事業 令和8年度概算要求額 20億円（新規）

- (1) ①、(2) 資源エネルギー庁
電力・ガス事業部電力基盤整備課
(1) ②、(2) 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

水力発電は、優れた安定供給性を持ち、長期的に活用可能な再生可能エネルギーであり、2040年度エネルギーミックスでは電源構成で8~10%程度を見込む。

本事業では、水力発電の導入促進に向け、高経年化した既存設備のリプレースへの支援による発電電力量の最適化・高効率化や、中小水力発電のポテンシャル調査等への支援による事業者の参入拡大等を目指す。

事業概要

水力発電の導入拡大のため、以下の取組を行う。

(1) 水力発電導入促進支援事業【補助】

① 既存設備有効活用強化支援事業【補助率:2/3、1/2、1/3、1/4】

水力発電に係る既存設備の有効活用を促進するため、出力・電力量の余力調査や、増出力・増電力量を図る設備更新等を支援する。

② 事業性評価支援事業【補助率：定額、2/3、1/2】

中小水力発電への事業者等の参入を促進するため、地点選定・事業計画段階におけるポテンシャル調査・事業性評価に必要な調査・設計等を支援する。

(2) 水力発電導入促進調査事業【委託】

水力発電の導入を促進する基盤的な情報整備として、流量・流況データベース整備や包蔵水力調査等を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 水力発電導入促進支援事業



(2) 水力発電導入促進調査事業



成果目標・事業期間

令和8年度から令和12年度までの5年間の事業であり、短期的には、令和12年度までに、出力向上の目処が立った発電所の増発電量の合計を2億kWh/年、事業性があると判断された発電所の発電出力の合計を2万kWとすることを目指す。長期的には、2040年度エネルギーミックスにおける水力発電の電源構成比の実現を目指す。

水力エネルギー導入促進事業のうち、 (3) 揚水発電の運用高度化及び導入支援事業 令和8年度概算要求額 7.8億円 (8.3億円)

(3) 資源エネルギー庁
電力・ガス事業部電力基盤整備課

事業目的・概要

事業目的

揚水発電は、電力需給ひっ迫時における供給力、及び再エネの導入が拡大する中で、再エネの自然変動を平準化できる蓄電能力を有する発電方式として、その重要性が向上している。

他方、揚水発電は揚水時にロスが発生することから採算性の確保が難しく、今後、揚水発電の停止や撤退が起こってくるといったリスクが存在している。

このため、本事業による揚水発電の運用高度化や導入への支援を通じ、揚水発電の維持及び強化を図ることを目的とする。

事業概要

揚水発電の維持・強化に向け、以下の事業を行う。

①運用高度化支援事業【補助率：1/3】

収入機会の拡大や費用削減などに資する運用高度化に必要な設備投資等を支援する。

②新規開発可能性調査支援事業【補助率：1/3】

揚水発電の強化に向け、新規開発の可能性を検討する調査を支援する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

(3) 揚水発電の運用高度化及び導入支援事業



成果目標・事業期間

令和4年度から令和9年度までの6年間の事業であり、短期的には、本補助金を通じて揚水発電の約3割の運用高度化を図るとともに、新規可能性調査への支援を行う。

中長期的には、現在の揚水発電の設備容量を維持していくことを目指す。

太陽光発電大量導入への課題解決に向けた技術開発事業

令和8年度概算要求額 **31億円（32億円）**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

2050年のカーボンニュートラル実現に向け、太陽光発電設備のさらなる用途拡大・高効率化を図ること、そして導入可能量拡大に向け、新市場への導入に向けた課題解決に資する技術開発を行うこと、更に、既存発電設備の太陽光発電の長期安定電源化に資することを目的とする。

事業概要

本事業は、太陽光発電大量導入への課題解決に向けた技術開発に資するため、以下の事業を実施する。

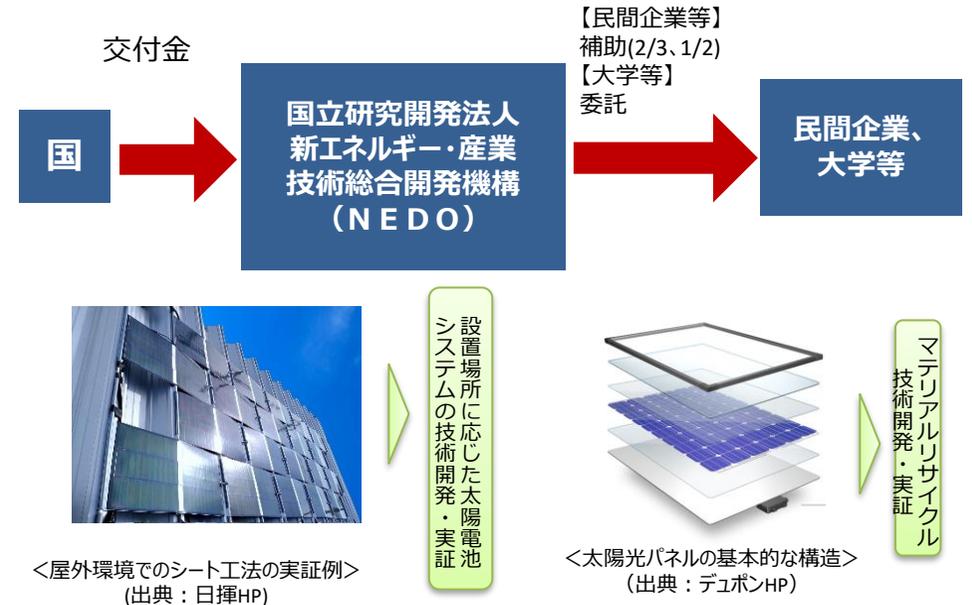
（1）新市場に向けた次世代型太陽電池の研究開発

次世代型太陽電池の開発として、現在普及が進む結晶シリコン太陽電池を超える性能の太陽電池の開発と屋外曝露による実証評価等を行う。また、設置場所に応じた太陽電池システムの開発を行う。

（2）長期的に安定な電源として維持するための技術開発

既存発電設備の長期安定電源化のため、発電事業のトータルコスト低減に向けた技術開発、設置場所に応じた安全ガイドラインの策定、資源循環を目指したリサイクル技術、日射量予測技術、次世代型太陽電池の評価技術を確立するための技術開発等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和7年度から令和11年度までの5年間の事業であり、太陽光発電の長期安定電源化や導入可能量の大幅拡大に資する8件の技術の確立を目指す。

福島県における再生可能エネルギー等の導入促進のための支援事業

令和8年度概算要求額 **52億円（52億円）**

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課、水素・アンモニア課

事業目的・概要

事業目的

福島における新エネ社会構想の実現に向け、再生可能エネルギー発電設備等の実証・整備及び福島県内における再生可能エネルギー拠点の形成に向けた取組を支援するとともに、水素輸送設備、水素利用設備の導入等を支援し、水素サプライチェーンを構築することを目的とする。

事業概要

（1）再生可能エネルギーの導入支援

・阿武隈山地をはじめ県内の再生可能エネルギー導入拡大のための共用送電線や風力、太陽光、バイオマス等の発電設備、付帯する蓄電池・送電線の導入等を支援

（2）県内における再生可能エネルギー拠点形成支援

・県内企業による実証研究事業を支援

（3）県内における水素サプライチェーンの設備導入支援等

・水素輸送設備、水素利用設備の導入等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



再生可能エネルギー発電設備

成果目標・事業期間

- ・令和8年度までに福島県内に595MWの再生可能エネルギー発電設備を導入する。
- ・令和8年度までに福島県内に関連技術について16件の実用化を図る。
- ・令和9年度までに福島県内に水素輸送設備、水素利用設備の導入等により、250tの水素導入を図る。

木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム

構築支援事業

令和8年度概算要求額 **8.0億円（8.0億円）**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

バイオマス発電は、災害時のレジリエンス向上や、地域産業の活性化など多様な価値を有する再生可能エネルギーであり、2040年度エネルギーミックスでは電源構成で5～6%程度を見込む。

本事業では、木質バイオマス発電の安定稼働に向け、国内木質バイオマス燃料の供給ポテンシャルの拡大や、発電コストの大半を占める燃料費の低減等を目指す。

事業概要

バイオマス発電の安定稼働に向け、森林・林業等と共生する持続可能な木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システムを構築するため、以下の取組を行う。

(1) 新たな燃料ポテンシャル（早生樹、広葉樹等）を開拓・利用可能とする“エネルギーの森”実証事業

・気候区分毎の燃料材生産に適した樹種選定や各工程作業の効率化について、植林・育林・伐採・搬出方法の実証を行う。

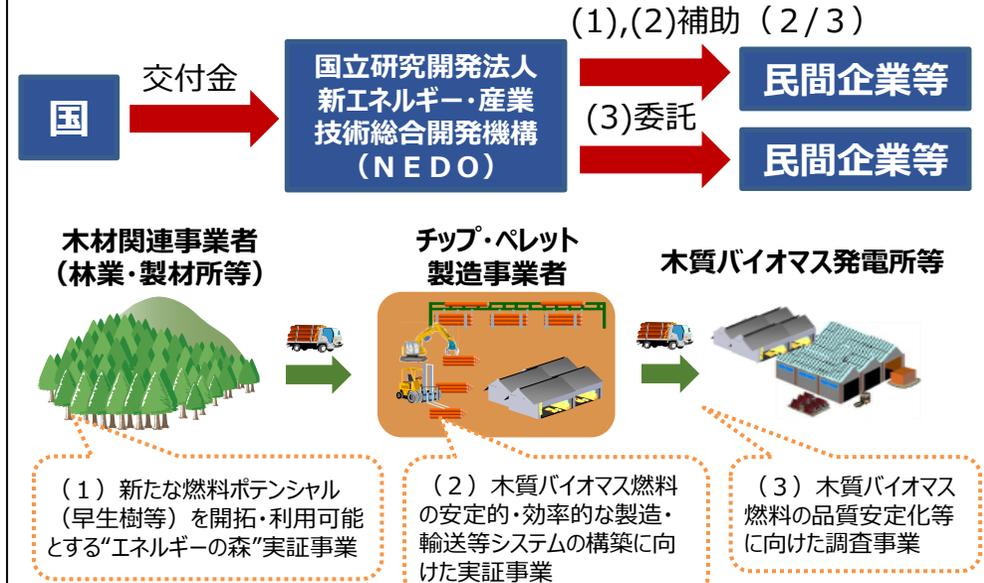
(2) 木質バイオマス燃料の安定的・効率的な製造・輸送等システムの構築に向けた実証事業

・チップ・ペレット燃料製造・輸送に関し、製造工程の改善等による安定供給体制の確立・燃料の品質向上に向けた実証を行う。

(3) 木質バイオマス燃料の品質安定化等に向けた調査事業

・燃料品質規格の普及や早生樹等による国産木質バイオマス燃料の活用等のための調査を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和3年度から令和10年度までの8年間の事業であり、令和14年度までに、

燃料用木質バイオマス資源の増加量：11万t/年

燃料材のコスト低減：2021年度比30%削減

燃料品質規格の普及団体：2団体

を目指し、エネルギーの安定供給に加え、森林・林業等と持続可能な形で共生する木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給利用システムの構築を加速する。

洋上風力発電の導入拡大に向けた調査・研究開発事業

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 風力政策室

令和8年度概算要求額 154億円（130億円）

事業目的・概要

事業目的

2020年の「洋上風力産業ビジョン」で提示した、案件形成目標（2030年までに10GW、2040年までに30～45GW）の達成に向けて、これまで再エネ海域利用法に基づき合計4.1GWの案件を創出してきた。

本事業では、目標達成に向け、洋上風力発電に関する調査や研究開発事業を実施し、案件形成プロセスの効率化および案件の低コスト化・迅速化に資する技術開発を推進することで、洋上風力発電の継続的な案件創出・導入拡大を目的とする。

事業概要

更なる案件形成の推進に向けて、以下の取組を行う。

- (1) 洋上風力発電の導入促進に向けた採算性分析のための基礎調査事業

洋上風力発電設備の設置に関する採算を分析するために必要となる事項について、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が風況・海底地盤等に係る基礎調査を実施する。

- (2) 洋上風力発電の導入拡大に向けた調査支援事業

- ① 国がシステムの暫定確保に関する可能性調査や課題整理、再エネ海域利用法の施行状況の中で浮上した課題の整理等、促進区域に指定された海域公募プロセスを効率的に進めるための支援などを行う。
- ② 促進区域の指定に向けて、国への情報提供書の提出や利害関係者との調整等の支援を行う。

事業形態、対象者

- 事業形態 交付金事業 (1) (3)
委託事業 (2) ①
補助事業 (3) ②

- 対象者 (1) 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
(2) ①民間事業者等、②地方自治体等
(3) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
(事業内容別資料を参照)

- (3) 洋上風力発電等の導入拡大に向けた研究開発事業

洋上風力発電の更なる導入拡大や次世代の浮体式洋上風力に関する産業競争力強化等を図るため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が洋上ウインドファーム開発支援や次世代の浮体式洋上風力発電システム実証、風車生産技術研究開発を行う。

洋上風力発電の導入拡大に向けた調査・研究開発事業のうち、

(1) 洋上風力発電の導入促進に向けた採算性分析のための基礎調査事業

令和8年度概算要求額 **120億円 (91億円)**

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課風力政策室

事業目的・概要

事業目的

洋上風力発電は、大量導入の可能性、コスト低減余地、経済波及効果の大きさの3つの観点から「再生可能エネルギー主力電源化の切り札」と期待されており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、洋上風力発電の案件形成を促進していくことが重要である。

そのため、洋上風力発電設備の設置に関する採算を分析するために必要となる事項の基礎調査を実施し、そこで得られた調査データを発電事業計画の策定を行う事業者へ提供することを通じて、洋上風力発電の案件形成の加速化を目指す。

事業概要

洋上風力発電事業の実施可能性が見込まれる海域を対象として、洋上風力発電事業の採算を分析するために必要な基礎調査を実施する。具体的には、洋上風力発電設備の基本設計に必要な調査データを取得するために、各種の観測機器を用いたサイト調査を実施する。

調査データは、調査対象海域で洋上風力発電事業を計画する事業者へ提供することで、事業者による発電事業計画の策定を支援する。

また、排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電設備の基本設計等に必要な調査データ取得を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

運営費交付金

委託

国



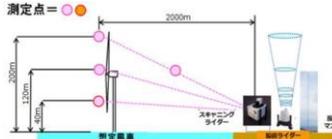
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC)



民間事業者

<風況調査>

観測機器を用いて現地洋上の風況を観測し、風速や風向等のデータを取得

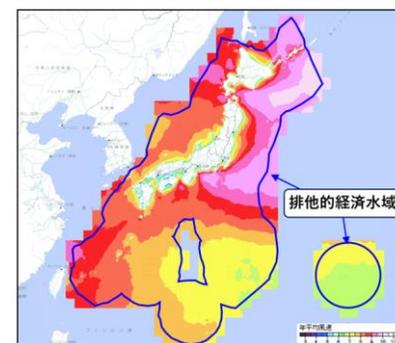


<海底地盤調査>

海上に鋼製構やSEP船を配置して行うボーリング調査や、計測機器を用いた物理探査により、地盤のデータを取得



<EEZにおける風況・海底地盤調査>



出典：NeoWinds (NEDO) ※一部加工

成果目標・事業期間

令和5年度からの事業であり、

- ① 調査成果を公募に参加する事業者へ提供する（令和10年度時点で延べ24者以上）。
- ② 令和12年（2030年）までに10GWの洋上風力発電の案件を形成する。
- ③ 令和22年（2040年）までに30～45GWの洋上風力発電の案件を形成する。

洋上風力発電の導入拡大に向けた調査・研究開発事業のうち、 （２）洋上風力発電の導入拡大に向けた調査支援事業 令和8年度概算要求額 2.7億円（新規）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課 風力政策室

事業目的・概要

事業目的

再エネ海域利用法における案件形成を進めようとする都道府県等の地方公共団体の支援を行うとともに、促進区域指定の要件である系統の確保を国が行うことで促進区域指定の円滑化を図り、また促進区域に指定された区域における公募プロセスの効率的な運営により、2030年までに10GW、2040年までに30～45GWの案件形成の実現を目指す。

事業概要

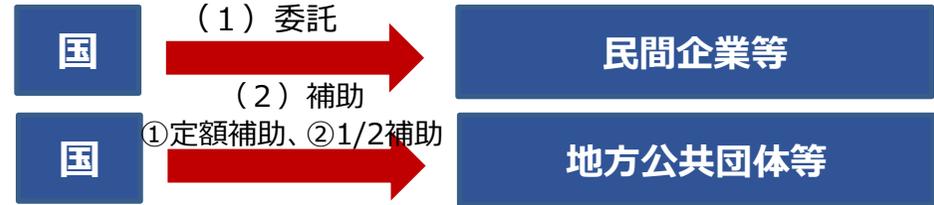
（１）洋上風力発電の導入拡大に向けた調査支援事業

- ・案件形成を計画的・継続的に進めることを目指し、国が系統接続に関する可能性調査や課題整理を行う。
- ・再エネ海域利用法及び政令等の改正に伴う適切な制度運用に向け、施行状況の中で浮上した課題の整理、改善に向けた所要措置の検討を行う。
- ・促進区域に指定された海域について、公募による選定プロセスで洋上風力発電事業を行う者を選定するため、当該公募プロセスを効率的に進めるための支援を行う。

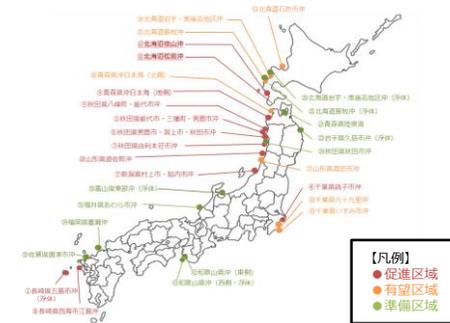
（２）地域や漁業と共生した洋上風力の案件形成促進事業

- ・再エネ海域利用法の促進区域の指定に向けて、
- ①「準備区域」等のいずれの区域にも整理されていない区域や、
- ②「準備区域」等に整理されている区域の自治体を対象に、国への情報提供書の提出や利害関係者との調整等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



再エネ海域利用法に基づく案件形成状況（2025年7月時点）



成果目標・事業期間

短期的には年間1GW程度の洋上風力発電の公募プロセスの実施を目指す。

中期的には令和12年（2030年）までに10GWの洋上風力発電の案件形成を目指す。

長期的には令和22年（2040年）までに30～45GWの洋上風力発電の案件形成を目指す。

洋上風力発電の導入拡大に向けた調査・研究開発事業のうち、 (3) 洋上風力発電の導入拡大に向けた研究開発事業 令和8年度概算要求額 31億円 (39億円)

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課 風力政策室

事業目的・概要

事業目的

洋上風力発電は、大量導入の可能性、コスト低減余地、経済波及効果の大きさの3つの観点から「再生可能エネルギー主力電源化の切り札」と期待されており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、洋上風力発電の案件形成を促進していくことが重要である。

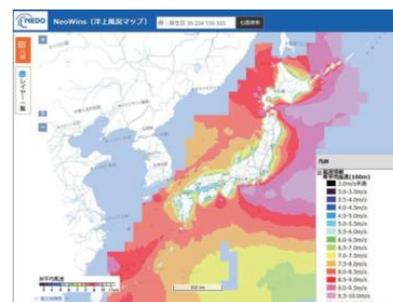
本事業では、我が国の気象・海象条件に適した洋上特有の技術課題や洋上風力発電所に係る技術的・社会的な課題を解決し、我が国の洋上風力発電の導入促進、発電コストの低減、洋上風力関連産業の競争力強化等を目的とする。

事業概要

洋上風力発電の更なる導入拡大、低コストかつ安定的な供給や次世代の浮体式洋上風力に関する産業競争力強化等を図るため、以下の研究開発・調査事業を行う。

- ①洋上ウインドファーム開発支援事業 (委託)
- ②次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究 (委託)
- ③風車生産技術研究開発 (委託)

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



洋上風況マップ (NeoWins)



沖合における風況観測手法の確立

成果目標・事業期間

- ・洋上風力発電事業の実施のために必要な基礎調査等や洋上ウインドファーム開発計画について風況調査・海象調査・設計等を令和9年度までに17件実施することにより、洋上ウインドファームの開発に資す基礎データを取りまとめる。
- ・当該事業の実証・開発等により洋上風力発電に関する技術・システムを令和9年度までに9件確立する。
- ・2040年までに30~45GWの洋上風力発電の案件形成を達成するとともに、建設される風力発電の着実な導入を実現する。

水素社会推進に向けた先導的な技術開発・実証事業

令和8年度概算要求額 185億円（155億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
水素・アンモニア課

事業目的・概要

事業目的

2050年カーボンニュートラルに向けて、熱需要を含めて脱炭素化を実現していくためには水素等が必要。水素等が利活用される社会を実現するためには、供給コストの削減や多様な分野における需要創出を一体的に進めることが重要。このため、本事業では、水素関連設備の低コスト化や、保安規制の合理化・適正化、地域に応じたモデル構築、新材料の探索・解析の基盤技術等、水素関連技術の開発・実証により、早期の水素等サプライチェーン構築につなげていくことを目的とする。

事業概要

(1) 競争的な水素等サプライチェーン構築に向けた技術開発事業
水素等のコストの低減と供給の安定化を実現するため、水素関連設備・供給インフラ等の大型化・低コスト化に資する研究開発を支援する。

また、安全確保を前提としつつ、保安規制の合理化・適正化に向けた検討や、国際標準化に必要なデータ取得に資する研究開発を支援する。

(2) 産業活動等の脱炭素化に向けた水素等社会モデル高度化実証事業

事業成立性を確保できる水素等利活用モデルの構築に向けて、製造・貯蔵・運搬・利活用の各分野において、有効な水素等の供給・利用方法の組み合わせによる、需要側も交えた実証等を支援する。

事業形態、対象者



- 事業形態
- (1) 委託・補助 (1/2)
 - (2) 補助 (2/3、1/2)
 - (3) 委託・補助 (2/3、1/2)

(3) 水素利用拡大に向けた共通基盤強化のための研究開発事業
水素の本格普及に向けて、水素の製造・利用のそれぞれを担う水電解装置と燃料電池について、高性能化・低コスト化に資する触媒等の部材探索などを含め革新的な研究開発を支援する。

また、研究開発を高度化・加速化するため、新たな材料等の探索・評価において、量子ビーム施設やAI等のデジタル技術の活用に必要なシステム開発等を支援する。

水素社会推進に向けた先導的な技術開発・実証事業のうち、

(1) 競争的な水素等サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

令和8年度概算要求額 73億円 (83億円)

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
水素・アンモニア課

事業目的・概要

事業目的

水素等の供給基盤について、コストの低減と供給の安定化を実現するため、水素を製造・貯蔵・輸送・利用するための設備や機器、システム等（タンク、充填ホース、計量システム等）の更なる高度化・低廉化・多様化につながる研究開発等を支援するとともに、規制改革実施計画等に基づき、一連の水素等サプライチェーンにおける規制の整備や合理化、国際標準化のために必要な研究開発等を行うことを目的とする。

事業概要

①国際水素等サプライチェーン（液化水素運搬船による海上輸送技術等）、②国内水素等サプライチェーン（水素導管による陸送技術等）、③水素ステーション（水素充填技術等）、④評価基盤（水素に適した鋼材等）の4つの分野において、以下の取組を行う。

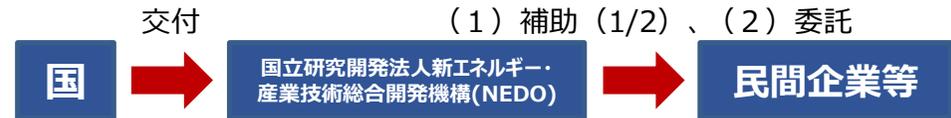
(1) 水素関連技術の高度化等につながる研究開発等

水素関連設備の大型化やコスト削減、新たな水素需要の広がりに対応した水素供給インフラの整備などを支援する。

(2) 規制適正化・国際標準化のために必要な研究開発等

規制改革実施計画等に基づき、安全性を前提とした規制の合理化・適正化に資する研究開発を行う。また、水素関連技術に関して、ISO規格等の提案に結びつける検討を進めるとともに、国際標準化に必要なデータ取得を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



液化水素運搬船による
海上輸送技術等の研究開発



FH2Rを基盤とした
水素に関する実証研究促進



出典：東芝エネルギーシステムズ（株）

成果目標・事業期間

令和5年度から令和9年度までの5年間の事業であり、長期的には、①グリーンイノベーション基金事業（大規模水素サプライチェーンの構築）の更なる高度化・多様化を実現すること、②水素ステーションのコストを低減すること、また、③令和9年度までに規制改革実施計画等に基づいた規制見直しを84件措置することを目指す。

水素社会推進に向けた先導的な技術開発・実証事業のうち、

(2) 産業活動等の脱炭素化に向けた水素等社会モデル高度化実証事業

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
水素・アンモニア課

令和8年度概算要求額 **40億円** (新規)

事業目的・概要

事業目的

第7次エネルギー基本計画(2025年2月18日閣議決定)等に掲げる目標(2030年に水素導入量最大300万トン/年、水素供給コストの30円/Nm³)の達成に向けては、供給コスト水準の低減と需要拡大を両輪で進めていくことが重要。

本事業では、事業成立性を重視し、有効な水素等の供給・利用方法の組み合わせについて、需要側も交えた実証等を支援することで、水素等の需要の創出や事業化に繋がる利活用モデルを構築することを目指す。

事業概要

(1) 水素等製造・利活用ポテンシャル調査

再エネ等の地域資源を活用した水素等の製造、貯蔵、運搬、利活用の各設備や、それらをつなぐインフラネットワークの整備を通じ、地域特性に応じて様々な需給を組み合わせたサプライチェーンのモデルについて、将来の経済性等の検証や、機器開発に繋がる定量的なデータ取得を通じた調査研究を支援する。

(2) 水素等社会モデル高度化技術開発

再エネ等の地域資源を活用した水素等の製造・貯蔵・運搬・利活用の各分野において、機器・設備の低コスト化に繋がる技術開発や、経済性を確保するための工夫等を行い、地域特性に応じた様々な水素等の需給とそれらを組み合わせることで、より社会実装に近いレベルで、事業成立性を確保できる水素等利活用モデルの構築に向けた実証等を支援する。

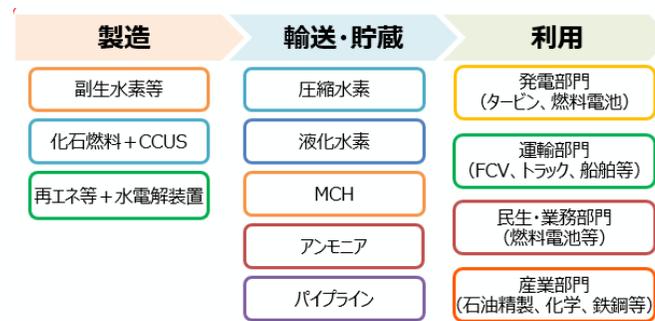
事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

交付

- (1) 補助 (2/3)
- (2) 補助 (2/3、1/2)



事業成立性の観点から、水素等サプライチェーンにおける様々な組合せによる調査研究、技術開発・実証を支援



成果目標・事業期間

令和8年度から12年度までの5年間の事業であり、短期的には、採択した事業における、技術開発・実証の効果(技術開発・実証事業としての成功見通し)を確認する。

中期的には、事業終了時点で、各事業の実施者が、社会実装の見通しを明らかにできていることを目指す。

長期的には、本事業で実施した技術開発・実証が社会実装に繋がっていることを目指す。

水素社会推進に向けた先導的な技術開発・実証事業のうち、

(3) 水素利用拡大に向けた共通基盤強化のための研究開発事業

令和8年度概算要求額 **72億円 (72億円)**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
水素・アンモニア課

事業目的・概要

事業目的

水素の本格的な普及に向け、DX技術を活用して、水素利用と製造の両翼を担う燃料電池と水電解装置等の研究ならびに技術開発を加速化させる。そして、我が国の産業競争力の強化と市場の創造を促進し、他国を引き離す技術開発に繋げる。

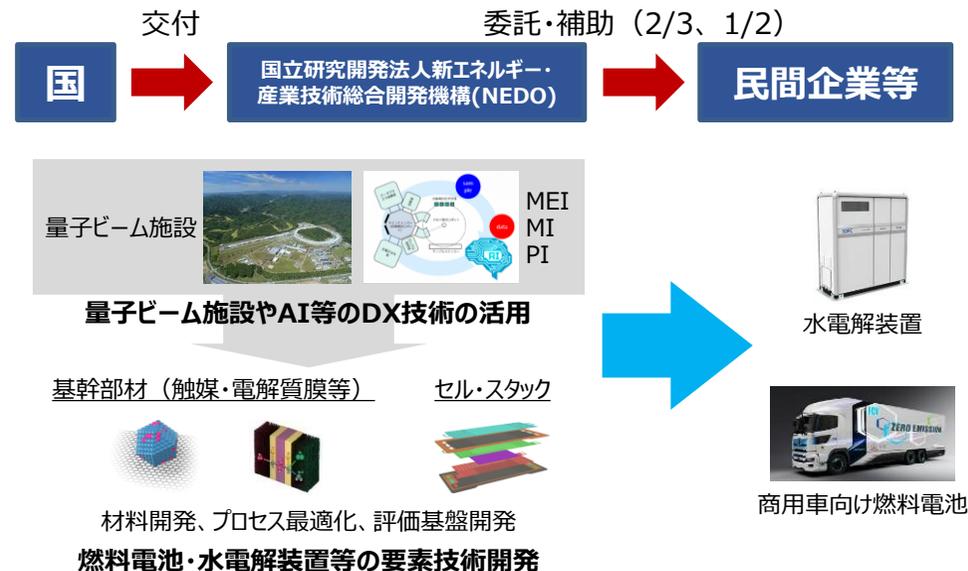
今後、燃料電池においては大型商用車への適用に伴う要求性能の急激な向上が、水電解装置等においては低コスト、高効率、および高耐久化が見込まれることから、これらのニーズに応えるため、DX技術を導入・活用し、早期に実現することを目的とする。

事業概要

燃料電池および水電解装置等の飛躍的な性能や耐久性の向上、コスト低減に資する触媒等の部材探索などを含め革新的な研究開発を行う。また、その研究開発を高度化・加速化するため、共通基盤として新たな材料等の探索・評価において、マテリアル／プロセスインフォマティクスや計測インフォマティクス、マルチモーダル計測と高度解析といったDX技術の活用に必要なシステム開発等を支援する。

具体的には、燃料電池では大型商用車用、水電解装置ではアニオン交換膜(AEM)型水電解と固体酸化物型高温水蒸気電解(SOEC)に重きを置き、評価解析技術の確立や革新的な部材の開発等を目指す。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

令和7年度から令和11年度までの5年間の事業であり、短期的には、量子ビーム施設やAI等のDX技術の活用による研究開発の高度化・加速化を目指す。長期的には、燃料電池や水電解装置等の高性能化・低コスト化を目指す。

平常時及び緊急時における石油需給動向等調査等事業

令和8年度概算要求額 **2.1億円（2.6億円）**

資源エネルギー庁
資源・燃料部政策課

事業目的・概要

事業目的

我が国は、石油の太宗を海外からの輸入に頼っており、特に地政学的リスクのある中東地域からの輸入への依存度が約90%以上を占めるなか、官民において石油の安定供給を確保していくため、石油製品の需給動態や石油の輸入状況等を把握しておくが必要である。そのための統計調査等を実施することを目的とする。

事業概要

本事業では、平常時から石油の需給動向等を把握することを目的に、石油を取り扱う事業者（石油製造事業者、石油販売事業者、石油輸入業者など）を対象に、統計法に基づく石油製品需給動態統計調査（基幹統計）や、石油輸入調査（一般統計）の月次の統計調査を実施する。また、原油及び石油製品の輸入、製油所における生産・受払・払出量等について、海外からの石油の供給途絶を想定した緊急時の情報収集の運用訓練等を実施する。

これらに必要な集計システムの整備、運用保守等を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

統計法に基づく石油の需給動向等に係る統計調査の維持・向上を図りつつ、遅滞なく着実な公表を目指す。

地熱資源開発等事業

令和8年度概算要求額 **154億円（138億円）**

(1) 資源エネルギー庁資源・燃料部政策課

(2) 資源エネルギー庁資源・燃料部政策課

資源エネルギー庁省エネルギー新エネルギー部新エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

地熱発電は、自然条件によらず安定的な発電が可能なベースロード電源。一方、我が国は世界有数の地熱資源量を有しているが、他の再生可能エネルギーに比べ地下構造の把握や資源探査に係る開発リスク・コストが高いといった課題があることから、地熱発電による発電量は国内全体の総発電量の1%に満たない状況である。本事業では、先導的資源量調査や事業者が実施する初期調査等への支援等や、海外の地熱資源量調査事業への参画を通じた技術の獲得、技術開発による地熱資源の探査コスト・発電所の設備利用率の低下等の課題を解決及び再生可能エネルギー熱の導入コスト等の課題解決により、国産のエネルギー源である地熱資源の開発等を促進することを目的とする。

事業概要

国産のエネルギー源である地熱資源の開発等を促進するために以下の取組を行う。

(1) 地熱発電の資源量調査・理解促進事業

国内の事業者が行う地下構造の把握や資源調査に係るコスト等を軽減し、地熱開発を促進するための取組等を行う。

- 地熱開発の新規有望地点開拓のため、国立公園などにおいて、噴気試験まで含む先導的資源量調査等を実施。
- 地熱開発事業者が実施する地熱資源量の把握に向けた地表調査や掘削調査等に要する費用を補助。
- 海外の地熱関連調査及び国内地熱開発に対する地域住民等の理解促進に向けた勉強会の開催に要する費用等を補助。

事業形態、対象者

事業形態

- (1) 交付金事業、補助事業
- (2) 交付金事業

対象者

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、民間事業者、地方自治体等（事業内容別資料を参照）

(2) 地熱・地中熱等導入拡大技術開発事業

地熱資源開発に係る課題解決に向けた技術開発を行う。

- 探査技術の高度化
- 出力低下の改善（透水性改善、高度利用化技術）
- 国立・国定公園への①斜め掘り、②環境影響把握
- 地熱開発現場の技術ニーズ解決に資する新技術開発・実証
- 超臨界地熱資源開発に向けた資源量評価

再生可能エネルギー熱の導入コスト等の課題解決に向けて技術開発を行う。

(1) 地熱発電の資源量調査・理解促進事業

令和8年度概算要求額 **138億円 (121億円)**

事業目的・概要

事業目的

地熱発電は、自然条件によらず安定的な発電が可能なベースロード電源。一方、我が国は世界有数の地熱資源量を有しているが、他の再生可能エネルギーに比べ地下構造の把握や資源探査に係る開発リスク・コストが高いといった課題があることから、地熱発電による発電量は国内全体の総発電量の1%に満たない状況である。本事業では、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下、「JOGMEC」）による先導的資源量調査や事業者が実施する初期調査等への支援等により、国産のエネルギー源である地熱資源の開発を促進することを目的とする。

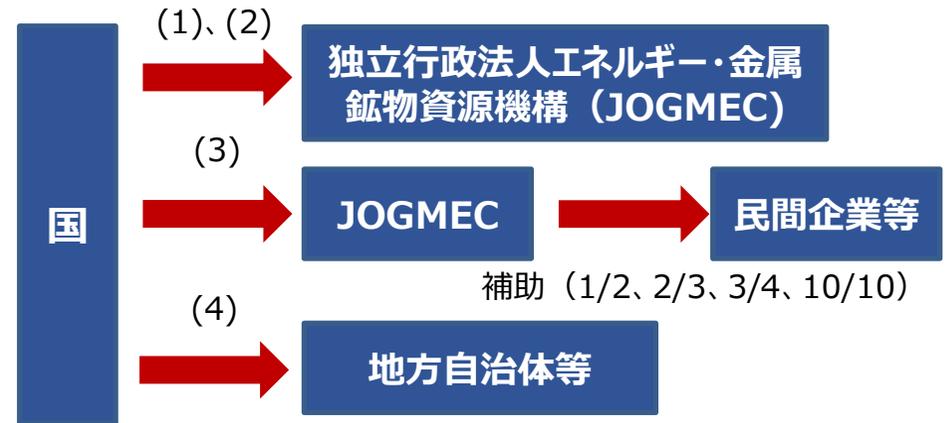
事業概要

国内の事業者が行う地下構造の把握や資源調査に係るコスト等を軽減し、地熱開発を促進するために、以下の取組等を行う。

- (1) 地熱開発の新規有望地点開拓のため、国立公園などにおいて、JOGMEC自らが噴気試験まで含む先導的資源量調査等を実施。有望な調査結果を事業者へ譲渡し、開発を促進する。
- (2) 海外の火山帯における地熱資源調査をJOGMEC単独もしくは本邦企業と共同調査を実施し、その知見を蓄積して、国内の地熱開発事業者に提供。
- (3) 地熱開発事業者が実施する地熱資源量の把握に向けた地表調査や掘削調査等に要する費用を補助。
- (4) 地熱開発に対する地域住民等の理解促進に向けた勉強会の開催や実証的な地熱活用事業の実施等に要する費用等を補助。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ~ (3) 交付金、(4) 補助(10/10)



成果目標・事業期間

短期的には、主に地質構造の把握によって地表調査から掘削調査に移行した件数と、調査段階から探査・開発段階に移行した件数を6割程度とすることを目指す。

長期的には、2030年度エネルギーミックスの目標である導入量148万kW、2040年度の電源構成比1～2%の見込みへの達成を目指す。

地熱資源開発等事業のうち、

(2) 地熱・地中熱等導入拡大技術開発事業

令和8年度概算要求額 **15億円 (16億円)**

事業目的・概要

事業目的

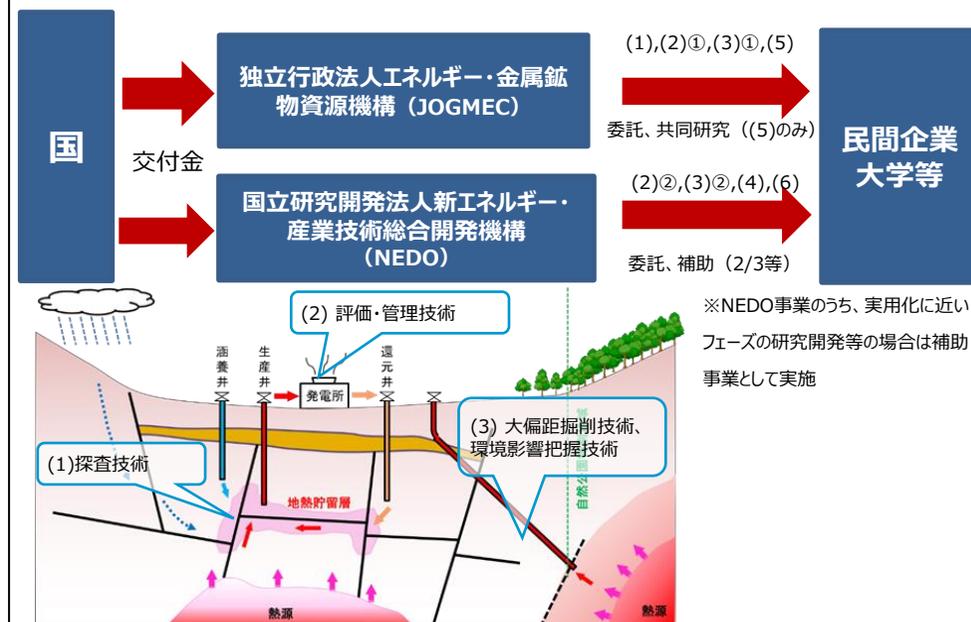
地熱発電は、自然条件によらず安定的な発電が可能なベースロード電源。一方、我が国は世界有数の地熱資源量を有しているが、他の再生可能エネルギーに比べて開発リスク・コストが高いといった課題があることから、導入が進んでおらず、現在は総発電量の1%に満たない状況である。安定的なエネルギー資源を獲得するため、技術開発によって、地熱資源の探査コスト・発電所の設備利用率の低下等の課題を解決することを目的とする。また、再生可能エネルギー熱は、カーボンニュートラル実現に向けたエネルギー需給構造の効率化のために重要であるが導入コスト等に課題があるため、技術開発によりこの課題を解決することを目的とする。

事業概要

本事業ではこれらの課題を技術開発により解決するべく、下記の事業を実施・支援する。

- (1) 探査技術の高度化
- (2) 出力低下の①回復（透水性改善）、②未然防止（高度利用化技術）
- (3) 国立・国定公園への①斜め掘り、②環境影響把握
- (4) 地熱開発現場の技術ニーズ解決に資する新技術開発・実証等
- (5) 超臨界地熱資源開発に向けた資源量評価
- (6) 再エネ熱の面的利用システムの技術開発

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

それぞれ、以下の成果を目指す。

- (1) 令和3年度から7年間で探査制度10%向上
- (2) ①令和6年度から4年間で化学刺激にスケール対策確立
②令和8年度から5年間で設備効率20%向上
- (3) ①令和3年度から7年間で大偏距掘削2km達成
②令和8年度から5年間で環境アセス期間1年程度短縮
- (4) 令和8年度から5年間で資源量評価を完了
- (5) 開発技術のうち50%が事業終了後3年以内で現場活用
- (6) 令和6年度から5年間で、初期導入費及び維持管理費の20%低減

石油天然ガス田の探鉱・資産買収等事業に対する出資金

資源エネルギー庁資源・燃料部
資源開発課

令和8年度概算要求額 445億円（563億円）

事業目的・概要

事業目的

石油・天然ガスの安定的かつ低廉な供給の確保を実現するため、リスクマネー供給により、我が国企業による石油・天然ガスの権益獲得を促進する。

事業概要

石油・天然ガスの探鉱・開発・資産買収等を行う民間企業に対して、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」）がリスクマネー供給での支援を実施するために必要な出資を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

JOGMECの第5期中期目標期間末（2027年度末）において、石油及び天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上とする。

石油・天然ガス等の開発や権益確保に資する技術開発等の促進事業

資源エネルギー庁

資源・燃料部

資源開発課

令和8年度概算要求額 70億円（76億円）

事業目的・概要

事業目的

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」）による技術支援等を通じて、我が国の企業によるエネルギー資源の開発を促進し、資源の安定供給及び供給先の多角化を図る。

特にウクライナ侵略や中東情勢などにより顕在化した、エネルギー安全保障上のリスクを踏まえ、エネルギー源及び供給元の多様化に貢献する。

事業概要

石油・天然ガスを巡る内外の環境変化を踏まえ、エネルギーの安定供給及び供給源の多角化の実現に加え、カーボンニュートラル達成に向けた取組に貢献すべく、特に、我が国企業による石油・天然ガス開発、LNGサプライチェーンから排出されるメタンの削減に資する技術支援等を実施する。

また、我が国の資源開発に係る産業競争力を強化するため、操業現場の技術の高度化、操業コストの削減に資する技術支援等を実施する。

さらに、資源国政府等との関係を強化するため、JOGMECが培った技術を活用して資源国の技術者等を対象に研修事業を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和12年度までに技術開発成果をエネルギー資源開発事業へ50件適用する。

石油・天然ガス等の権益確保に向けた海外の地質構造調査や情報収集等事業

令和8年度概算要求額 39億円（42億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部
資源開発課
石炭政策室

事業目的・概要

事業目的

事業リスクが高く、我が国企業が探鉱に踏み切れていない海外のフロンティア地域等において、日本側負担で地質構造調査等を行うことで、産油・産ガス国等との関係強化を図るとともに、我が国企業による石油・天然ガス等の権益取得や、これに向けた優先交渉権等の獲得を目指す。産油・産ガス国等における資源開発に係る諸情勢を始め、専門性の高い情報の調査・分析等を行い、我が国企業へ情報提供することによって、我が国企業による有望な石油・天然ガス等の権益獲得等を支援する。

事業概要

地質構造調査で得られた情報を我が国企業に提供することで探鉱等のリスクを低減し、我が国企業による石油・天然ガス等の権益等の確保を促進する。また、産油・産ガス国等政府や国営石油会社等と連携する機会が多い独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」）が、産油・産ガス国等との関係強化および権益交渉に関する情報の収集を行うとともに、市場動向、地質情報、資源ポテンシャル、港湾等のインフラ、法制度、税制度、技術動向などの調査・分析等を行い、我が国企業へ情報提供を行う。加えて、企業買収等を支援するために、外部の企業財務や法務等の専門家による対象案件の調査・分析・評価等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

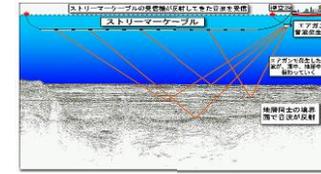
国

交付金

独立行政法人
エネルギー・金属鉱物資源機構
(JOGMEC)



試掘の様子



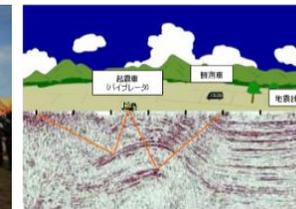
海上探査のイメージ



外部向けブリーフィング



陸上探査の様子



地震探査のイメージ



石油・天然ガス資源情報サイト

成果目標・事業期間

JOGMECが第5期目標期間内（2027年度末）に、探鉱事業参入に必要な重点国を対象とした地質構造調査等の増加等を目指す。

株式売払手数料

令和8年度概算要求額 **0.1億円 (0.1億円)**

事業目的・概要

事業目的

石油公団の廃止に伴い、国が承継した上場株式について、平成15年3月の総合資源エネルギー調査会答申等を踏まえ、「エネルギー安定供給の効率的実現」及び「売却資産価値の最大化」を同時に追求しつつ、処理を進めることを目的とする。

事業概要

「売却資産価値の最大化」の観点から幅広い範囲の投資家を対象として可能な限り円滑に処理するため、証券会社等が上場株式売却に係る調査・分析、販売戦略策定、売却手続等を実施する。この際、上場株式等の売却価格に応じて証券会社等に手数料を支払う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

石油公団からの承継資産について、「エネルギーの安定供給の効率的実現」及び「売却資産価値の最大化」をはかる。

石油天然ガス開発関連の政府保有資産評価委託費

資源エネルギー庁

資源・燃料部

資源開発課

令和8年度概算要求額 1.0億円（1.0億円）

事業目的・概要

事業目的

石油公団廃止にともない、国が承継したエネルギー関連資産（石油公団が出資した会社の株式）については、「エネルギー安定供給の効率的実現」及び「売却資産価値の最大化」を同時に追求しつつ、適切に管理・処分を行うこととしている。

事業概要

「売却資産価値の最大化」の観点から可能な限り円滑に処理するため、非上場株式の適正な価値評価等について、石油・天然ガス田の埋蔵量・生産量や産油国の税制、それらを踏まえた価値評価などの高度な専門性を持つ民間団体に委託して資産評価を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

石油公団からの承継資産について、「エネルギーの安定供給の効率的実現」及び「売却資産価値の最大化」をはかる。

国内石油天然ガス地質調査・メタンハイドレート研究開発等事業

資源エネルギー庁

資源・燃料部

資源開発課

令和8年度概算要求額 252億円（255億円）

事業目的・概要

事業目的

日本周辺海域に一定の資源量が期待される在来・非在来型の石油・天然ガスを安定的なエネルギー資源として利用可能とするため、海洋基本計画等に基づき、資源量等調査、技術開発等を実施する。

事業概要

(1) 国内石油天然ガス基礎物理探査

日本周辺海域の未探鉱地域等において、三次元物理探査船等により、石油・天然ガス等のポテンシャルを把握するための調査を行うとともに、調査データの公開を通じて、我が国企業による探鉱開発活動に向けた取組を促進する。

(2) 国内石油天然ガス試錐支援

石油・天然ガスの存在や地質構造等を具体的に確認するため、民間企業が自ら実施する掘削調査に対し、探鉱リスクに応じて経費の一部を支援する。

(3) メタンハイドレートの研究開発

日本周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートについて、我が国のエネルギー安定供給に資する重要なエネルギー資源として、将来の商業生産を可能とするための技術開発を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 国内石油天然ガス基礎物理探査



(2) 国内石油天然ガス試錐支援



(3) メタンハイドレートの研究開発



成果目標・事業期間

物理探査を年間約5千km²、令和10年度までにおおむね5万km²実施する。また、試錐支援を機動的に実施する。

メタンハイドレートについては、民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが令和12年度までに開始されることを目指す。

国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金

令和8年度概算要求額 **0.1億円 (0.1億円)**

事業目的・概要

事業目的

我が国石油・天然ガス開発企業による国内の石油・天然ガスの開発を資金面で支援することにより、最も安定した石油・天然ガス供給源である国内の石油・天然ガス生産を維持・拡大し、我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保する。

事業概要

本事業は、我が国の石油・天然ガス開発企業による国内の石油・天然ガスの開発井及び生産設備並びにこれに搭載する機器・設備、パイプライン、ケーブル、これらに係る設備の付帯設備の設置資金の民間金融機関からの借入に対して、借入金利の最大0.4%までを利子補給する事業である。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

3件/年以上の利子補給を目標にするとともに、令和12年度には石油及び天然ガスの自主開発比率が50%以上となることを目指す。

資源権益・安定供給の確保に向けた 資源国との関係強化支援事業

令和8年度概算要求額 **54億円（60億円）**

- (1)、(3)資源エネルギー庁資源・燃料部資源開発課
(1) 資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課
(2)通商政策局中東・アフリカ課
(3)通商政策局ロシア室・中央アジア・コーカサス室

事業目的・概要

事業目的

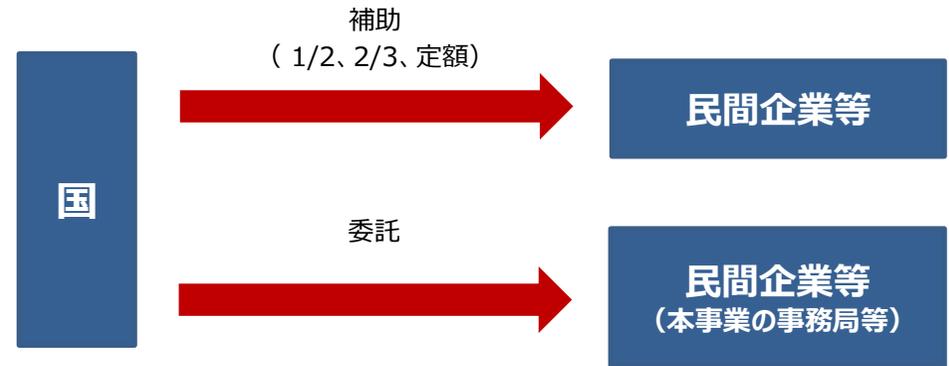
資源国のニーズに対応して、幅広い分野での協力事業を日本企業等の強みを活かし実施するとともに、資源国に対する日本からの投資促進・事業展開等について支援を行い、資源国との戦略的かつ重層的な関係を構築することにより、日本企業による石油・天然ガスをはじめとする資源の権益の確保や安定供給の確保を実現することを目的とする。

事業概要

石油・天然ガスの安定供給の観点から協働すべき国、特に中東諸国との関係において、日本企業等が行うソフト面も含めた幅広い分野のF/S、実証、人材育成などの協力事業を支援するとともに、これらの国に対する我が国企業の投資促進等を行う。また、石油・天然ガスに限らない新たな資源、例えば水素やアンモニア、CR燃料、バイオ燃料等の新たな市場とバリューチェーン形成に資する取組を重点的に支援することを念頭に、多様な資源国におけるエネルギー分野の取組を支援する。

- (1) 資源国への産業協力事業
- (2) 資源国への投資促進事業
- (3) 資源国脱炭素化・エネルギー転換技術等支援事業

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



<事業例>

資源国への産業協力事業



人材育成を目的としたインターンシップ受入（UAE）

資源国への投資促進事業



本邦企業のビジネス展開を目的としたフォーラムの開催（サウジ）

成果目標・事業期間

資源国とのFS・実証事業や人材育成事業等の支援を通じて、資源国との戦略的かつ重層的な関係の構築し、我が国のエネルギー安定供給を確保する。

水素等の製造・資産買収等事業に対する出資金

令和8年度概算要求額 1億円（30億円）

事業目的・概要

事業目的

カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するため、リスクマネー供給により、我が国企業による水素等の脱炭素燃料のバリューチェーン構築の事業化を促進する。

事業概要

水素等の製造・貯蔵・資産買収等を行う民間企業に対して、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」）が、リスクマネー供給での支援を実施するために必要な出資を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

JOGMECの第5期中期目標期間内（2027年度末）に水素換算で累計100万トン/年（アンモニア換算で600万トン/年）のポテンシャルがある水素等案件に関与することを目指す。

産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業

資源エネルギー庁資源・燃料部
資源開発課石炭政策室

令和8年度概算要求額 13億円（13億円）

事業目的・概要

事業目的

エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定）において、石炭の自主開発比率は2040年に60%を維持することを目標としている。

アジア地域を中心とした産炭国への石炭採掘・保安技術等の技術移転協力を行うことで、産炭国の石炭生産効率の向上及び生産量の拡大を図るとともに、産炭国との重層的な協力関係を強化し、ひいては我が国への海外炭の安定供給を確保することを目的とする。

事業概要

（1）国内受入研修事業

産炭国の炭鉱技術者を国内に受け入れ、実際に炭鉱現場等において日本の優れた石炭採掘・保安技術を直接指導する等の研修を行う。

（2）海外派遣研修事業

我が国の炭鉱技術者を産炭国へ長期間派遣し、現場に即した技術指導を行う。

（3）石炭採掘技術等に関する新たな取組

産炭国等におけるニーズについて、（1）、（2）の研修に反映させるため、石炭採掘技術等に関する新たな取組（石炭採掘後の坑内埋め戻し技術等）への支援を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）国内受入研修事業、（2）海外派遣研修事業



（3）石炭採掘技術等に関する新たな取組



成果目標・事業期間

平成24年度から令和8年度までの15年間の事業であり、短期的（令和7年度）には研修実施により高度な石炭採掘・保安技術の習得（研修生の理解度100%）を目指す。中期的（令和9年度）には産炭国における炭鉱での死亡率ゼロを目指す。長期的（令和22年）には自主開発比率60%を目指す。

石油備蓄事業

令和8年度概算要求額 **1,076億円 (1,034億円)**

事業目的・概要

事業目的

我が国は石油のほとんどを輸入に頼り、かつ政情が不安定な中東地域からの輸入依存度が極めて高いことから、石油の供給が途絶し、不足する事態が生じた場合に備え、石油を備蓄することで国民生活への深刻な事態を回避することを目的とする。

事業概要

我が国の石油備蓄に必要な対策として、以下の取組を行う。

(1) 緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費（石油分）

国家石油備蓄基地に蔵置している原油を安全かつ効率的に管理し、危機発生時には機動的な放出を行う体制を確保する。

(2) 国有資産所在市町村・都道府県交付金（石油分）

国が所有する国家備蓄石油基地施設の所在自治体に対し、固定資産税相当額を交付金として交付する。

(3) 石油備蓄事業補給金

国が石油精製業者等から民間タンク借上げに要する経費相当額を補給金として石油精製業者等に支払う。

(4) 産油国共同石油備蓄事業費補助金

我が国への優先供給を条件として、産油国の国営石油会社に対して原油タンクを使用するために必要な費用を補助する。

(5) 石油貯蔵施設立地対策等交付金・事務等交付金

石油貯蔵施設周辺の地域住民の福祉向上を図るため、特に必要がある公共用施設の整備を支援する。

事業形態、対象者

事業形態 委託事業（1）
補助事業（4）
補給金事業（3）（7）
交付金事業（2）（5）（6）
その他（8）（9）

対象者 民間事業者等（事業内容別資料を参照）

(6) 石油及び石油ガス備蓄事業の実施に係る運営費交付金（石油分）

石油備蓄事業実施で必要となる調査・情報収集、国際協力等を実施するため、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」）に対し交付金を交付する。

(7) 石油・石油ガス備蓄増強利子補給金（石油分）

石油精製業者等が操業用在庫を上回る基準備蓄量を満たすために必要な石油購入資金をJOGMECから借入れる場合、利子補給を行う。

(8) 国家備蓄石油増強対策事業費（石油分）

原油輸入が途絶する事態に備えて必要な国家備蓄を確保する。

(9) 国債整理基金特別会計へ繰入（石油分）

石油備蓄関連の借入金等の元本償還や利払いを行う。

石油備蓄事業のうち、

(1) 緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費（石油分）

令和8年度概算要求額 **468億円（468億円）**

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料供給基盤整備課

事業目的・概要

事業目的

エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）で「石油備蓄水準を維持する」としており、産油国地域の政情不安等により原油輸入が途絶する事態等を想定して、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「石油備蓄法」）に基づき約4,200万kLの国家備蓄石油を保有・管理することにより、石油の安定的な供給を目的とする。

事業概要

国家石油備蓄基地に蔵置している国家備蓄原油を安全かつ効率的に管理し、危機発生時には機動的な放出を行う体制を確保するために、以下の取組を行う。

- (1) 国家石油備蓄基地の管理（法定点検、設備の点検・修繕、放出訓練等）
- (2) 国家備蓄原油の管理（原油の品質管理、他基地への移送等）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

原油の輸入が途絶する事態等を想定し、石油備蓄法に基づいて国家備蓄原油を平時から保有し適切に管理することにより、国民生活への深刻な事態を回避することで、国内の石油の安定供給を確保する。

(2) 国有資産所在市町村・都道府県交付金 (石油分)

令和8年度概算要求額 **34億円 (34億円)**

事業目的・概要

事業目的

エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）で「石油備蓄水準を維持する」としており、国家備蓄石油基地施設の所在自治体に対する、国有資産等所在市町村交付金法に基づく国の義務を履行し、国家備蓄政策を着実に進めることを目的とする。

事業概要

国有資産等所在市町村交付金法に基づき、国が所有する国家備蓄石油基地施設（国有資産）の所在自治体に対し、国家備蓄石油基地施設が民間企業の所有であった場合に民間企業に対して課されるべき固定資産税相当額を交付金として交付する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



対象者 : 国が所有する固定資産所在の自治体
対象資産 : 国家備蓄石油基地施設の用に供する固定資産
交付金算定率 : 国有財産台帳価格×1.4% (固定資産税率)

成果目標・事業期間

国家備蓄石油基地施設の所在自治体に対して、国有資産所在市町村交付金法に基づく国の義務を履行し、石油の安定供給を確かなものとするを旨とする。

石油備蓄事業のうち、 (3) 石油備蓄事業補給金

令和8年度概算要求額 **260億円 (260億円)**

事業目的・概要

事業目的

エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）で「石油備蓄水準を維持する」としており、平時より民間タンクに蔵置している国家備蓄石油約1,400万kLを適切に管理する。産油国地域の政情不安等により、石油の供給が不足する事態等が生じた場合は、国内の石油の安定供給を確保すべく、これら国家備蓄石油の放出を適切に行うことを目的とする。

事業概要

国が石油備蓄法に基づき保有している約4,200万kLの国家備蓄石油のうち、約1,400万kL分は、石油精製業者等が所有するタンク（民間タンク）を借り上げて蔵置している。本事業では、国が石油精製事業者等から民間タンクを借り上げるために要する経費相当額を補給金として石油精製事業者等に支払う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

民間タンクに蔵置している国家備蓄石油約1,400万kLを適切に管理し、国家石油備蓄制度を着実に実施することを目指す。

事業目的・概要

事業目的

エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）において「石油備蓄水準を維持する」、「アジアのエネルギー安全保障確保のために産油国やアジア消費国との備蓄協力を進める」としており、本事業では、産油国に対して石油精製業者等が所有するタンクを貸出し、危機時には、タンク内の原油を我が国の石油会社が優先購入する事ができることで、産油国との関係を強化するとともに、我が国の石油の安定供給の確保を図ることで危機対応力の向上を図る。

事業概要

石油危機発生時における我が国への優先供給を条件として、産油国の国営石油会社に対して国内の原油タンクを使用するために必要な費用を補助する。本事業は、緊急時にも対応できる強靱な石油供給体制を維持・強化するために産油国との関係強化に資するとともに、我が国の危機対応能力の向上に役立てる。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

産油国との協議を通じて合意されている緊急時に我が国に優先供給される産油国原油の貯蔵量の確保・適切な管理に努める。

(5) 石油貯蔵施設立地対策等交付金・事務等交付金

令和8年度概算要求額 **51億円 (52億円)**

事業目的・概要

事業目的

エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）で「石油備蓄水準を維持する」という目標に対し、本事業では石油貯蔵施設の周辺地域における住民の福祉の向上を通じて、石油貯蔵施設の設置の円滑化を図り、石油の安定供給体制を構築・維持する。

事業概要

石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため、特に必要があると認められる公共用の施設（消防・道路等）で、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められるものの整備を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 石油貯蔵施設立地対策等交付金



(2) 事務等交付金



成果目標・事業期間

石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく石油の備蓄目標（国家備蓄は輸入量の90日分程度。民間備蓄は消費量の70日分。）の達成を目指す。

石油備蓄事業のうち、

(6) 石油及び石油ガス備蓄事業の実施に係る運営費交付金（石油分）

令和8年度概算要求額 **2.8億円（2.8億円）**

資源エネルギー庁

資源・燃料部

燃料供給基盤整備課

事業目的・概要

事業目的

エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）において「石油備蓄水準を維持する」、「アジアのエネルギー安全保障確保のために産油国やアジア消費国との備蓄協力を進める」、「IEAや加盟国との関係の維持・構築を進める」としている。本事業では独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」）が、国家備蓄基地の統合管理業務を効率的かつ安全に行うために必要なノウハウを維持・確保するとともに、IEAメンバーとして石油備蓄に関する国際的な協調体制に参画・貢献を行う。

事業概要

国際的な石油情勢を踏まえ、国家石油備蓄事業を実施する上で必要となる調査・情報収集、国際協力等を実施するため、独立行政法人通則法第46条に基づき、JOGMECに対し交付金を交付する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく石油の国家備蓄目標の達成の維持を目指す。

事業目的・概要

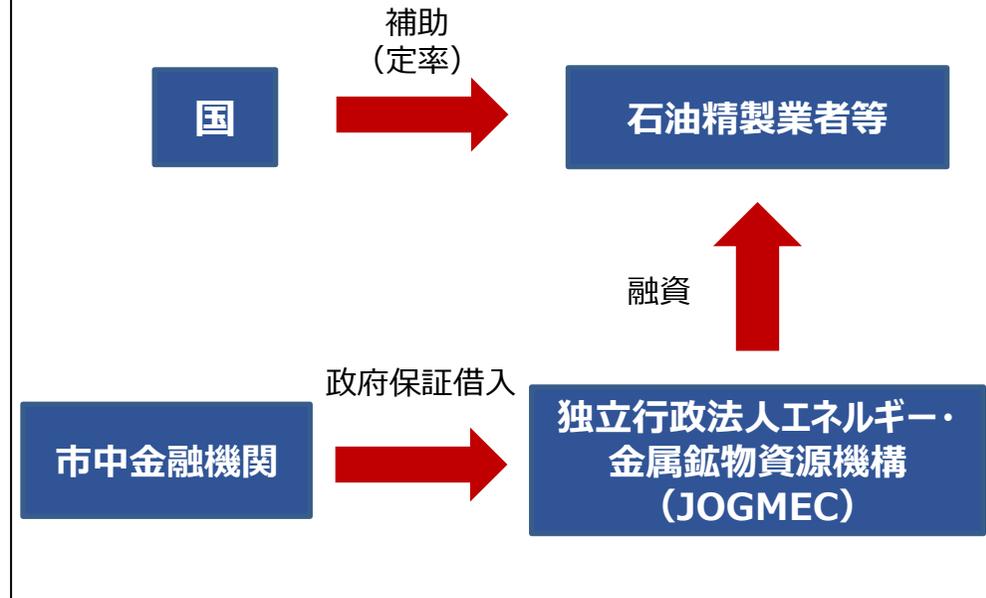
事業目的

石油の備蓄の確保等に関する法律では、石油精製業者等に対し、操業に必要な在庫を上回る水準（基準備蓄量）の石油在庫を保持する義務（民間備蓄義務）を課している。エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）で「石油備蓄水準を維持する」という目標に対し、本事業では、石油精製業者等の負担を軽減し、石油の安定供給を確保する。

事業概要

石油精製業者等が当該義務を履行すべく、操業用在庫を上回る基準備蓄量を満たすために必要な石油購入資金を独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）から借入れる場合、その融資に係る利払いの一部について、利子補給を行う。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく石油の備蓄目標（民間備蓄は消費量の70日分。）の達成を維持させることにより、我が国の石油の安定供給確保を目指す。

石油備蓄事業のうち、 (8) 国家備蓄石油増強対策事業（石油分）

令和8年度概算要求額 **0.9億円（0.9億円）**

事業目的・概要

事業目的

エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）で「石油備蓄水準を維持する」、「備蓄放出の更なる機動性向上に向け、油種入替を継続する」としており、本事業は、産油国地域の政情不安等により供給途絶が発生した際に国内の石油の安定供給を確保すべく、必要な国家備蓄石油を確保することを目的とする。

事業概要

国が国内の石油の安定供給を確保する目的で保有する国家備蓄石油について、以下の事業を実施する。

(1) 国家備蓄石油の買戻し等

国際情勢や国内災害等に起因する石油供給途絶等に対応して国家備蓄石油を放出した際に、次なる危機に備え、放出した分の石油を市場から速やかに買戻す。

(2) 国家備蓄石油の油種入替

国家備蓄石油の油種を、国内の製油所の精製設備の特徴等に適合したものに入替えを行う。

(3) 国家備蓄石油（石油製品）の購入

災害時に発生する石油需要に迅速に対応すべく、各地域においてガソリン・灯油等の製品形態での国家備蓄石油を維持する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

国家石油備蓄制度の着実な実施に向けて、国家備蓄石油の中質、軽質油の割合を引き続き約9割に維持するとともに、国家備蓄石油製品の備蓄日数について全国需要4日分の維持を目指す。

事業目的・概要

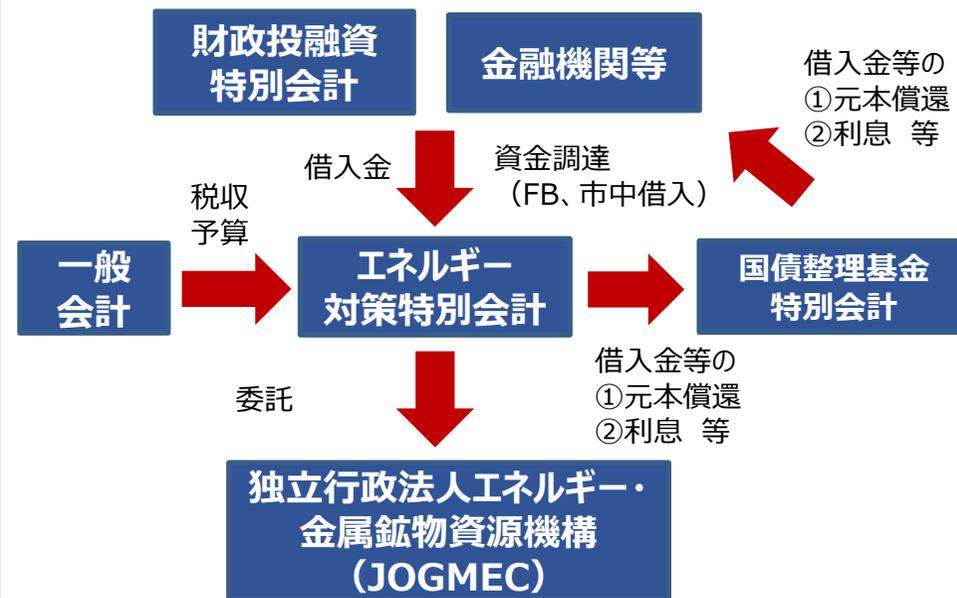
事業目的

エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）で「石油備蓄水準を維持する」としており、国家備蓄石油の購入に係る費用や、国家石油備蓄基地の備蓄機能の向上（資本的支出）に係る費用は、借入金等によってまかなわれている。本事業では、金融機関等に対し、国債整理基金特別会計を通じ、これら借入金等の元本償還や利払いを行うことを目的とする。

事業概要

金融機関等に対して、毎年度支払い義務が生じる国家備蓄石油の購入費用、国家石油備蓄基地に係る資本的支出及び国家備蓄基地の建設費用（過年度分）の借入金等の元本償還や利払いを行う。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

国家石油備蓄基地の備蓄機能の向上に係る借入金の適正な償還及び利払いを行うことにより、国家石油備蓄制度を着実に実施することを目指す。

石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る 利子補給金

令和8年度概算要求額 **0.4億円 (0.6億円)**

資源エネルギー庁
資源・燃料部
燃料供給基盤整備課

事業目的・概要

事業目的

国内の石油需要が減少をつづける厳しい経営環境の中、供給を担う石油元売会社が将来にわたり安定的な供給網を維持していくためには、国内需要に依存したビジネスモデルを脱し、海外での事業展開などを進めることにより経営基盤を強化し、我が国の安定供給確保につなげることを目的とする。

事業概要

本事業では、石油産業が、石油等の関連事業の海外展開に要する資金を金融機関から借り入れる場合、該当金額の0.6%の利子補給を行う。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

本事業を通じて、石油サプライチェーンを担う石油元売会社の海外事業展開を後押しすることで、我が国の石油の安定供給確保につなげる。

潤滑油の品質確保事業等への支援事業費補助金事業

資源エネルギー庁資源・燃料部

燃料供給基盤整備課

令和8年度概算要求額 **0.7億円（0.7億円）**

事業目的・概要

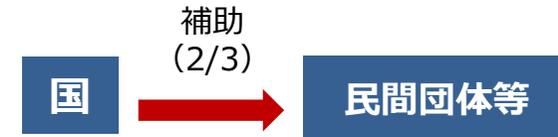
事業目的

我が国製造業の高度な技術力を支える潤滑油について、品質の確保や安定供給の維持を図ることを目的とする。

事業概要

本事業では、車両用及び工業用潤滑油について、潤滑油製造業者が行う品質試験精度の確認・認証や、潤滑油製造業者の職員に対する研修等を支援することにより、潤滑油の品質確保や安定供給の維持に取り組む。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

潤滑油メーカーの試験室のうち、潤滑油精度試験に合格した割合を高いレベル（85%以上）で維持することにより、高品質に保たれた潤滑油の安定供給を図る。

燃料等災害対応体制整備事業

令和8年度概算要求額 **9.4億円（10億円）**

事業目的・概要

事業目的

エネルギーセキュリティの観点から引き続き必要とされる化石燃料の安定供給体制を確保するとともに、災害が発生した際に被害拡大防止のための対策等を迅速に講じ、国内への石油の安定供給を維持することを目的とする。

事業概要

足下の国民生活・経済活動に不可欠なエネルギー源である化石燃料の安定供給体制を確保するための環境整備等を支援することとし、以下の取組を行う。

(1) 化石燃料等供給体制の強靱化支援事業

L2クラスの津波による浸水被害が想定される製油所等において、必要な漂流物対策や当該対策を講じるべき場所等に関する調査を実施する。

(2) 大規模石油災害対応体制整備事業

国内にオイルフェンスや油回収機等の油防除資機材を備蓄し、大規模な石油流出災害等が発生した際に災害関係者の要請に応じて速やかに貸出しを行うことができるよう保管・管理する。

また、災害時の対応を適切かつ効果的に行うための災害対策技術等に関する調査等を実施する。加えて、石油備蓄法に基づく災害時石油供給連携計画に係る訓練及び災害時情報収集システムの維持・管理を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 化石燃料等供給体制の強靱化支援事業



(2) 大規模石油災害対応体制整備事業費



成果目標・事業期間

(1) 化石燃料等供給体制の強靱化支援事業

L2クラスの津波による浸水被害が想定される製油所等において、必要な漂流物対策や当該対策を講じるべき場所等に関する調査を行い、当該調査を踏まえて、令和9年度以降、必要に応じて具体的な対策を実施する。

(2) 大規模石油災害対応体制整備事業

大規模油濁事故時における国内基地の1時間あたりの油の回収量（900kL）を確保する。

次世代燃料の生産・利用技術開発等事業

令和8年度概算要求額 34億円（84億円）

事業目的・概要

事業目的

2050年カーボンニュートラルへの移行を実現するためには、エネルギー部門の取組が重要となり、化石燃料由来のCO2排出削減に向けた取組が必要不可欠。特に国際航空分野では、国際民間航空機関（ICAO）において、CO2排出量の削減目標が設定されており、CO2排出削減に寄与する持続可能な航空燃料（SAF）の技術開発及び実証を加速させる必要がある。同時に、燃焼させてもCO2を排出しない水素（H2）と二酸化炭素（CO2）を合成して製造される合成燃料は、カーボンニュートラル実現の切り札となる燃料であり、バイオ燃料も並行して活用しながら、これらの技術開発に取り組み、化石燃料由来のCO2排出削減をさらに進めることを目的とする。

事業概要

- （1）持続可能な航空燃料（SAF）等の安定的・効率的な生産技術開発事業
SAF供給の安定化に資する原料の多様化や、効率的な前処理技術・新規SAF製造技術の開発等を支援する。
- （2）先進的な合成燃料（e-fuel）製造技術の実用化に向けた研究開発
e-fuelの課題である製造コストの低減に向けて、製造効率やエネルギー効率に優れた先進的なe-fuel製造技術の確立を目指す。
- （3）合成燃料（e-fuel）等導入促進事業
e-fuelやバイオ燃料等の次世代燃料の導入に向けた技術実証や設備投資を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

- （1）持続可能な航空燃料（SAF）等の安定的・効率的な生産技術開発事業
- （2）先進的な合成燃料製造技術の実用化に向けた研究開発



- （3）合成燃料（e-fuel）等導入促進事業



成果目標・事業期間

- （1）持続可能な航空燃料（SAF）等の安定的・効率的な生産技術開発事業
本事業は、令和7年度から令和11年度までの5年間の事業であり、SAF原料調達の多様化や新規製造技術の開発等を通じて、2030年以降のSAF供給量拡大を目指す。
- （2）先進的な合成燃料（e-fuel）製造技術の実用化に向けた研究開発
令和7年度から複数年度の事業期間を予定しており、先進的なe-fuel製造技術を確立させ、商用化事業へ技術を橋渡しすることを目指す。
- （3）合成燃料（e-fuel）等導入促進事業
バイオ燃料の導入拡大を促進しつつ、2030年代前半までのe-fuelの商用化を目指すことで、液体燃料のカーボンニュートラル化を目指す。

航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業

資源エネルギー庁資源・燃料部

燃料供給基盤整備課

令和8年度概算要求額 2.3億円（新規）

事業目的・概要

事業目的

航空燃料の需要が急激に回復する中、著しい需要増が見込まれるエリア等については航空燃料の安定供給に支障が生じる恐れがある。そのため、近隣の製油所・油槽所などの既存タンクのジェット燃料タンク転用に対して支援を行い、国内線を含めた航空燃料の安定的な供給を実現する。

事業概要

製油所・油槽所等からの供給能力確保に資する、近隣の製油所等の既存タンクのジェット燃料タンク転用を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

航空燃料の供給能力を強化することで安定的な供給を実現する。また、副次的な効果としてインバウンド需要の取込みも行う。

石油ガス備蓄事業

令和8年度概算要求額 136億円（177億円）

事業目的・概要

事業目的

我が国は石油ガスの約8割を輸入に頼っているため、石油ガスの供給が途絶し、不足する事態が生じた場合に備え、石油ガスを備蓄することで国民生活への深刻な事態を回避することを目的とする。

事業概要

我が国の石油ガス備蓄に必要な対策として、以下の取組を行う。

(1) 緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費（石油ガス分）

国家石油ガス備蓄基地に蔵置している石油ガスを安全かつ効率的に管理し、危機発生時には機動的な放出を行う体制を確保する。

(2) 国有資産所在市町村・都道府県交付金(石油ガス分)

国が所有する国家石油ガス備蓄基地施設の所在自治体に対し、固定資産税相当額を交付金として交付する。

(3) 石油及び石油ガス備蓄事業の実施に係る運営費交付金（石油ガス分）

石油ガス備蓄事業の実施に必要な調査・情報収集、国際協力等を実施するため、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」）に対し交付金を交付する。

事業形態、対象者

事業形態	委託事業	(1)
	交付金事業	(2) (3)
	補助事業	(4)
	その他	(5) (6)

対象者	民間事業者等（事業内容別資料を参照）
-----	--------------------

(4) 石油・石油ガス備蓄増強利子補給金（石油ガス分）

石油ガス輸入事業者が操業用在庫を上回る基準備蓄量を満たすために必要な石油ガス購入資金をJOGMECから借入れる場合、利子補給を行う。

(5) 土地借料

国家石油ガス備蓄基地に設定されている地上権及び国家石油備蓄基地に設定されている地役権に係る土地借料（地代）を支払う。

(6) 国債整理基金特別会計へ繰入（石油ガス分）

石油ガス備蓄事業関連の借入金等の元本償還や利払いを行う。

石油ガス備蓄事業のうち、

(1) 緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費 (石油ガス分)

令和8年度概算要求額 **95億円 (95億円)**

事業目的・概要

事業目的

我が国は石油ガスの供給の約8割を輸入に依存しているため、緊急時に備えて国民生活への深刻な打撃を回避するための備えを確保することが必要。我が国では、石油ガスの安定供給確保のため、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「石油備蓄法」）に基づき定められた備蓄目標に沿って、国家備蓄を行う。本事業ではこうした国家石油ガス備蓄基地の管理・運営等を安全かつ効率的に実施することを目的とする。

事業概要

国家石油ガス備蓄基地の管理（基地施設管理、修繕保全、土地保全等）、緊急放出訓練の実施等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

石油ガスの輸入が途絶する事態等を想定し、石油備蓄法に基づき定められた備蓄目標（50日分：約140万トン）に沿って、国家備蓄石油ガスを保有・管理することにより、国民生活への深刻な打撃を回避し、石油ガスの安定供給を確保することを目指す。

石油ガス備蓄事業のうち、 (2) 国有資産所在市町村交付金（石油ガス分） 令和8年度概算要求額 17億円（17億円）

事業目的・概要

事業目的

国が所有する国家備蓄石油ガス基地施設（国有資産）の所在市町村に対し、国家備蓄石油ガス基地施設が民間企業の所有であった場合に課されるべき固定資産税相当額を交付金として交付することにより、国家石油ガス備蓄基地の操業を維持することを目的とする。

事業概要

国が所有する石油ガスの国家備蓄施設に関し、国有資産等所在市町村交付金法に基づき、当該資産の所在自治体に対し、交付金を交付する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

国家石油ガス備蓄基地が所在する地域との共生を図ることにより国家石油ガス備蓄基地の安全かつ安定的な操業を確保することを目指す。

(3) 石油及び石油ガス備蓄事業の実施に係る運営費交付金 (石油ガス分)

令和8年度概算要求額 **2.4億円 (2.4億円)**

事業目的・概要	事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p>事業目的</p> <p>JOGMECが国家備蓄石油ガスの統合管理業務を効率的かつ安全に行うために必要なノウハウを維持・確保するとともに、備蓄事業に関する国際的な貢献を行うことを目的とする。</p> <p>事業概要</p> <p>独立行政法人の事業運営のため、独立行政法人通則法第46条に基づき、JOGMECに対して交付金を交付し、石油ガス備蓄事業を実施する上で必要となる統合管理・調査等を行う。</p>	<pre> graph LR A[国] -- 交付 --> B[独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC)] </pre>
	<p>成果目標・事業期間</p> <p>本事業を通じた安全性に係る調査等の実施により、国家備蓄石油ガスの安全かつ効率的な管理や緊急時における円滑かつ確実な備蓄放出体制の構築を目指す。</p>

石油ガス備蓄事業のうち、

(4) 石油・石油ガス備蓄増強利子補給金 (石油ガス分)

令和8年度概算要求額 4.8億円 (0.8億円)

事業目的・概要

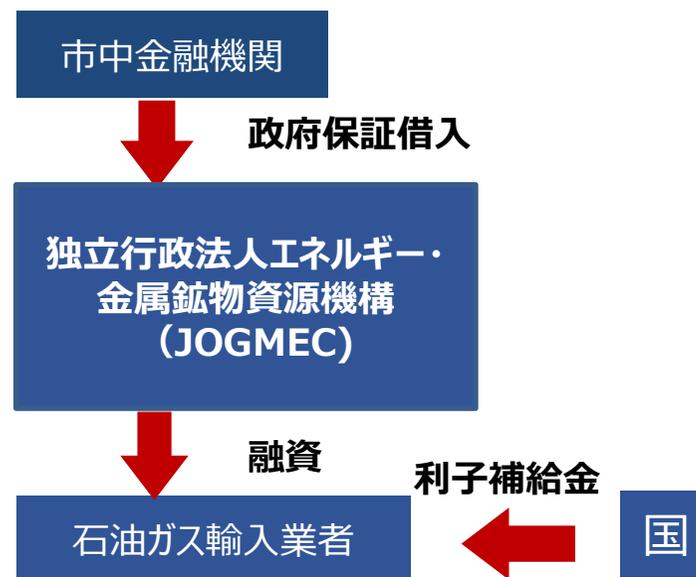
事業目的

石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「石油備蓄法」）に基づき、石油ガス輸入業者に対し、操業に必要な在庫を上回る水準（基準備蓄量）の石油ガス在庫を保有する義務（民間備蓄義務）を課している。エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）で「石油ガス備蓄水準を維持する」という目標に対し、本事業では、石油ガス輸入業者の負担を軽減し、石油ガスの安定供給を確保する。

事業概要

石油ガス輸入業者が当該義務を履行すべく、操業に必要な在庫を上回る基準備蓄量の石油ガス在庫を保有する義務を満たすために必要な石油ガス購入資金をJOGMECから借入れる場合、その融資に係る利払いの一部につき、国が石油ガス輸入業者に利子補給を行う。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

石油備蓄法に基づく石油ガスの民間備蓄目標（輸入量の40日分）の達成を維持することにより、我が国の石油の安定供給確保を目指す。

石油ガス備蓄事業のうち、

(5) 土地借料

令和8年度概算要求額 **0.03億円 (0.03億円)**

事業目的・概要

事業目的

国家石油ガス備蓄基地に設定されている地上権と、国家石油備蓄基地に設定されている地役権にかかる土地借料で、石油及び石油ガスの国家備蓄事業を安定的に実施することを目的とする。

事業概要

国家石油ガス備蓄基地に設定されている地上権及び国家石油備蓄基地に設定されている地役権に係る土地借料(地代)を支払う。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

国家備蓄石油・石油ガス基地の管理・運営に必要な用地を確保することにより石油・石油ガスの安定供給確保を目指す。

石油ガス備蓄事業のうち、

(6) 国債整理基金特別会計へ繰入 (石油ガス分)

令和8年度概算要求額 17億円 (62億円)

資源エネルギー庁
資源・燃料部
燃料流通政策室

事業目的・概要

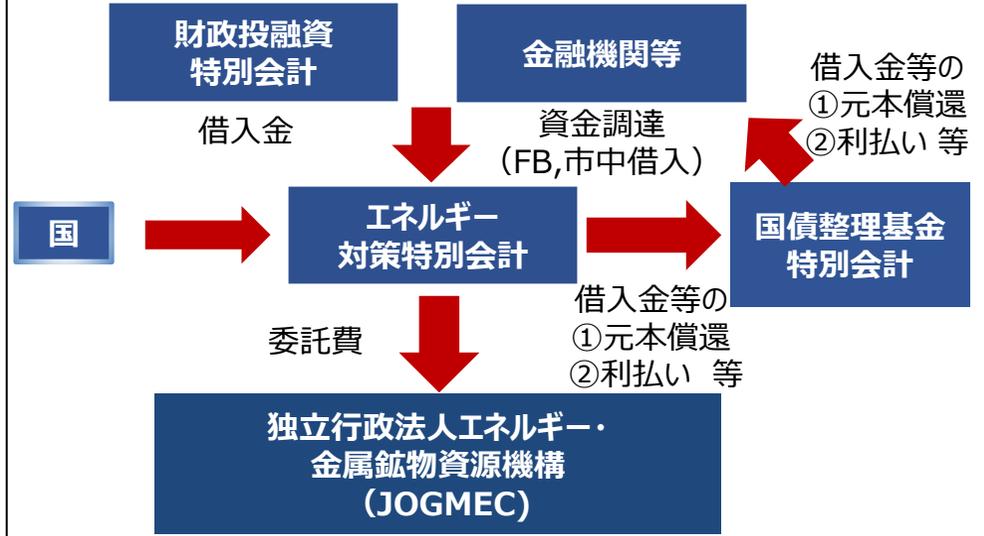
事業目的

国家備蓄石油ガスの購入費用や国家石油ガス備蓄基地の建設や設備の改良・更新等（資本的支出）にかかる費用は借入金等によって賄われている。本事業では金融機関等に対し、国債整理基金特別会計を通じ、これらの借入金等の元本償還や利払いを行うことを目的とする。

事業概要

金融機関等に対して国債整理基金特別会計を通じ、国家備蓄石油ガスの購入費用や国家石油ガス備蓄基地の建設や設備の改良・更新等（資本的支出）にかかる借入金等の元本償還や利払いを行う。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

国家石油ガス備蓄基地の建設や設備の改良更新に係る借入金の適正な元本償還及び利払いを行うことにより、石油ガスの国家備蓄事業を確実に実施することを目指す。

石油製品品質確保事業費

令和8年度概算要求額 **13億円（11億円）**

事業目的・概要

事業目的

(1) 石油製品品質確保事業

揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品確法」）に基づく自主分析義務とあわせ、本事業の実施を通じて適正な品質の石油製品の安定的な供給を実現することを目的とする。

(2) 石油流通システム運用事業

品確法及び石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「石油備蓄法」）の登録申請手続等の電子化により、手続きに要するコスト等の低減や登録されたサービスステーション（以下「SS」）のデータの統合管理・利活用の実現を目的とする。

事業概要

(1) 石油製品品質確保事業

事業実施者は、全国のSSを事前の予告なしに訪問し、実際に販売されている石油製品を購入した後、品確法に定める品質規格を遵守しているかどうかを分析する。分析の結果、品確法の規格に適合していないことが判明した場合には、事業実施者は直ちに経済産業省及び関係する地方経済産業局に結果を報告する。

(2) 石油流通システム運用事業

品確法及び石油備蓄法の登録申請手続（新規・変更・承継・廃止など）について、電子化を推進し、行政コストの低減や、登録されたSSデータの統合管理・利活用の実現を目指す。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 石油製品品質確保事業



(2) 石油流通システム運用事業



成果目標・事業期間

不適合SSに対して注意喚起等を行うことで適正品質の石油製品比率100%を目指す。

離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費

令和8年度概算要求額 **44億円（44億円）**

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室

事業目的・概要

事業目的

本事業を通じて、サービスステーション（以下「SS」）等による燃料供給条件の厳しい離島やSS過疎地を含めて燃料アクセスを維持し、国内の石油製品の安定的な供給等を確保することを目的とする。

事業概要

（1）離島のガソリン流通コスト対策事業費

輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、離島におけるガソリンの追加的な輸送コスト相当分を補助する。

（2）離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費

地域ごとに関係者（自治体、元売・地元販売店、需要家など）による検討の場を設け、石油製品の流通合理化策や安定供給体制を構築する取組等を支援する。加えて、自治体等が実施する離島における石油製品の流通合理化に資する事業に必要な諸設備の取得や維持のための経費に対しても支援する。

（3）環境・安全対策等

SS過疎地を中心として、SS設備に係る環境・安全対策や流通合理化対策のため、①地下タンクからの危険物漏洩防止のための補強工事や漏洩点検検査、②地下タンク等の撤去・効率化、簡易計量機の設置等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）離島のガソリン流通コスト対策事業費



（2）離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業



（3）環境・安全対策等



成果目標・事業期間

（1）離島のガソリン流通コスト対策事業

ガソリン販売実績がある全ての離島に対する追加的な流通コスト相当分を支援する。

（2）離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業

離島における石油製品の流通合理化・安定供給に向けた対策の策定や、油槽所などの設備維持に対する支援を目指す。

（3）環境・安全対策等

短期的には、環境・安全対策等関係工事に対する補助による事業継続に不可欠な地下タンク漏えい防止等工事を推進し、最終的には、燃料安定供給体制の維持・確保（SS減少率がガソリン需要減少率を下回ること）を目指す。

石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費

令和8年度概算要求額 8.0億円（8.0億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室

事業目的・概要

事業目的

(1) 販売事業者指導支援事業

LPガスの取引適正化を図るため、各都道府県の民間企業等が行う消費者相談に対する支援を行う。

(2) 地域防災対応体制整備支援事業

災害時におけるLPガスの安定供給確保のため、中核充填所の新設・機能拡充やオートガススタンドの機材更新、防災訓練に係る取組を支援する。

(3) 構造改善推進事業

LPガス販売事業者の人手不足解消や業務効率化に資する、遠隔でのガス栓の開閉や遠隔検針が可能な設備導入に対する支援を行う。

(4) 取引適正化調査

令和6年4月の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則改正を踏まえたLPガスの販売事業に係る取引適正化の実効性確保のための調査を行う。

事業概要

(1) 販売事業者指導支援事業を実施する者に対する補助

- ①補助対象者：都道府県等の民間企業等
- ②補助率：3/4

(2) 地域防災対応体制整備支援事業を実施する者に対する補助

- ①補助対象者：都道府県等の民間企業等
- ②補助率：10/10、2/3、1/2

(3) 構造改善推進事業を実施する者に対する補助

- ①補助対象者：民間企業等
- ②補助率：補助対象経費の1/2

(4) 取引適正化調査

- ①委託：民間団体等への委託

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 販売事業者指導支援事業



(2) LPガス地域防災対応整備支援事業



(3) 構造改善推進事業



(4) 取引適正化調査



成果目標・事業期間

全国9ブロックでの着実な防災訓練の実施、構造改善に資する設備を20万世帯以上に導入することを目指す。

地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費

令和8年度概算要求額 **5.3億円（5.3億円）**

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室

事業目的・概要

事業目的

地域の燃料供給体制については、乗用車の燃費向上等による石油製品の需要が減少する中、人手不足・後継者難等の課題により供給体制が脆弱になる地域の増加が懸念される。そのため、先進的な技術開発等の支援、自治体による取組の支援を通じて、持続可能な燃料供給体制を構築することを目的とする。

事業概要

(1) 先進的な技術開発等支援

サービスステーション（以下「SS」）の総合エネルギー拠点化、地域コミュニティ・インフラ化、多機能化、AI等を活用した業務効率化に向けた、先進的な技術開発等を支援する。

(2) 自治体による取組の支援

SS過疎地等において自治体主導による燃料供給体制の確保を円滑化するため、①燃料供給に関する調査・相談等に要する経費、②自治体による燃料供給に関する計画策定に要する経費、③自治体が策定した燃料供給に関する計画に基づくSSの設備整備・撤去費用等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 先進的な技術開発等支援



(2) 自治体によるSS承継等に向けた取組の支援



成果目標・事業期間

短期的には、SSの総合エネルギー拠点化、地域コミュニティ・インフラ化、多機能化、業務効率化に資する技術等の確立、燃料供給に関する計画を策定した自治体におけるSSの維持・確保を目指す。

最終的には、持続可能な燃料供給体制の構築（SS減少率がガソリン需要減少率を下回ること）を目指す。

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費

令和8年度概算要求額 **6.7億円（6.7億円）**

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室

事業目的・概要

事業目的

災害時には、住民生活や復旧活動を支えるガソリン・軽油等の燃料供給拠点となるサービスステーション（以下「SS」）の機能を確保することが重要になる。そのため、近年頻発する災害等を踏まえ、SSの災害対応能力を更に強化することを目的とする。

事業概要

- （1）SSにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援
災害時に備えたSSにおけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入換・大型化、ペーパー回収設備の導入、災害時に緊急車両等に優先給油を行う中核SSや被災地の住民向けに燃料供給を行う住民拠点SSの自家発電設備の入換を支援する。
- （2）緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練等の支援
災害時に円滑な対応ができるよう、緊急車両等へ給油訓練等を行う災害時対応実地訓練及び自家発電設備の点検研修等の実施を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）SSにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援



（2）緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練等の支援



成果目標・事業期間

災害時において本事業で支援を行ったSSのうち営業可能なSSの稼働率100%を目指す。

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

令和8年度概算要求額 47億円（37億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室
資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

事業目的・概要

事業目的

災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やガソリンスタンドなどの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるため、自衛的な燃料備蓄体制を構築し、災害時における施設機能の継続を目的とする。

事業概要

(1) 避難所や避難困難者が多数生じる施設等に設置するLPガスタンク、石油タンク等を導入する者に対し、LPガスタンクやLPガス空調機器等の購入や設置工事費に要する経費の一部を補助する。

(2) 避難所や病院等、災害時において特に重要な拠点となる施設にLPガスタンク、石油タンク、自家発電設備等を導入する自治体に対し、タンクの購入や設置工事及び施設改修等に要する経費の一部を補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

多数の避難者が発生する避難所等への設備導入の促進を通じて、社会的重要なインフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指す。

カーボンリサイクル・次世代火力発電の技術開発等事業

令和8年度概算要求額 71億円（130億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部

(1)～(5) 燃料環境適合利用推進課

(5) 資源開発課 石炭政策室

事業目的・概要

事業目的

火力発電の発電電力量が減少する一方、再生可能エネルギーの導入が進展していき、時間ごとの出力変動が大きくなる中で、調整力としての機能向上が一層求められることから、火力発電の調整電源としての機能強化のため、負荷変動や機動性に対応したタービン等の技術開発に取り組む。

また、CCUSの普及にはCO2排出源からのCO2分離回収コストの低減が重要であるところ、CO2濃度や圧力などガス性状に応じた技術を確立し、CO2分離回収コストの低減を目指す。

カーボンリサイクルロードマップを踏まえ、カーボンリサイクルの技術開発を進めるとともに、CO2サプライチェーン構築に向けた調査・実証や国際展開の在り方についての検討を行う。

事業概要

(1) 再エネの導入拡大に向けて、発電設備の高効率化や調整力の向上に資する技術開発を行う。

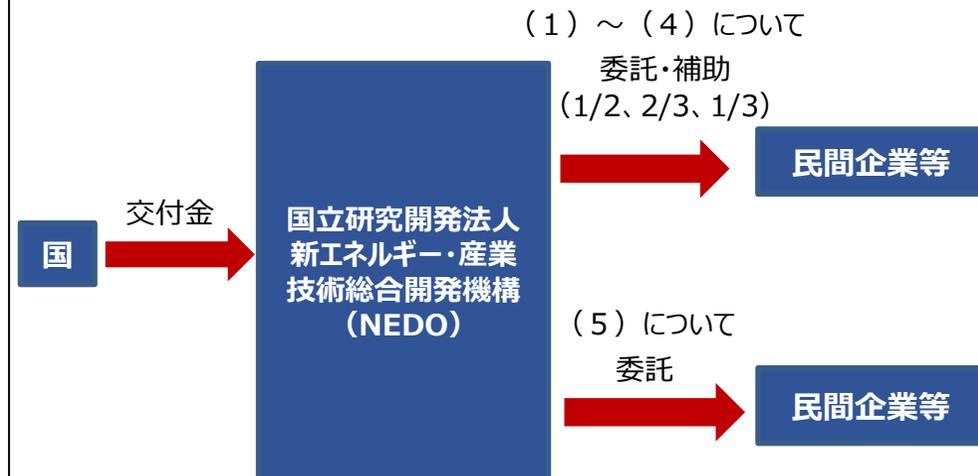
(2) 火力発電所等から発生するCO2を従来より安価に分離回収できる手法の実証を行う。

(3) CO2を資源として、燃料や化学品、コンクリートやセメントの原料に活用するカーボンリサイクルに係る技術開発を行う。

(4) CO2排出者と利用者が連携し、地域内のCO2循環の在り方についての検討を行う。

(5) カーボンリサイクルの国際的な普及展開に向けた検討等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和5年度から令和8年度までの事業であり、短期的には火力発電の次世代化・高効率化の技術開発を推進し、加えて火力発電所等の脱炭素化に向けてCO2分離回収、カーボンリサイクルに関する技術開発や国際展開等に取り組むことで、最終的には2050年カーボンニュートラル実現を目指す。

CCUS研究開発・実証関連事業

令和8年度概算要求額 87億円（75億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料環境適合利用推進課 CCS政策室

事業目的・概要

事業目的

CCUSは2050年カーボンニュートラルの達成に向けて鍵となる技術であり、本事業では、北海道苫小牧市における大規模CCS実証、CO₂船舶長距離輸送技術開発、安全かつ低コストなCO₂貯留技術の研究開発等を通して、CCUSの事業化に必要な技術の開発・実証を行う。また、我が国技術の国際展開に向け、技術開発の国際動向調査や規格化に取り組む。

事業概要

我が国の2050年カーボンニュートラル実現に向け、CCUSの事業化を図るため、以下の事業を実施する。

- (1) 苫小牧CCS大規模実証：海洋汚染防止法に基づき、苫小牧CCS大規模実証試験において圧入したCO₂の分析及び海域の状況の監視（モニタリング）等を行う。
- (2) 液化CO₂船舶輸送実証：世界に先駆け、船舶を用いた液化CO₂の長距離輸送の実証を行う。
- (3) 安全なCCS実施のためのCO₂貯留技術の研究開発：CO₂貯留における安全性を担保するため、低コストかつ実用規模の安全管理技術の確立に向けた研究開発を実施する。
- (4) CCS国際連携事業等：CCSに関するバイ・マルチでの協力、国際動向調査および国際規格化に向けた取組を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

平成30年度から令和8年度までの9年間の事業であり、短期的にはCCS事業開始に必要な技術の確立を目指す。中期的には2030年代初頭のCCS事業開始への貢献を目指す。最終的には2050年に年間1.2~2.4億トンのCO₂圧入を目指すとともに、CCUS技術を通じてカーボンニュートラルの実現に貢献する。

先進的CCS支援及び国内外での貯留適地調査事業

令和8年度概算要求額 130億円（17億円）

事業目的・概要

事業目的

本事業は、2030年代初頭までの事業開始を目標とし、事業者主導による横展開可能なビジネスモデルの確立を目指す「先進的CCS事業」を選定し、国が集中的に支援を実施するもの。具体的には、CO₂排出源、輸送方法、CO₂貯留地域の組み合わせが異なる多様なCCS事業モデルの確立を目指す。また、CCS事業の支援措置の在り方についての中間整理を踏まえ、CCSのコスト差に着目した支援等を具体化していく。

加えて、国内外での新たなCO₂貯留適地の確認に向け、地質構造調査等を実施し、貯留適地の拡大を目指す。さらに、事業化に向け、技術的課題の解決を図るとともにJOGMECの業務遂行に必要な知見の蓄積を図るため、調査研究等を行う。加えて、貯留地域等でのCCSへの理解促進が必要であり、必要な環境整備事業を行う。

事業概要

- (1) 「先進的CCS事業」に関して、地上設備の詳細設計や貯留に有望な地域の試掘の支援等を行う。
- (2) CCSのコスト差支援等の具体化に向けた検討を行う。
- (3) 新たなCO₂貯留ポテンシャルの確認を目的とした国内での地質調査等を実施。
- (4) 海外でのCO₂貯留に向け、地質構造調査等を行う。
- (5) 事業化に向けて解決すべき技術的課題に関する動向調査や技術開発を行う。
- (6) 地域の理解促進に向け、関係する地域が行う説明会や勉強会の実施支援等に要する費用を補助。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和5年（2023年）から令和12年（2030年）までの8年間の事業であり、

- (1) 令和5年（2023年）から国内におけるCO₂排出源を対象としたCCS事業の事業性調査および試掘を行い、
- (2) 令和8年（2026年）までに事業化に進む案件を選定し、
- (3) 令和12年（2030年）に年間合計600万～1,200万トンのCCS事業の開始を目指す。

天然ガス利用設備事業

令和8年度概算要求額 **12億円（2.4億円）**

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部ガス市場整備室

事業目的・概要

事業目的

ガス導管は大部分が埋設されていることから風水害の影響を受けにくい特徴があり、大部分は耐震性も備えているため、地震・風水害などによる供給途絶リスクは低い。近年、災害の発生頻度が増加していることから、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入・更新を支援することにより、災害時におけるエネルギー供給の強靱性向上を図る。

また、地方の都市ガス事業者が天然ガスを安定的に調達するために必要なパイプラインなどの設備投資に対する負担を軽減することによって、事業リスクの低減、低廉かつ安定した料金、安全性向上、パイプラインの設備による競争環境の整備等を実施し、利用者の利益増進を図る。

事業概要

(1) 天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金
災害時におけるエネルギー供給の強靱性向上を図るため、耐震性の高い中圧ガス導管や低圧ガス導管でガスの供給を受ける、災害時に機能を維持する必要性のある施設（公共性の高い施設、避難所としての機能がより高いその他の避難施設等）において、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入・更新を行う事業者に対し補助を行う。

事業形態、対象者

事業形態 補助事業（1）
利子補給（2）

対象者 民間事業者等（1）
金融機関（2）

(2) 天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金
地方の都市ガス事業者が天然ガスを安定的に調達するために必要な設備投資（パイプライン、出荷基地設備、受入基地設備）等に対する負担を軽減するために利子補給を行う。

天然ガス利用設備事業のうち、

(1) 天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金

令和8年度概算要求額 **8.7億円** (新規)

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部ガス市場整備室

事業目的・概要

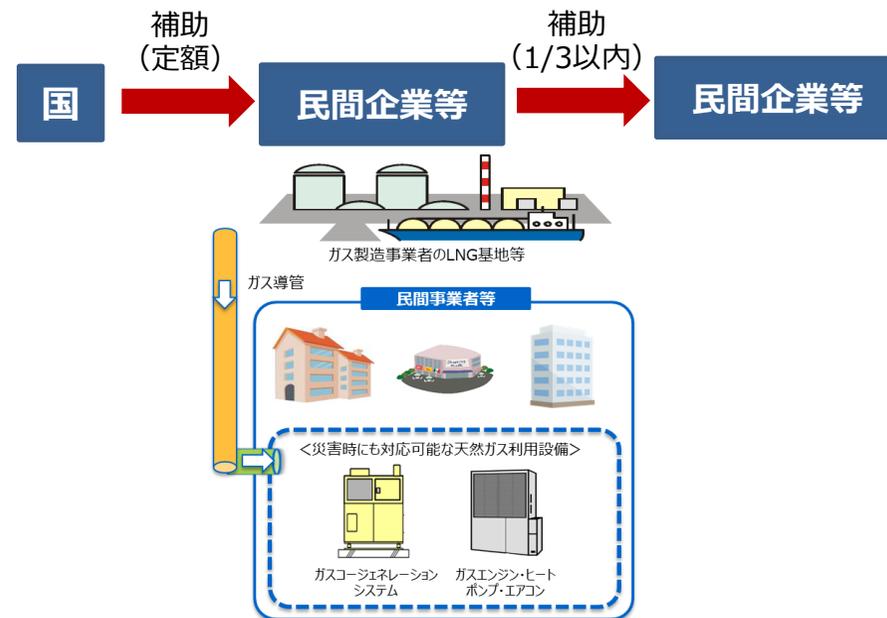
事業目的

ガス導管は大部分が埋設されていることから風水害の影響を受けにくい特徴があり、大部分は耐震性も備えているため、地震・風水害などによる供給途絶リスクは低い。近年、災害の発生頻度が増加していることから、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入・更新を支援することにより、災害時におけるエネルギー供給の強靱性向上を図る。

事業概要

災害時におけるエネルギー供給の強靱性向上を図るため、耐震性の高い中圧ガス導管や低圧ガス導管でガスの供給を受ける、災害時に機能を維持する必要性のある施設（公共性の高い施設、避難所としての機能がより高いその他の避難施設等）において、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入・更新を行う事業者に対し補助を行う。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

令和8年度から令和12年度までの事業であり、公共性の高い施設、避難所としての機能がより高いその他の避難施設等へ、停電対応型の天然ガス利用設備の導入等を促進する。

天然ガス利用設備事業のうち、 (2) 天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金 令和8年度概算要求額 2.8億円 (2.4億円)

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部ガス市場整備室

事業目的・概要

事業目的

地方の都市ガス事業者が天然ガスを安定的に調達するために必要なパイプラインなどの設備投資に対する負担を軽減することによって、事業リスクの低減、低廉かつ安定した料金、安全性向上、パイプラインの設備による競争環境の整備等を実施し、利用者の利益増進を図る。

事業概要

地方の都市ガス事業者が天然ガスを安定的に調達するために必要な設備投資（パイプライン、出荷基地設備、受入基地設備）等に対する負担を軽減するために利子補給を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



LNG基地



サテライト基地



パイプライン

※地方の都市ガス事業者が天然ガスを安定的に調達するために必要な設備の例

成果目標・事業期間

平成22年度から令和12年度までの事業であり、競争的な市場環境の整備によるガス利用者の利益増進を図るため、ガス導管の敷設距離について、事業終了の令和12年度までに累積約29万kmを目指す。

また、天然ガスへの燃料転換による環境負荷の低減を図るため、事業終了の令和12年度までに約470億m³のガス販売量を目指す。

エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金

令和8年度概算要求額 **72億円（79億円）**

資源エネルギー庁電力・ガス事業部

原子力立地政策室

／原子力広報室

事業目的・概要

事業目的

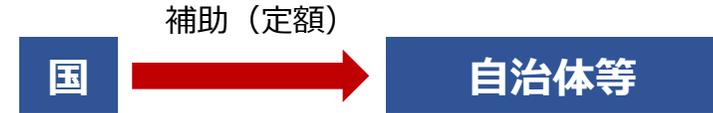
原子力発電所立地地域やその周辺地域における再エネ等を活用したまちづくりビジョンの策定に加え、発電設備などの導入も支援し、再エネを活用した地域振興に関する取組への支援を通じて、地域における多様なエネルギー源の組み合わせ（エネルギー構造の高度化）への理解を深め、持続的かつ自立的な地域の発展につなげることを目的とする。

事業概要

ビジョンの作成や調査・研究等のソフト事業から設備設置等のハード事業まで、再生可能エネルギーを活用した地域振興のための取組を支援。

- (1) 地域理解促進事業：自治体等が行う、再生可能エネルギーを活用した地域振興等の取組を通じて、エネルギー構造の高度化等に係る地域の理解を図る事業を支援。
- (2) 技術開発事業：自治体が行う再生可能エネルギー・省エネルギーに関する技術開発を通じて、当該自治体のエネルギー構造の高度化等に係る地域の理解を図る事業を支援。
- (3) エネルギー構造高度化等相談地域プラットフォーム構築事業：
(1)の事業を行う、自治体等を対象としたエネルギー構造高度化等に係る事業可能性の検討を含めた指導等の事業を行う民間団体等を支援。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【ビジョン策定】



地域エネルギー
ビジョンの策定

【調査・研究】



設備設置に向けた
調査・実証研究

【設備導入】



太陽光発電



小水力発電施設

成果目標・事業期間

平成28年度からの事業であり、長期的にはエネルギー構造の高度化などに向けた地域の理解促進・自立的発展に向けた取組の達成を目指す。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構交付金

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部

政策課

令和8年度概算要求額 470億円（470億円）

事業目的・概要

事業目的

福島再生に向けて除染・中間貯蔵施設事業を加速させるとともに、国民負担の増大を抑制し、電力の安定供給に支障を生じさせないようにすることを目的とします。

事業概要

「福島復興の加速のための迅速かつ着実な賠償等の実施に向けて」（令和5年12月22日原子力災害対策本部決定）を踏まえ、中間貯蔵施設費用担当分について、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対し、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第68条に基づき、交付金を交付します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

「福島復興の加速のための迅速かつ着実な賠償等の実施に向けて」（令和5年12月22日原子力災害対策本部決定）に則り着実に資金交付を行うことを目指します。

電源等の立地地域への支援事業

令和8年度概算要求額 **1,033億円（1,015億円）**

(1) ~ (7) 資源エネルギー庁電力・ガス事業部

電力基盤整備課

(8) 資源エネルギー庁電力・ガス事業部

原子力立地政策室／原子力広報室

事業目的・概要

事業目的

発電用施設等が立地する地方公共団体・企業に対し、交付金や補助金等の支援を通じて、同地域の自立的・持続的な発展を支援することにより、地域住民の電源立地に対する理解促進を図り、発電用施設等の設置及び運転の円滑化を図ることを目的とする。

事業概要

発電用施設等が立地する地方公共団体・企業に対し、以下の取組を行う。

(1) 電源地域振興特別融資促進事業費補助金

株式会社日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫が行った、電源立地地域に立地した企業に対する低利融資に対し、利子補給相当の補助金を交付。

(2) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

原子力発電施設等の周辺地域で雇用を生む新規立地や設備の増設を行った企業に対し、実質的な電気料金の割引となる給付金を最大8年間交付。

事業形態、対象者

事業形態 補助事業 (1) (2)
交付金事業 (3) ~ (8)
委託事業 (8)

対象者 地方公共団体
民間事業者等 (事業内容別資料を参照)

(3) 電源立地地域対策交付金

(4) 交付金事務等交付金

(5) 原子力発電施設等立地地域特別交付金

(6) 原子力発電施設立地地域共生交付金

(7) 核燃料サイクル交付金

発電用施設等が立地する地方公共団体に対して、電源立地地域における住民の生活の利便性の向上や産業振興を目的として交付金を交付。

(8) 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業

再稼働や廃炉など、原子力発電施設等を取り巻く環境変化が立地地域に与える影響を緩和するとともに、災害からの住民の安全確保に資する措置を通じて立地地域の住民の福祉の向上を図るため、経済支援や交付金を交付。

電源等の立地地域への支援事業のうち、 (1) 電源地域振興特別融資促進事業費補助金 令和8年度概算要求額 0.02億円 (0.04億円)

事業目的・概要

事業目的

金融機関が電源地域に立地する企業に対して行う融資に対し、利子補給相当の補助金を交付することにより、電源地域への企業立地を促進し、もって、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図ることを目的とする。

事業概要

電源立地地域の自立的かつ持続的発展を図るために株式会社日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫が行った、電源立地地域に立地した企業に対する低利融資に対し、利子補給相当の補助金を交付。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

補助
(定額：利子補給金
0.7%以内)

国



(株)日本政策投資銀行等

交付対象：低利融資を行う金融機関
※新規融資は平成19年度をもって終了

成果目標・事業期間

平成2年度からの事業であり、現在は新規採択は行っておらず、既存案件に対する後年度負担分（令和13年度まで）のみ実施。

電源等の立地地域への支援事業のうち、

(2) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金令和8年度概算要求額 **66億円 (66億円)**

事業目的・概要

事業目的

原子力発電施設等の周辺地域における企業立地支援を通じて、同地域の自立的・持続的な発展を支援することにより、地域住民の電源立地に対する理解促進を図り、発電用施設等の設置及び運転の円滑化につなげる。

事業概要

原子力発電施設等の周辺地域における企業立地支援を通じて、同地域の雇用促進と産業振興を図るため、同地域で雇用を生む新規立地や設備の増設を行った企業に対し、実質的な電気料金の割引となる給付金を最大8年間交付。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



対象者：原子力発電施設等の周辺地域に新規立地又は増設した企業
(平成27年10月1日以降、製造業及び自治体が積極的に誘致する業種に限定)
補助率：定額(立地地点、契約電力、雇用者数等により補助金額を算定)

成果目標・事業期間

原子力発電施設等の周辺地域における企業立地に対する支援を通じ、当該地域の雇用促進と産業振興を目指す。

電源等の立地地域への支援事業のうち、

(3) 電源立地地域対策交付金

令和8年度概算要求額 794億円 (777億円)

事業目的・概要

事業目的

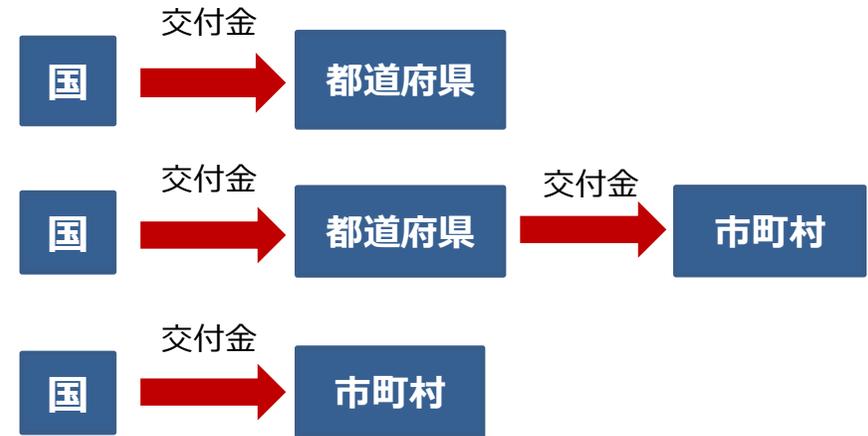
発電用施設等が立地する地方公共団体に対し、出力、発電電力量等によって算出される交付限度額の範囲内で交付金を交付し、発電用施設等の設置及び運転の円滑化を図る。

事業概要

発電用施設等が立地する都道府県又は市町村に対して、交付金を交付。この交付金は、電源立地地域における住民の生活の利便性の向上や産業振興を目的として行われる以下の各種事業の費用に充てることができる。

- ① 公共用施設に係る整備、維持補修及び維持運営措置
- ② 企業導入・産業活性化措置（企業の導入の促進のための事業、地域の産業の近代化及び活性化のための事業）
- ③ 福祉対策措置（社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備及び運営）
- ④ 地域活性化措置（地域の産業振興に資する事業、地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業、地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業） 等

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

住民の生活の利便性の向上や産業振興を目的として行われる各種の事業への支援を通じ、すべての交付先の自治体において発電用施設の設置・運転の円滑化について地域住民の理解の促進を目指す。

電源等の立地地域への支援事業のうち、

(4) 交付金事務等交付金

令和8年度概算要求額 0.3億円 (0.3億円)

事業目的・概要

事業目的

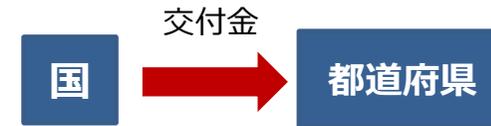
電源立地地域対策交付金等の交付に要する事務費等に充てるための交付金を交付し、都道府県の同事務に対する負担を緩和することによって発電用施設等の設置及び運転の円滑化に寄与する。

事業概要

発電用施設等が立地する市町村等をその区域に含む都道府県に対して、交付金を交付。この交付金は以下の事業を実施するための費用に充てることができる。

- ①公共用施設整備計画の作成等に要する費用に充てるための交付金を交付。
- ②電源立地地域対策交付金等の全部及び一部が都道府県を通じ市町村等に間接交付されており、これら間接交付事務に要する費用に充てるための交付金を交付。
- ③電源立地地域対策交付金等において、大規模な公共用施設等の整備を行う場合の有識者等における施設等の規模の妥当性等の検討に要する費用に充てるための交付金を交付。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

電源立地地域対策交付金等の交付に要する事務費や交付金事業の内容の検討に係る費用等に対し交付金を交付し、交付金事業の円滑な実施を目指す。

電源等の立地地域への支援事業のうち、 (5) 原子力発電施設等立地地域特別交付金

令和8年度概算要求額 **40億円 (42億円)**

事業目的・概要

事業目的

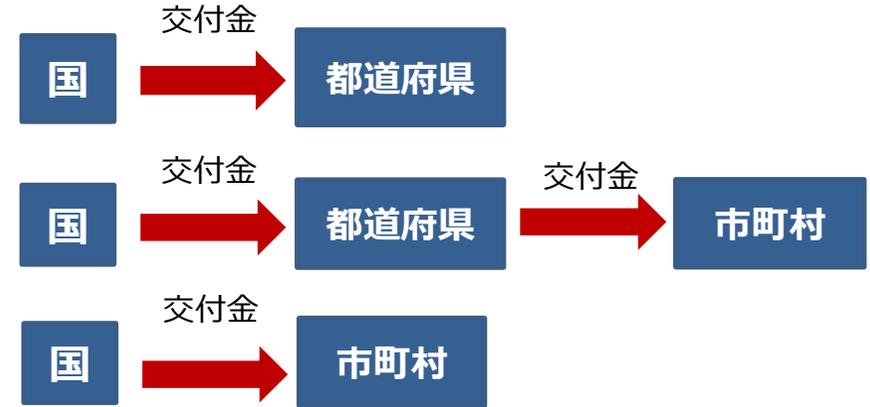
原子力発電施設等の設置が行われ、又は行われることが予定されている都道府県又は市町村に対し、地域振興に寄与するための事業に措置することが特に必要と認める場合に、交付金を交付し、原子力発電用施設等の設置及び運転の円滑化を図ることを目的とする。

事業概要

原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に特に資する場合に都道府県又は市町村に対して交付金を交付する。この交付金は以下の事業を実施するための費用に充てることができる。

- ① 公共用施設に係る整備、維持補修及び維持運営措置
- ② 企業導入・産業活性化措置（企業の導入の促進のための事業、地域の産業の近代化及び活性化のための事業）
- ③ 福祉対策措置（社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備及び運営）
- ④ 地域活性化措置（地域の産業振興に資する事業、地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業、地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業） 等

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



交付対象：原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため、特に必要があるものとして認められた計画に基づく事業を実施する都道府県又は市町村
 交付額：原則として、1計画につき25億円を限度額とする

成果目標・事業期間

住民の生活の利便性の向上や産業振興を目的として行われる各種の事業への支援を通じ、すべての交付先の自治体において発電用施設の設置・運転の円滑化について地域住民の理解の促進を目指す。

電源等の立地地域への支援事業のうち、 (6) 原子力発電施設立地地域共生交付金 令和8年度概算要求額 6.2億円 (9.6億円)

事業目的・概要

事業目的

運転年数が30年を経過している原子力発電施設が所在している道県に対し、交付金を交付し、原子力発電施設の長期的な運転の円滑化を図ることを目的とする。

事業概要

運転年数が30年を経過している原子力発電施設が所在する道県に対して交付金を交付する。この交付金は、原子力発電施設の長期的な運転の円滑化に資するため特に必要があるものとして認められた計画に基づく以下の事業を実施するための費用に充てることができる。

- ① 公共用施設に係る整備及び維持補修措置
- ② 企業導入・産業活性化措置（企業の導入の促進のための事業、地域の産業の近代化及び活性化のための事業）
- ③ 福祉対策措置（社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備及び運営）
- ④ 地域活性化措置（地域の産業振興に資する事業、地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業、地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業） 等

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



交付対象：運転年数が30年を経過している原子力発電施設が所在している道県
 交付額：1原子力発電所につき25億円を限度額とする

成果目標・事業期間

住民の生活の利便性の向上や産業振興を目的として行われる各種の事業への支援を通じ、すべての交付先の自治体において発電用施設の設置・運転の円滑化について地域住民の理解の促進を目指します。

電源等の立地地域への支援事業のうち、

(7) 核燃料サイクル交付金

令和8年度概算要求額 19億円 (8.3億円)

事業目的・概要

事業目的

核燃料サイクル施設等（※）の設置及び運転の円滑化を図るため、既に核燃料サイクル施設等の立地受け入れ等を行った都道府県に対し、交付金を交付。

（※）使用済燃料の一時的な貯蔵施設もしくは使用済燃料を再処理して取り出したプルトニウムとウランを混ぜた燃料（MOX燃料）を加工する施設及びその燃料を使用する原子力発電所

事業概要

核燃料サイクル施設等の設置及び運転の円滑化に資するために特に必要と認められる場合に、都道府県に対して交付金を交付する。この交付金は以下の事業を実施するための費用に充てることができる。

- ① 公共用施設に係る整備及び維持補修措置
- ② 企業導入・産業活性化措置（企業の導入の促進のための事業、地域の産業の近代化及び活性化のための事業）
- ③ 福祉対策措置（社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備及び運営）
- ④ 地域活性化措置（地域の産業振興に資する事業、地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業、地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業）等

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



交付対象：核燃料サイクル施設等の立地受け入れ等を行った都道府県
 交付額：1核燃料サイクル施設等につき60億円を限度額とする

成果目標・事業期間

住民の生活の利便性の向上や産業振興を目的として行われる各種の事業への支援を通じ、すべての交付先の自治体において核燃料サイクル施設等の設置・運転の円滑化について地域住民の理解の促進を目指す。

電源等の立地地域への支援事業のうち、 (8) 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業 令和8年度概算要求額 108億円 (111億円)

資源エネルギー庁電力・ガス事業部
原子力立地政策室
／原子力広報室

事業目的・概要

事業目的

原子力発電施設の立地地域等の経済・雇用の基盤の強靱化につながる新たな産業の創出等、中長期的な視点に立った地域振興を国と立地自治体が一体となって取り組み、再稼働や廃炉など原子力発電施設等を取り巻く環境変化が立地地域に与える影響を緩和すること、及び災害からの住民の安全確保に資する措置を通じて立地地域の住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

事業概要

原子力発電施設の立地地域等の実情・ニーズを踏まえて、地域資源の創出と、その活用やブランド力の強化を図る産品・サービスの開発、販路拡大、PR活動等の地域の取組支援等を行い、立地地域への集客向上、雇用の確保、新たな産業の創出等を目指す。また、再稼働や廃炉など、原子力発電施設等を取り巻く環境変化が立地地域に与える影響を緩和するとともに、災害からの住民の安全確保に資する措置を通じて立地地域の住民の福祉の向上を図るため、以下の事業に充てることができる交付金を交付する。

(1) 原子力発電施設等経済支援

自治体の総合戦略等に基づく実施体制づくり、計画策定から、ブランディング、事業化まで、地域の主体性を維持しながら、専門家によるサポート等を実施。

(2) 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金

公共用施設に係る設備、維持補修及び維持運営事業、企業導入・産業活性化に資する事業、福祉対策に資する事業、地域活性化に資する事業等に対し、交付金を交付。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

(1) 原子力発電施設等経済支援



(2) 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金



(※) 原発等の状況への大きな変化や、これまでの運転状況の事情などを踏まえた対応が必要な場合に限る。

成果目標・事業期間

2014年からの事業であり、長期的には立地地域への集客向上、雇用の確保、新たな産業の創出等、立地地域の産業振興や原発等を取り巻く環境変化が立地地域に与える影響の緩和を図る。

福島特定原子力施設地域振興交付金

令和8年度概算要求額 84億円（84億円）

事業目的・概要

事業目的

「中間貯蔵施設等に係る対応について」（平成26年8月8日環境省、復興庁）（※）を踏まえ、福島県に対して、福島第一原子力発電所の事故という特殊事情に鑑み、平成27年度から30年間にわたって継続して交付金を交付。

（※）「中間貯蔵施設等に係る対応について」（平成26年8月8日環境省、復興庁）抜粋
福島第一原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金

福島第一原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金については、同原子力発電所の事故による廃炉という特殊事情に鑑み、現行の同原子力発電所に係る特例措置（毎年度67億円）を増額（+17億円）し、増額分を県に対して30年間継続して交付することとします（総額で510億円の増額）。

事業概要

福島県に交付金を交付。この交付金は、住民の生活の利便性の向上や産業振興を目的として行われる以下の各種事業の費用に充てることができる。

- ① 公共用施設に係る整備、維持補修及び維持運営措置
- ② 企業導入・産業活性化措置（企業の導入の促進のための事業、地域の産業の近代化及び活性化のための事業）
- ③ 福祉対策措置（社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備及び運営）
- ④ 地域活性化措置（地域の産業振興に資する事業、地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業、地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業）等

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

平成27年度から30年間にわたって、福島県に対して交付金を交付し、住民の生活の利便性の向上や産業振興を図る。

原子力国際協力事業

令和８年度概算要求額 8.0億円（7.6億円）

事業目的・概要

事業目的

国際原子力機関（IAEA）に対し特別拠出を行い、原子力に関する情報発信・透明性向上、原子力発電導入に不可欠な基盤・環境整備を支援するとともに、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉から得られる知見・教訓を国際社会と共有する。また、経済協力開発機構／原子力機関（OECD／NEA）に対して拠出を行い、原子力発電等に関する政策・技術・経済的な検討に参加することを目的とする。

さらに、原子力発電を導入しようとする国に対し、原子力の平和利用等に係る制度・人材育成等の基盤整備に関する協力を行うことにより、これらの国における安全かつ確実な原子力発電導入に寄与する。

事業概要

（１）国際原子力機関等拠出金

我が国が派遣するコスト・フリー・エキスパートを中心として、セミナーやワークショップの開催、IAEAのレビューミッションの派遣等を行い、廃炉、放射性廃棄物処理、基盤整備支援等を行う。また、IAEAの国際的な専門家グループを東京電力福島第一原子力発電所へ派遣し、廃炉の進捗状況に対する評価・助言等を実施する。

事業形態、対象者

事業形態 拠出金（１）（２）
補助（３）

対象者 民間事業者等（事業内容別資料を参照）

（２）経済協力開発機構原子力機関拠出金

OECD／NEAにおける、原子力発電、核燃料サイクル、放射性廃棄物等に関する活動に対して拠出金を拠出し、各国が取り組むべき共通の課題の解決を目的とした専門家による最先端の知見や豊富な経験の共有、各種報告書とりまとめ等の活動、新規導入国を含めた幅広い対話等に参画・牽引する。

（３）原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金

原子力発電導入検討国からの専門家の招聘、我が国専門家の当該国への派遣等を通じ、原子力発電導入に必要な法制度整備や人材育成等を中心とした基盤整備支援事業を行う民間事業者等に対して補助を行う。

原子力国際協力事業のうち、 (1) 国際原子力機関拠出金

令和8年度概算要求額 4.9億円 (4.9億円)

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 原子力政策課

電力・ガス事業部 原子力発電所事故収束対応室

事業目的・概要

事業目的

国際原子力機関（IAEA）に対し特別拠出を行い、我が国とIAEAが持つ知見、技術、リソースを活用し、原子力に関する情報発信・透明性向上のノウハウの普及、原子力発電導入に不可欠な基盤・環境整備を支援するとともに、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉から得られる知見・教訓を国際社会と共有することを目的とする。

事業概要

我が国が派遣するコスト・フリー・エキスパートを中心として、セミナーやワークショップの開催、IAEAやそれ以外の国際的な専門家グループによるレビューミッションの派遣等を行い、原子力平和利用や廃炉、放射性廃棄物処理に関する公衆の理解促進、そのためのコミュニケーションスキルの向上、高いレベルの安全性等の確保に資する原子力発電導入国の基盤整備支援を行う。また、IAEAの国際的な専門家グループを東京電力福島第一原子力発電所へ派遣し、廃炉の進捗状況に対する評価・助言等を実施するとともに、知見・教訓を国際社会と共有する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

平成18年度からの事業であり、原子力の平和利用に資するプログラムの着実な実施により、令和17年度において14件の成果物の獲得を目指す。

原子力国際協力事業のうち、 (2) 経済協力開発機構原子力機関拠出金 令和8年度概算要求額 1.2億円 (0.9億円)

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部 原子力政策課

事業目的・概要

事業目的

経済協力開発機構／原子力機関（OECD／NEA）が提供している、原子力発電や核燃料サイクル、放射性廃棄物等に関する政策・技術・経済的な検討を行う議論や、参加国同士の幅広い対話等の場に参画・牽引し、同機関を通じた活動分野を我が国の原子力行政と統合的なものとしつつ、最先端の情報や専門的な知見を獲得することを目的とする。

事業概要

OECD／NEAにおける、原子力発電、核燃料サイクル、放射性廃棄物等に関する活動に対して拠出金を拠出する。これらの分野で、国際的な知見・経験を結集して取り組むべき共通の課題の解決を目的とした、各国の専門家による最先端の専門的知見や豊富な経験の共有、各種報告書とりまとめ等の活動や、原子力利用国から新規導入国まで含めた幅広い対話等に参画・牽引する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

平成18年度からの事業であり、令和12年度には公開レポート数60件を目指す。

原子力国際協力事業のうち、

(3) 原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金

令和8年度概算要求額 1.9億円 (1.9億円)

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 原子力政策課

事業目的・概要

事業目的

原子力発電を導入しようとする国に対し、核不拡散・平和利用、原子力損害賠償等に係る制度整備・人材育成等の基盤整備に関する協力を行うことにより、これらの国における安全かつ確実な原子力発電導入に寄与するとともに、ひいては国際的な原子力安全の強化に資することを目的とする。

事業概要

原子力発電導入検討国からの専門家の招聘、我が国専門家の当該国への派遣等を通じ、原子力発電導入に必要な法制度整備や人材育成等を中心とした基盤整備支援事業を行う民間事業者等に対して補助を行う。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

平成21年度からの事業であり、本事業を活用して、安全な原子力発電の導入に向けて取り組み、かつ我が国の安全性の高い原子力技術の導入に関心を持つ国の数が令和10年度までに16カ国となることを目指す。

原子力の広報事業

令和8年度概算要求額 15億円（15億円）

- (1) 資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地政策室・原子力広報室
核燃料サイクル産業立地対策室
放射性廃棄物対策課
福島復興推進グループ福島広報戦略・風評被害対応室
- (2) 資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地政策室・原子力広報室

事業目的・概要

事業目的

エネルギー基本計画（第7次：令和7年2月18日閣議決定）において、「東京電力福島第一原子力発電所事故から10年が経過した今もなお、国民の間にある原子力に対する不信・不安は払拭できておらず、エネルギーに関わる行政・事業者に対する信頼は依然として低い。また、行政に対して、原子力に対する正確で客観的な情報提供を求める声もある。この状況を真摯に受け止め、その反省に立って信頼関係を構築するためにも、原子力に関する丁寧な広聴・広報を進める必要がある。」とされているとおり、原子力に関する丁寧な広聴・広報を進めることを目的とする。

事業概要

(1) エネルギー基本計画を踏まえ、科学的根拠や客観的事実に基づいた以下の広報等事業を実施する。

- ①原子力一般や核燃料サイクルなどの基本政策
- ②高レベル放射性廃棄物の最終処分
- ③福島第一原発事故やその対応の経緯等

令和8年度は、引き続き、立地地域やその周辺地域への丁寧な広聴・広報、メディアミックス広報の実施等、電力消費地域や次世代層をはじめとした国民全体への広聴・広報に取り組むとともに、福島県が行う情報発信・研修等の取組への支援を行います。また、最終処分の実現に向けて、全国及び地域における理解促進活動を実施する。

事業形態、対象者

事業形態 委託事業（1）①②
補助事業（1）③
交付金事業（2）

対象者 地方自治体、民間事業者等
（事業内容別資料を参照）

(2) ①原子力発電施設等の立地地域の住民に対して、当該施設に関する情報の提供等を行う事業、②原子力発電施設等の立地地域の住民に対して、原子力発電に関する知識の普及のための施設の整備を行う事業、③温排水の周辺水域における温度の分布、温度変化の状況等の調査に関する事業等に要する費用に充てるため、原発立地道県等が実施する事業に対して交付金を交付する。

原子力の広報事業のうち、

(1) 原子力に関する国民理解促進のための広聴・広報事業費

令和8年度概算要求額 6.3億円 (6.4億円)

- (1) 資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地政策室・原子力広報室 / 核燃料サイクル産業立地対策室
- (2) (4) 放射性廃棄物対策課
- (3) 福島復興推進グループ福島広報戦略・風評被害対応室

事業目的・概要

事業目的

福島第一原発事故を踏まえ、原子力を含む我が国のエネルギー政策、放射線等の理解促進や風評被害の防止等、核燃料サイクル施設の立地地域における理解を促進するとともに、高レベル放射性廃棄物等の処分事業の必要性や福島第一原発事故や対応の経緯等について広く国民に周知することを目的とする。

事業概要

エネルギー基本計画を踏まえ、科学的根拠や客観的事実に基づいた以下の広報等事業を実施する。

- (1) 原子力一般や核燃料サイクルなどの基本政策
- (2) 高レベル放射性廃棄物の最終処分
- (3) 福島第一原発事故やその対応の経緯等
- (4) 将来のまちづくり

令和8年度は、引き続き、立地地域やその周辺地域への丁寧な広聴・広報、メディアミックス広報の実施等、電力消費地域や次世代層をはじめとした国民全体への広聴・広報に取り組むとともに、福島県が行う情報発信・研修等の取組への支援を行う。

また、最終処分の実現に向けて、全国及び地域における理解促進活動を実施する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



(1) 原子力発電・核燃料サイクル施設広聴・広報等事業



(2) 放射性廃棄物広聴・広報等事業

(3) 原子力災害等に関する情報発信・研修事業



成果目標・事業期間

平成26年度からの事業であり、原子力や核燃料サイクルを含む我が国のエネルギー政策、放射線等の理解促進や高レベル放射性廃棄物等の最終処分への認知度向上、福島第一原発事故及びその対応の経緯について情報発信・研修を行い、災害の記憶と教訓を伝承していくことにより、記憶の風化防止を図る。

原子力の広報事業のうち、 (2) 広報・調査等交付金

令和8年度概算要求額 **8.7億円 (8.9億円)**

資源エネルギー庁電力・ガス事業部
原子力立地政策室
／原子力広報室

事業目的・概要

事業目的

地方自治体が地域住民に対する原子力発電に係る知識の普及及び住民の生活に及ぼす影響に関する調査等を行うことによる、原子力発電施設等に関する地域住民の理解の向上を目的とする。

事業概要

- (1) 原子力発電施設等の立地地域の住民に対して、当該施設に関する情報の提供等を行う事業
- (2) 原子力発電施設等の立地地域の住民に対して、原子力発電に関する知識の普及のための施設の整備を行う事業
- (3) 温排水の周辺水域における温度の分布、温度変化の状況等の調査に関する事業

等に要する費用に充てるため、原発立地道県等が実施する事業に対して交付金を交付。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



○事業イメージ



自治体作成の
原子力広報誌



地域住民、行政、電力事業者
及び科学者等の双方向の対話



自治体が提供する
スマートフォンアプリ

成果目標・事業期間

昭和49年度からの事業であり、自治体が行う原子力広報等の各種事業活動への支援を通じ、立地地域の住民の理解の促進を図る。

原子力の利用状況等に関する調査委託費

令和8年度概算要求額 **2.1億円（2.3億円）**

事業目的・概要

事業目的

原子力については、エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定）において「再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠である」と位置付けられているところ、我が国及び諸外国における原子力の利用状況等に関する動向調査を行うことで、今後の原子力政策の方向性等に係る検討に活用することを目的とする。

事業概要

発電用原子炉等をめぐる諸外国の原子力政策の変化や国内外の産業界の動向等、今後の原子力政策の的確な立案に資する調査を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



調査実績（例）

- 国内外における原子力政策・産業動向調査等
- 国内外における原子力イノベーションの動向調査
- 国内外における原子力人材に関する調査
- 諸外国における原子力発電所の利用に関する事項の調査

成果目標・事業期間

令和元年から令和9年までの9年間の事業であり、契約した調査成果を政策の検討に100%活用し、今後の原子力政策の適確な立案につなげていくことを目指す。

原子力の安全性向上及び社会的要請に応える革新的な技術開発支援

資源エネルギー庁

令和8年度概算要求額 **19億円（20億円）**

電力・ガス事業部原子力政策課

事業目的・概要

事業目的

エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定）において、「原子力については、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる必要がある」、「再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠」としている。

本事業では、原子力の安全性向上に資する技術開発や分散電源など社会的なニーズに対応できる原子力技術開発の支援を目的とする。

事業概要

（1）原子力の安全性向上に資する技術開発事業

軽水炉安全技術・人材ロードマップ（平成29年3月改訂）において、経済産業省が取り組むべきであり、かつ優先度が高いとされた課題の解決等に向けて、研究機関やメーカー等が実施する原子力の安全性向上に資する技術基盤の整備、技術開発を支援する。

事業形態、対象者

事業形態 補助事業（1）（2）
委託事業（1）

対象者 民間事業者等（事業内容別資料を参照）

（2）社会的要請に応える革新的な原子力技術開発支援事業
安全性・信頼性・効率性の一層の向上に加えて、多様な社会的要請にも応える原子力技術のフェージビリティスタディや開発の支援、また、民間企業等がイノベーションを進めるのに必要となる共通基盤技術の開発を支援する。

原子力の安全性向上及び社会的要請に応える革新的な技術開発支援のうち、

(1) 原子力の安全性向上に資する技術開発事業

令和8年度概算要求額 **16億円 (16億円)**

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力政策課

事業目的・概要

事業目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故で得られた教訓を踏まえ、今後も更なる安全性向上に向けた取組を加速させていくことが必要である。

エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定）では「原子力については、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる必要がある」とされているところ、原子力の安全対策高度化に資する技術開発を支援し、安全技術の水準向上を図る。

事業概要

軽水炉安全技術・人材ロードマップ（平成29年3月改訂）において、経済産業省が取り組むべきであり、かつ優先度が高いとされた課題の解決等に向けて、研究機関やメーカー等が実施する原子力の安全性向上に資する技術基盤の整備、技術開発を支援する。

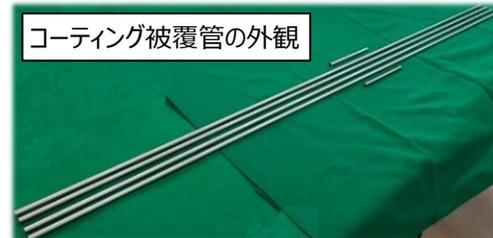
令和8年度は、過酷事故時に損傷しにくい事故耐性燃料の部材開発と照射試験、原子炉の長期運転実現に向けた炉内構造物の健全性評価手法の高度化など、既存軽水炉の更なる安全対策高度化に資する技術開発を実施予定。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



事業支援例

- 過酷事故時に損傷しにくい事故耐性燃料の部材開発や照射試験
- 原子炉の長期運転実現に向けた炉内構造物の健全性評価手法の高度化



成果目標・事業期間

平成24年から令和9年までの16年間の事業であり、短期的には軽水炉安全に係るシミュレーション手法やデータベース等の成果の数について10件を目指す。中期的には軽水炉安全に係るシミュレーション手法やデータベース等の成果の数について20件を目指す。最終的には軽水炉安全に係るシミュレーション手法やデータベース等の成果の数について、令和9年度までに30件を目指す。

原子力の安全性向上及び社会的要請に応える革新的な技術開発支援のうち、

(2) 社会的要請に応える革新的な原子力技術開発支援事業

令和8年度概算要求額 **2.8億円 (3.8億円)**

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力政策課

事業目的・概要

事業目的

エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定）では、「再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠」であり、原子力の「新しい安全対策に係る技術開発を促進し、実用化を加速する」こととしている。本事業では、原子力技術の高度化に資する技術開発を支援することにより、安全性の更なる向上に加え、分散電源など社会的なニーズに対応できる原子力技術の開発を目的とする。

事業概要

- (1) 安全性・信頼性・効率性の一層の向上に加えて、多様な社会的要請にも応える原子力技術のフィージビリティスタディ・開発を実施。
- (2) 民間企業等がイノベーションを進めるのに必要となる共通基盤技術の開発を、これまでの原子力開発に関する知見や施設を有する日本原子力研究開発機構において実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



事業支援例

- 多用途モジュール式超安全マイクロ炉の開発
- 熱貯蔵及び熱利用を含む原子炉システム
安全性評価技術の開発



成果目標・事業期間

令和元年から令和9年までの9年間の事業であり、短期的には、令和7年度までに技術開発の成果を企業の自社事業として、2件引き継ぐことを目指す。
中期的には、令和9年度までに技術開発の成果を企業の自社事業として、5件引き継ぐことを目指す。
最終的には、企業の自主事業として引き継がれた成果を令和14年度までに、規格基準への適用を1件目指す。

原子力産業基盤強化事業

国庫債務負担行為要求額 **34億円** ※令和8年度概算要求額31億円（39億円）

事業目的・概要

事業目的

エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定）において、「我が国の原子力産業・人材基盤は、高い国産化率と技術を誇り、国内経済や雇用に対する貢献度も高く、既設炉の再稼働や革新軽水炉・小型軽水炉等の次世代革新炉の開発・設置に向けても不可欠である」としている。

本事業では、原子力産業・サプライチェーン全体の強化のため、①世界トップクラスの優れた技術を有するサプライヤの支援、②技術開発・再稼働・廃炉などの現場を担う人材の育成等に取り組む。これらの取組を通じ、人材・技術・産業基盤を維持・強化し、不断の安全性追求と技術力向上に取り組むとともに、電力の安定供給に向けた原子力産業の構築を図ることを目的とする。

事業概要

（1）サプライチェーン強化事業

世界トップクラスの技術力や経験を有している国内サプライヤによる原子力関連機器・サービスの安全性や信頼性向上に資する技術開発、事業撤退を余儀なくされる事業の継承、製造プロセスにおけるデジタル化の促進等を支援。加えて、持続可能な原子力産業基盤の実現に向けた課題に複数の事業者が連携して取り組むこと等を促進。

（2）原子力人材の育成支援事業

現場技術者の技術開発力強化・運転保守業務の技能向上・事故への対応能力強化のための講義や実習等により、原子力産業の現場を支える人材を育成。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）サプライチェーン強化事業



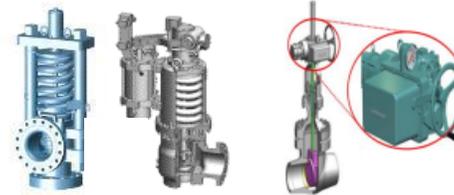
（2）原子力人材の育成支援事業



事業支援例

- デジタル活用による職人の技能伝承や代替サプライヤへの承継、海外規格への対応
- 業界大での機器・部素材の供給途絶対策
- 現場人材の技能向上や対応能力強化による原子力人材の育成

～支援対象のイメージ例～



～人材育成講座の受講風景～



成果目標・事業期間

令和7年から令和11年までの5年間の事業であり、最終的には、原子力利用の安全性・信頼性を支えている産業基盤の維持・強化に向けて、原子力関連機器・サービスの実用化5件、事業者連携による業界協調の取組3件、研修者の理解度80%以上となることを目指す。

最終処分を含むバックエンドプロセス加速化事業

令和8年度概算要求額 **52億円（53億円）**

資源エネルギー庁電力・ガス事業部

(1)～(4) 放射性廃棄物対策課

(5) 原子力立地・核燃料サイクル産業課

事業目的・概要

事業目的

第7次エネルギー基本計画（令和7年2月）において、原子力における対応について、「使用済燃料の再処理を始めとする核燃料サイクル、円滑かつ着実な廃炉、高レベル放射性廃棄物の最終処分といったバックエンドへの対応はいずれも原子力を長期的に利用していくにあたって重要な課題である」としている。本事業では、バックエンド問題の解決に向けた技術開発を行うことを目的とする。

事業概要

本事業では、バックエンド問題の解決に向けた以下の取組を行う。

(1) 高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業

高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関し、具体的な地点を対象とした調査評価のための基盤となる技術を先行的に整備し、処分事業等の円滑化を図るとともに、将来世代が最良の処分方法を選択できるよう、代替オプションに関する技術開発を進める。

(2) 低レベル放射性廃棄物の処分に関する技術開発事業

低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルが比較的高い廃棄物を対象とする中深度処分に関し、人工バリアや周辺岩盤の長期にわたる機能確認方法の確立を行うための技術開発等を行う。

(3) 放射性廃棄物共通技術調査等事業

国外における政策動向・研究開発動向を調査するとともに、人材の確保・育成に向けた方法を調査・検討する。また、クリアランス金属に関し、再利用先拡大に向けた取組を進める。

事業形態、対象者

事業形態 補助事業（4）、（5）
委託事業（1）、（2）、（3）、（5）

対象者 民間事業者等（事業内容別資料を参照）

(4) 深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業

深地層研究施設を有効に活用した学術的研究に対して継続的に補助を行う。

(5) 使用済MOX燃料の再処理技術等に係る研究開発事業
使用済MOX燃料を安全かつ安定的に再処理するための技術の実用化に向けた研究開発を実施するとともに、再処理工場・MOX燃料工場の安定的な運転に向けた技術開発等を支援する。

(1) 高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業

令和8年度概算要求額 **34億円 (37億円)**

事業目的・概要

事業目的

高レベル放射性廃棄物等の地層処分は、高い放射能を有する放射性廃棄物を地下300m以上の深さに数万年以上に渡って人間環境から隔離する目的で実施されるが、将来世代へ負担を先送りしないためにも、着実に実施する必要がある。

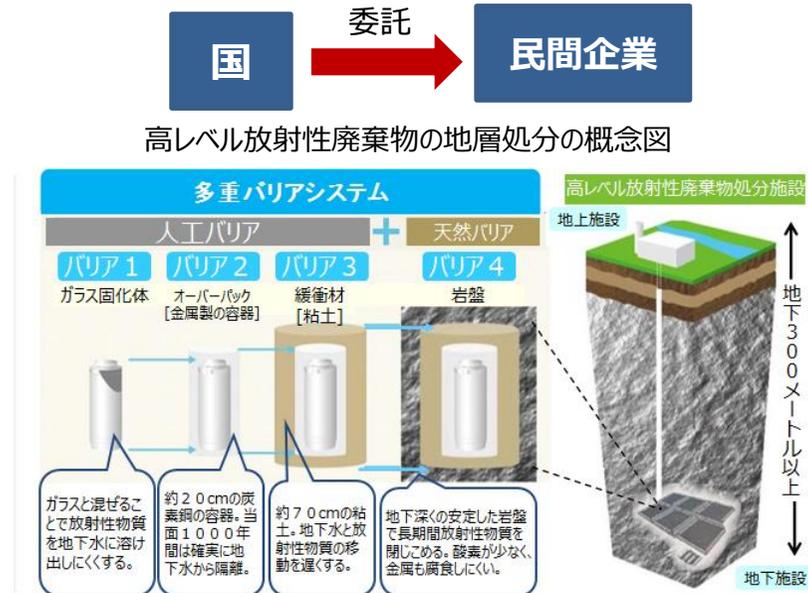
第7次エネルギー基本計画（令和7年2月）において、「国、NUMO、JAEA等の関係機関が、全体を俯瞰して技術開発を着実に進め、最新知見を定期的に反映するとともに、その専門的な評価が国民に十分に共有されることが重要である」としており、「地層処分研究開発に関する全体計画（令和5年度～令和9年度）」（令和5年3月公表）に沿って地層処分等に係る技術的信頼性の更なる向上を目指す。

そこで、処分事業の操業開始までの長期的な展開を視野に入れ、具体的な地点を対象とした調査評価のための基盤となる技術を先行的に整備し、処分事業等の円滑化を図るとともに、将来世代が最良の処分方法を選択できるよう、代替オプションに関する技術開発を並行して進めることを目的とする。

事業概要

本事業を通じて、我が国の地下環境に着目し、沿岸部の地質環境調査、設計手法、火山や断層、地震などの自然事象の影響を評価する技術、地下坑道を閉鎖する技術、人工バリアの長期的な挙動や放射性核種の移行を評価する技術、廃棄物を回収する技術、代替処分オプション技術に関する研究開発を実施する。これにより、国民の地層処分に対する信頼感を醸成するとともに、地層処分を着実に実施するための基盤技術を整備する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

平成10年から令和9年までの30年間の事業であり、短期的には要素技術を統合化するための道筋を立てる。長期的には構築した要素技術を統合化して、処分事業のプロセスにおける地質環境調査～設計・施工・操業～安全評価の一連の流れの実現性について、総括的に取りまとめる。

(2) 低レベル放射性廃棄物の処分に関する技術開発事業

令和8年度概算要求額 1.7億円 (1.7億円)

事業目的・概要

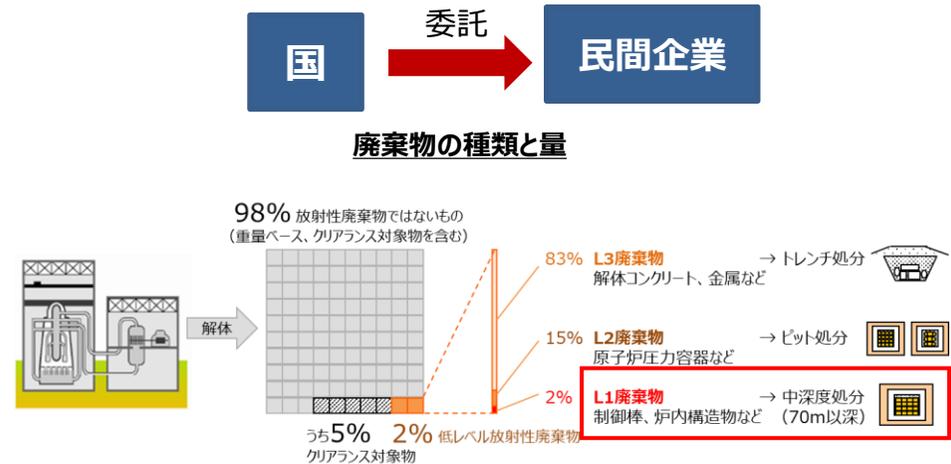
事業目的

第7次エネルギー基本計画（令和7年2月）において、「廃炉等に伴って生じる廃棄物は、低レベル放射性廃棄物の処分場確保を含めた処理・処分を、発生者責任の原則の下、原子力事業者等が着実に進めることを基本としつつ、国として、その円滑な実現に向けた戦略を検討し、必要なサポートや指導を行う。」としている。原子力発電に伴って発生する低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルが比較的高い廃棄物を対象とする中深度処分（地下70m以上の深さ）に関し、地下空洞型処分施設の閉鎖後の人工バリアの長期健全性を確認するためのモニタリング技術の開発を行い、中深度処分事業の円滑化を図ることを目的とする。

事業概要

中深度処分施設の閉鎖後の長期的な管理に資するために、実際の地下環境に構築された中深度処分を想定した実物大の地下空洞を活用し、人工バリアや周辺岩盤の長期に亘る機能確認方法の確立を行うための技術開発等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



原子炉を解体して発生する廃棄物のうち、低レベル放射性廃棄物は2%。放射能レベルに応じて処分する。

成果目標・事業期間

昭和62年から令和11年までの38年間の事業であり、短期的には、中深度処分を対象とする深度に存在する堆積岩用の計測装置の開発や、施設設計や安全性も考慮した設計オプションの整備に関する技術開発計画を立案する。長期的には、開発した計測装置の適用性を実際の試験空洞などにおいて確認するとともに、信頼性の高い設計オプションを整備することで、中深度処分技術開発の信頼性を向上させる。

最終処分を含むバックエンドプロセス加速化事業のうち、

(3) 放射性廃棄物共通技術調査等事業

令和8年度概算要求額 2.2億円 (2.2億円)

事業目的・概要

事業目的

高レベル放射性廃棄物等の地層処分を始めとして、放射性廃棄物処分については長期的事業展開等を視野に入れた継続的取組が不可欠である。そこで、処分事業等の円滑な推進に資するため、事業の基盤となる共通的な技術を先行的に整備するとともに、人材の確保・育成に向けた方法を調査・検討することを目的とする。

また、今後原子力発電所の廃炉の本格化に伴い発生量の増加が見込まれるクリアランス金属*1に関し、加工プロセスの安全性の実証を行った成果を活かし、更なる再利用先拡大に向けた取組を進めることを目的とする。

*1:放射能レベルが極めて低く、人の健康に対する影響を無視できるレベル以下のものとして、原子力規制委員会の確認を受けたもの。

事業概要

放射性廃棄物の処分については、諸外国でも同様の問題を抱えており、それぞれの国において技術調査・分析、研究開発等が行われている。これらには、我が国における放射性廃棄物処分と共通する調査・研究も含まれているため、国外の調査分析・研究開発動向を調査するとともに、わが国における放射性廃棄物処分にとって重要かつ基礎的な課題についての研究助成を通じて研究者・技術者を育成する。

また、クリアランス制度の社会定着に向けた再利用先の拡大のため、これまでの実績を元にした展開等を行う。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

平成12年からの事業であり、短期的には、国際的動向や国内外の研究開発ニーズと整合を図る情報を収集する。また、人材の確保・育成に向けた方法を調査・検討する。加えて、クリアランス金属取扱実績のある地域において、調査等を実施する。

長期的には、国外の処分事業の動向や調査分析・研究開発動向を把握し、処分事業へ反映する。また、技術開発・事業推進に携わる人材の適切な育成を行う。加えて、クリアランス制度の社会定着を目指す。

(4) 深地層の研究施設を使用した試験研究成果に基づく当該施設の理解促進事業

令和8年度概算要求額 1.6億円 (1.6億円)

事業目的・概要

事業目的

第7次エネルギー基本計画（令和7年2月）において「幌延の深地層研究施設等における研究成果を十分に活用していく。」こととされている。また、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（令和5年4月28日閣議決定）において、国及び関係研究機関は「深地層の科学的研究等の基盤的な研究開発（略）等を積極的に進めていく」こと、及び「地方公共団体、関係住民及び国民の理解と協力を得ながら」責務を果たしていくことが求められており、地層処分に関する研究を進める上で「深地層研究施設」は極めて重要な施設であるとともに、同施設に対する地元住民の理解が必要不可欠である。

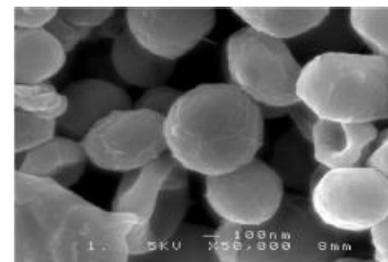
将来、深地層研究施設が実際の最終処分施設になってしまうのではないかとという地元住民等の不安払拭のため、当該施設を有効に活用した学術的研究に対して継続的に補助を行い、研究成果を通じて地元や関連分野に貢献することで、当該施設に対する地元住民等の不安を払拭するとともに、研究開発への理解促進を図ることを目的とする。

事業概要

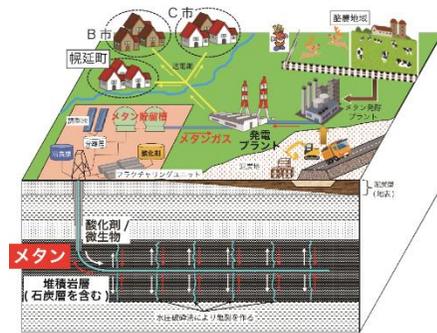
これまでに、堆積岩中の微生物に関する研究、微生物の働きにより二酸化炭素（CO₂）をメタン（CH₄）に変換する技術の開発等を実施している。

当該施設を活用した学術研究を促進し、CO₂の削減に寄与する可能性のある技術開発を行うことで、深地層の研究施設に対する地元等の理解を促し、高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する研究を円滑に実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



幌延深地層研究センターで発見された二酸化炭素からメタンを生成する新種の微生物の顕微鏡写真



微生物を利用して石炭層からメタンガスを生産する事業のイメージ

成果目標・事業期間

平成15年から令和10年までの26年間の事業であり、短期的には、深地層の研究施設を活用した成果を学会や論文等で発表し、関連学術分野に貢献する。
長期的には、深地層の研究施設を活用した成果を通じて地域に貢献し、深地層研究への地域理解を促進する。

最終処分を含むバックエンドプロセス加速化事業のうち、 (5) 使用済MOX燃料の再処理技術等に係る研究開発事業 令和8年度概算要求額 12億円 (11億円)

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
原子力立地・核燃料
サイクル産業課

事業目的・概要

事業目的

第7次エネルギー基本計画において、使用済MOX燃料の再処理については「国際連携による実証研究を含め、2030年代後半を目途に技術を確立するべく研究開発を進めるとともに、その成果を六ヶ所再処理工場に適用する場合を想定し、許認可の取得や実運用の検討に必要なデータの充実化を進める」こととされている。

これを踏まえ、本事業では、核燃料サイクル政策の推進に向け、使用済MOX燃料の再処理技術に関する技術基盤を整備すること等を目的とする。

事業概要

(1) 使用済MOX燃料の再処理技術に関する研究開発

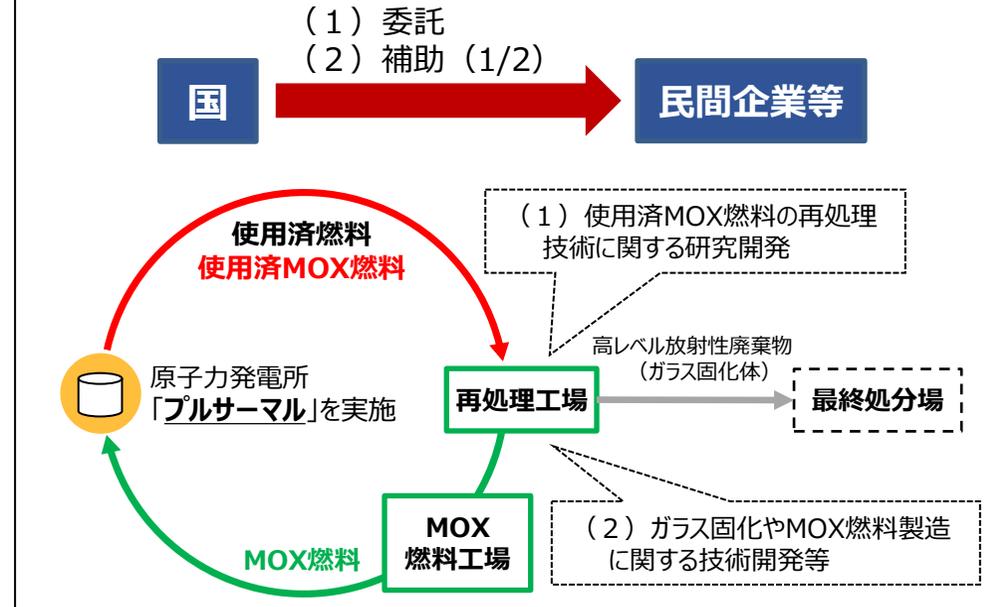
使用済MOX燃料は使用済ウラン燃料と比較して、プルトニウムの含有率が高いため硝酸への溶解性が低いなど、特有の課題がある。そのため、本事業では、使用済MOX燃料を安全かつ安定的に再処理するための技術の実用化に向けた研究開発を実施する。

(2) ガラス固化やMOX燃料製造に関する技術開発等

再処理工場・MOX燃料工場の安定的な運転に向けて、以下の技術開発等を支援する。

- ①使用済燃料の仕様の多様化に対応したガラス固化技術
- ②再処理によって得られたMOX粉末から、安定的にMOX燃料を製造するための技術

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標・事業期間

平成26年度から令和13年度までの18年間の事業であり、短期的には、使用済MOX燃料の安全かつ安定処理が可能となる要素技術等の整備を目指す。

長期的には、使用済MOX燃料の再処理等に向けた取組を可能とすることを旨とする。